令和5年第4回阿武町議会定例会 会議録 第 1 号

令和5年12月7日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 17時08分

議事日程

開会 令和5年12月7日(木) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

追加日程第1 発議第2号 議長辞職願の許可について

追加日程第2 選挙第1号 阿武町議会議長の選挙について

追加日程第6 発議第2号 副議長辞職願の許可について

追加日程第6 選挙第2号 阿武町議会副議長の選挙について

日程第4 発議第1号 議会運営委員会委員の選任について

日程第5 報告第1号 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報

告について

日程第6 議案第1号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例

日程第7	議案第2号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
		する条例
日程第8	議案第3号	阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部
		を改正する条例
日程第9	議案第4号	阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関
		する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第5号	阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第6号	指定管理者の指定について
日程第12	議案第7号	阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
		関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第8号	阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
		基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第9号	阿武町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
		業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正
		する条例
日程第15	議案第10号	阿武町簡易水道事業の設置等に関する条例
日程第16	議案第11号	阿武町集落排水事業の設置等に関する条例
日程第17	議案第12号	令和5年度阿武町一般会計補正予算(第4回)
日程第18	議案第13号	令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特
		別会計補正予算(第2回)
日程第19	議案第14号	令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特
		別会計補正予算(第1回)
日程第20	議案第15号	令和5年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算
		(第2回)
日程第21	議案第16号	令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正
		予算(第2回)
日程第22	請願第1号	阿武町有林野条例改正についての請願

日程第23 委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

1番 米 津 高 明

2番 上 村 萌 那

3番 白松靖之

4番 西村容子

5番 松田 穣

6番 池田倫拓

7番 副議長 市 原 旭

8番 議 長 末 若 憲 二

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長 花田憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中 野 貴 夫

教育長 能野祐司

まちづくり推進課長 藤村憲司

健康福祉課長 矢 次 信 夫

戸籍税務課長 水 津 繁 斉

農林水産課長野原淳

土木建築課長 高橋仁志

教育委員会事務局長 藤田康志

会計管理者 柴田奈美

福賀支所長 佐村秀典

宇田郷支所長 小野智彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 三浦 貴

議会書記 平田祥子

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。本日、令和5年第4回阿武 町議会定例会が招集されました。議員各位には応招ご出席を賜り、誠にありが とうございます。今年もはや12月を迎え、残り20日ばかりとなり、少し早い ようですが、1年を振り返る時期となりました。

今年の夏は猛暑酷暑でありましたが、台風と線状降水帯が多く発生し、全国各地において災害が発生しました。まさに、地球温暖化から地球灼熱化に変わりつつあると思います。我々の次の世代、またその次の世代のことが心配でなりません。早く世界は1つになって、問題を解決することを強く望むものであります。

今年は、夏から秋を飛び越し、冬が訪れたように感じています。秋の紅葉も短く、色も少し例年とは違うように思われました。この冬は暖冬といわれていますが、豪雨同様に、東北から北海道にかけて豪雪が予想されています。

例年発生しています豪雪による車の立ち往生が、今年も発生するのではと危惧しております。この地方でも、カメムシが多い年は雪がよく降るといわれております。適度な雪はあってもいいですが、そうならないように臨んでいます。

また世界を見ますと、ロシアのウクライナ侵略はいまだに解決していない中、イスラエルがパレスチナガザ地区に侵略を行い、ガザ地区では1万5千人を超える死者が出ていて、そのうちの40%は子どもたちだといわれております。このように多く犠牲が出ています。人質解放のための休戦がありましたが、また攻撃が再開されております。どうしてすぐ武力行使に出てしまうのでしょうか、もっと話し合いで解決できるのではないかと思っております。

今、国においては、臨時国会で先月 29 日に補正予算 13 兆 1,992 億円が成立 しましたが、7割近くの8 兆 8,750 億円が国債の発行で賄おうとしていて、国 の借金ばかりが増えていきますので、先ほどと同じように、次の世代に負担ば かりかかります。早く借金依存の財政運営から脱却してほしいものであります。

今期定例会では、一般質問、各議案、請願の審議が行われます。また、この 定例会からエコの取り組みといたしまして、タブレットのみで行います。操作 に不慣れな点もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

また、令和5年の締めくくりの定例会であり、阿武町の輝く令和6年が訪れるよう、議員各位の公正なる判断と、慎重なる審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案 16 件、発議1件、報告1件、 請願1件、全員協議会における報告1件、また6人の方から一般質問の通告が なされております。

本日の出席議員は8人全員です。ただいまより、令和5年第4回阿武町議会 定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。続いて、議事に入りま す。本日の議事日程については、一般質問、議案説明、委員会付託です。

議長諸般の報告

- ○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる9月8日開催の令和5年第3回 阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。
- 9月26日 あぶ健康いきいきフェスタが町民センターで開催され、本職が出席しました。
- 9月27日 令和5年度阿武町交通安全大会が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高尚のとおりであります。
- 9月 28 日 山口県町議会議長会臨時議会が山口県自治会館で開催され、本職が出席しました。
- 10月15日 第19回阿武町グラウンドゴルフ大会が阿武小中学校グラウンドで開催され、本職が出席しました。
- 10月18日 山陰道等早期整備決起大会が萩市総合福祉センターで開催され、議員各位出席されました。
- 10月24日 令和5年度第2回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が国保連合会で開催され、本職が出席しました。
- 11月19日 第35回さん3ふるさと祭りが阿武小中学校で開催され、議員各位出席されました。
- 11 月 24 日 タブレット端末利用者講習会が役場大会議室で開催され、議員各位出席されました。
- 11月29日 第67回町村議会議長全国大会が東京都渋谷区のNHKホールで 開催され、本職が出席をしました。
- 11月30日 午前9時より議会運営員会が開催され、今期定例会に関しての協議がなされました。その結果につきましては、配付資料のとおりです。
- 12月2日 令和5年度阿武町人権を考える集い推進大会が町民センターで開催され、本職が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

- ○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長があいさつを行います。町長。
- ○町長(花田憲彦) 開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員のみなさまには、公私ともにご多繋の中を本定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

また、先ほどもありましたが、今回から本格的にタブレットを使うわけでありますが、お互いに不慣れでご迷惑おかけするような場面もあるかもしれませんが、ご容赦の上、審議がスムーズに進みますように、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、月日が経つのは早いもので、今年も残すところ1月足らずとなりまし

た。振り返ってみますと、2019 年、令和元年 12 月に中国の武漢で発生したとされる新型コロナウイルス感染症が、その後世界中に拡散して、日本においても、本年5月8日の5類感染症になるまでの全数把握の調査によれば、感染者数は 3,380 万人を超えて、死者も 74,000 人を超えるなど、新型コロナ感染症は、経済をはじめ、私達の生活に大きな影響をもたらしてきましたが、ここにきて、私たちの日常生活もようよう本来の生活を取り戻しつつある状況になってきたところであります。

こうした中、先月には福賀大農業まつりをはじめ、宇田郷ふれあい祭り、そして3さんまつりが各地区とも秋晴れの好天に恵まれる中で、ほぼフルスペックに近い形で開催されたところであり、地域住民のみなさまをはじめ、町内外から多くのお客さまをお迎えし、笑顔が広がる久方ぶりの開催になったところであります。

こうした中、本町においては、今年は大きな自然災害もなく、ある意味平穏な1年でありましたが、一方で夏場の異常な高温の連続等によって、水稲や梨、キウイフルーツなどにおいては、少なからず悪影響があったとお聞きしております。

また、県内においては、6月30日から7月の1日の大雨の影響で、美祢市の厚狭川が増水して、JR美祢線は線路や鉄橋に大きな被害が発生し、いまだ復旧の目途が立っていない状況であります。

さて、このような中で、本町の1年を振り返ってみますと、3月に歌手の岩崎宏美さんとジャズピアニストの国府弘子さんによるコンサートを開催し、また4月1日には、高齢者等の交通手段を確保するため、先行して福賀地区で運行が始まったデマンド型の交通を、奈古地区、宇田郷地区においてもそれぞれ運航を開始して、これによって町内全地区で運行が開始されたことになります。

また、子育て支援の強化充実を図るために、従来の高校生までの医療費の無料化、そして保育料の完全無料化に加えて、今年度からは、小中学校の給食も無料化し、これで子育て3点セット、子育て支援3点セットが完成し、さらには萩市との連携により、ファミリーサポートセンターの利用もできるように仕組みを整えたところであります。

また、7月には山口県総合防災訓練に併せて、宇田郷地区で、土砂災害に重点を置いた防災訓練を開催する一方で、新たな企業誘致の受け皿として、AFP、ABUファクトリーパークの整備に向けた取り組みもスタートさせたところであります。

8月には、議員各位にもご参列いただき、道の駅登録 30 周年記念式典を開催し、式典の中で、村岡県知事や国土交通省の中崎中国地方整備局長にもご参加をいただき、山陰道の木与第3トンネル工事によって採掘された流紋岩の貫通石を使った、全国道の駅の発祥の地の記念碑の除幕を行って、全国的に道の

駅阿武町が発祥の駅であることを高らかに宣言することができたことは、大変 意義深かったというふうに思っております。

そして9月には5年ぶりとなる、阿武町交通安全大会を開催したほか、阿武町消防団の奈古第1分団の精鋭が、山口県消防操法大会の基本操法小型ポンプの部に出場して、本町では21年ぶりの快挙となる優勝を飾り、来年10月に宮城県で行われる全国大会への切符を手にいたしましたが、私も消防を所管する総務課長時代から、そして今でも消防には相当な想いを持って取り組んでいるつもりでありますので、本当に嬉しかったわけでありますが、選手のみなさんには引き続きもう1年訓練が続くことになり、本当に大変な状況でもありますが、その中でも来年の全国大会で、ぜひ素晴らしい成績を上げてほしいと願っております。

そして 10 月には、世界的なジャズピアニストの小曽根真さんによるABUジャズフェスティバルを開催し、町内外からホール一杯のお客様をお迎えし、魅了し、また 11 月には各地区でのまつりの開催、そして今月3日の人権を考える集い推進大会におきましては、式典はもとより、金子みすゞの心を伝える、ちひろさんによる素晴らしいコンサートを開催できたほか、くる 16 日には、恒例のイルミネーションフェスティバルの点灯式を予定しているところであり、こうしてこの 1 年を振り返ってみますと、慌ただしい中でもコロナ禍の状況から一定程度脱却し、新たな希望の光が見えてきた年でもあったように思っているところであります。

その一方で、第1次産業の振興や後継者対策をはじめ、雇用の場の確保、移住定住を促進する企業誘致の推進、そして喫緊の課題となった地域医療の持続的な提供体制の構築、また新たな分譲宅地の整備等々、課題は山積しているわけでありますが、ここにきて、うおなの郷が来年3月をもって閉店されることが明らかになり、地域のみなさんの生活基盤の確保に係る新たな課題が出てきたところであり、関係部署の連携の中で、しっかりと対応していきたいと思っているところであります。

こうした中、国においては、先月の 29 日に経済対策に主眼を置いた一般会計で歳出総額 13 兆 1,992 億円の 2023 年度補正予算が成立し、今後低所得者への給付金やガソリン補助など、物価高騰対策に加えて、企業の投資促進対策など、経済への対策を優先し、賃上げを推し進めてデフレ脱却に向けた政策実現が図られるようとしているところであります。

一方で、少子化問題でありますが、厚労省の人口動態統計によりますと、昨年生まれた子どもの数は 77 万 747 人で、1899 年に国が統計をはじめてから後、はじめて 80 万人を下回って、全国的にも少子化が想定を上回るペースで進んでいる状況であります。そして、今年においても、1月から6月までの上期の出生者数は昨年を下回っており、下期の出生差数が劇的に増えなければ、過去

最少を更新する可能性が高く、社会や経済の基盤に大きな影響をおよぼす危機 的な事態となっております。

このような中、政府においては、異次元の少子化対策が掲げられて、若者や 子育て世代の所得を伸ばすために、児童手当の拡充、子育て世帯への住居の用 意、出産一時金の拡大や出産費用の保険適応などを柱とした、子ども未来戦略 方針が示され、今後より具体的なものを示されることになっています。

こうした中、阿武町においては、人口動態、特に出生者でありますが、今年度の11月末までの出生届けによります件数は10人となっておりまして、さらに来年3月までの出生予定者数が5人ほどあるようでありますので、これを合計しますと15人の出生予定となっており、昨年が12人でありますが、これに続いて2年連続で2桁の出生者数をキープできそうな状況となっておりまして、思い切って一般財源もつぎ込んで、これまで取り組んできた阿武町独自の、そして他の市町が追随できない数々の子育て支援や少子化対策が、一定程度成果を上げてきたのかなあというふうな感じで嬉しい限りであります。

一方で、世界に目を向けてみますと、先ほどもありましたが、ロシアのウクライナ侵攻が長期化する一方で、10月にはイスラエルパレスチナ紛争が勃発し、停戦を挟みながらも全く先の見えない戦闘が続いており、国連の果たす役割が機能不全に陥っている状況であり、忸怩たる思いをしているのは私だけではないというふうに思います。

また、地球温暖化の影響による、世界各地での大規模な自然災害の発生、グローバル化する時代の中にあって、原油価格の高騰など地球規模で日常的な平和が脅かされる事案が頻発しており、どこで壊れ顕在化するかわからない、いろいろな脅威の中で、私たちはかろうじて平和な暮らしを享受しているというふうな状況にあります。

私は、これからもこうした中にあって、町民の生命と財産を守り、安全を確保して、経済的にも安心して阿武町で暮らしていただけるような施策を全力で展開していくとともに、時代の流れを読みながら、常に新たな視点に立って、例えばデジタルトランスフォーメーションいわゆるDXなどを積極的に推進し、時代や実態に合わせた効率的な、あるいは合理的な展開も図ってまいりたいと思っている所存であります。

また、現在進めている地域内循環の取り組みを多方面に展開して加速させ、 せっかく町外から獲得したお金を、再び町外に流出させるようなことなく、地 域内で循環を続ける仕組みを構築し、巡り巡って地域のみなさま全体の所得向 上に繋がるようにしていかなければなりません。

さらに、地域通貨導入についても、今後は有償ボランティアの取り組みや、 木の駅プロジェクトなどと連動しながら、地域内経済の循環を促進して、地域 経済を回して、地域が活性化するように努める所存であります。 そして、これからも打てば響く町民1人ひとりに寄り添うまちづくりを合い言葉に、活力と魅力のあるまちづくりのために、さまざまな地域課題に対する施策を積極的に展開して参る所存でありますので、議員各位におかれましても、引き続きご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案に つきまして、その概要を簡単に申し上げます。

今回の議案は 16 件で、内容といたしましては、人事院勧告に伴う給料表の改定をはじめ、期末手当及び勤勉手当の引き上げ等に関する、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正をはじめ、人事院勧告に関連する、町長等の給与及び旅費に関する条例、そして議会議員の議員報酬等に関する条例、及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のそれぞれの一部改正、また、法律等の改正に伴う、国民健康保険税条例の一部改正、さらに、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の指定管理者の再認定、更に、国の通知及び法律改正等に伴う、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、並びに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のそれぞれの一部改正、また、公営企業会計の適用に伴う、簡易水道事業及び集落排水事業の各設置等に関する条例の新たな制定、そして、人事院勧告に伴う人件費の増額等に伴う一般会計補正予算をはじめ、国民健康保険事業における事業勘定及び直診勘定、そして、介護保険事業、さらに漁業集落排水事業の各特別会計の補正予算であります。

次に、全員協議会では、町の執行に係る工事等の請負契約の締結についての 報告が1件であります。

なお、ご提案いたしました各議案のなお詳細につきましては、ここでの説明は省略させていただき、その都度、担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての私のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で、町長のあいさつを終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、白松靖之君、4番、西村容子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる 11 月 30 日開催の議会運営委員会において審議の結果、会期日程のとおり、本日から 12 月 14 日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしという声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 12 月 14 日までの 8 日間と決定しました。

日程第3 一般質問

- ○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が6人ありますので、 議長において通告順に発言を許します。
- ○議長 はじめに、3番、白松靖之君、ご登壇ください。
- ○3番 白松靖之 3番、白松です通告に従いまして、阿武町の人口減少対策 について質問します。日本の人口は 2008 年の1億 2,808 万人をピークに減少 に転じ、2023 年には1億2,330 万人と、15 年間で478 万人減少しました。

阿武町は町政施行時 1955 年の人口が 1 万 789 人、それ以降人口は減少し続け、今年 10 月末の人口が 3,034 人となりました。今年 5 月 29 日から 31 日までの 3 日間、町内 3 地区で行われた、町主催のまちづくり懇談会において、花田町長より、令和 4 年度の町の人口が 3,046 人、自然増減がマイナス 60 人、内わけは死亡 - 72 人、出世 12 人、社会増減が 17 人、内わけは転出 88 人、転入 105 人と発表されました。阿武町発足以来はじめて社会増となったのは大変喜ばしいことではありますが、あまり町民のみなさんには、増えたという実感はないのではないでしょうか。

現在、阿武町では、各種定住奨励金制度を設けています。定住奨励金の支給条件として、Iターン奨励金は、定住の意思のある方がIターンされた場合、また、Uターン奨励金は、定住の意思のある年齢が 65 歳未満の方が就業のためにUターンされた場合となっています。Uターン者のメリットは生活の基盤である家や土地がある、地元のみなさんが知っている家のお子さんやお孫さんであれば、顔見知りであったり親しみがある、人間関係がスムーズにいく、地域の古くからある文化や慣習に理解がすでにある、出身地が町外のIターン者と違って、親の介護等で町を離れることが少ない、またごく一部の話ですが、Iターンで入ってこられた方が地元住民との間でトラブルを起こされたり、親の介護等で実家に帰られたり、Iターンで移住された方への集金や募金のお願いに行きづらいなどのお話を聞いております。

多くの住民のみなさんの移住者の方々への切実な願いは、集落営農法人での 農作業の従事、自治会の道刈、水路掃除、お宮やお寺の催事への参加、自治会、 消防団、婦人会等への加入、地元のまつりへの参加協力などが挙げられます。

ここで、Uターン奨励金の条件の年齢制限と、就業の有無を取り外して、Uターン者の移住を一層促進した方がよいのではないでしょうか。町長の考えを求めます。

○議長 ただいまの3番、白松靖之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。 町長。

○町長 3番、白松議員から阿武町の人口減少対策についてのご質問をいただきましたが、主にUターン奨励金についてのお尋ねでありますので、まず阿武町の人口推移の状況、定住奨励金の改正等の経緯について触れさせていただきたいと思います。

阿武町は昭和 30 年1月1日に、当時の奈古町、福賀村、宇田郷村の1町2村が合併して誕生したことは御案内のとおりであります。人口は合併して当初の昭和 30 年、1955 年、たまたま私の生まれた年でありますが、10 月1日現在の国勢調査の人口が1万789人でありまして、その後は、まさに減り続けて直近の令和2年、2020年10月の国勢調査人口によれば3,055人、そして、本年10月1日の国調ベースでの人口推計では2,899人となっています。今申しましたように、こ令和あくまでも国調ベースの推計値でありまして、ちなみに住民基本台帳人口においては、この9月末が3,036人でありまして、国調人口と住基人口との差は137人でありまして、国調は、例えば住民基本台帳登録はあっても、住民票を置いたまま町外に住む、例えば大学生あるいは高齢者施設等への長期の入所者、こ令和実際には町内での生活実態がないので、これを数に含めないというふうなことで住基人口との差があるわけでありますが、阿武町の人口もいよいよ3,000人を切る事態となっております。

こうした中、本年の5月末に町内3地区で開催したまちづくり懇談会において、先ほどありましたように、令和4年度の人口減少はトータルで43人マイナスということでありました。内わけとして先ほどもありましたが、出生が12人、死亡が70人、これを引くと自然減は60人マイナス60人ということですが、そして転入の105人から転出の88人を引くと社会像が17人プラス17人となって、マイナス60からプラスの17という差で、差し引き阿武町全体では1年間で43人が減ったということになります。ただ社会像については、平成21年度以降若干の変動はありますが、基本的にはプラス基調にあることは、これまで取り組んできた阿武町独自のさまざまな定住対策、子育て支援対策が一定程度功を奏しているのではないかなと、ある意味思っているところであります。なお、ちなみに今年も年度途中でありますが、空き家バンク、あるいは分譲宅地、町営住宅とも転入は順調に推移をしております。

次に、定住奨励金についてでありますが、こ令和平成6年4月に、阿武町定住促進に関する条例、そして定住促進に関する条例施行規則を制定して、Uタ

ーン奨励金は転入奨励金とともに、阿武町への定住を促す奨励金としてメニュー化をいたしたところであります。

当時はUターンの定義として、就業のため1年以上町外に住所を有していた町内の出身者が、就業のために再び阿武町に住所を定め、かつ定住の意思のある45歳以下のものというふうになっておりまして、奨励金の金額は、家族が20万円、単身者が5万円と当時はなっておりました。

一方で、転入奨励金は年齢制限や就業要件はなく、奨励金の額は、家族で家族世帯が 10 万円、単身世帯が 5 万円となっておりまして、45 歳以下の第 1 次産業就業者については、特別に家族世帯が 30 万円、単身者が 10 万円と手厚くしていたところであります。

そして、Uターン奨励金でありますが、白松議員ご指摘のとおり、年齢制限や就業要件を設けているところでありますが、こ令和Uターン者はUターンということでありますから、基本的に阿武町内に実家などの生活基盤があること、そして、また単なる帰郷ではなく、できるだけ若い人に帰郷して、仕事あるいは地域活動にと多方面に活躍してほしいという意図も根本にあったというふうに思っております。また奨励金の額については、Uターン者は即戦力ということもあり、転入奨励金よりも高めの設定になっています。

ご承知のように、定住奨励金の制度は、平成の初期に全国の過疎地域を中心に生まれて、多くの自治体が取り組んできたわけでありますが、平成の大合併、平成 16~7年頃でありますが、これを契機として、合併後の市町村においては、住民同士の均衡、あるいは財源的なこともあって、実はほとんどの市町村において、この制度が廃止されました。

こうした中、阿武町ではこの制度は有効であるということで、ずっと今まで継続するとともに、さらなる充実に努め、条例と規則の全部改正を行って、平成 27 年4月から新たに阿武町定住促進条例及び阿武町定住促進条例の施行規則として、住宅取得補助金や空き家リフォーム補助金のメニューを加えるとともに、出産祝金の増額も行ったところであります。

また、Uターン者の年齢制限を 50 歳以下に緩和し、Uターン奨励金及び転入奨励金、そして転入奨励金を改め、Iターンの奨励金の額をそれぞれ家族世帯が 20 万円、単身者が 10 万円に統一するとともに、家族世帯については、30 万円を限度に中学生以下の被扶養者が 1 人について 10 万円を加算して、家族世帯の合計は最大では 50 万円というふうなことにしたところであります。

また一方で、転入奨励金のうちで第1次産業就業者分は、新規就農あるいは 新規就漁を別出として制度を充実したため廃止をしたところであります。

さらに、平成 30 年には住宅取得補助金と空き家リフォーム補助金の上限額を引き上げた経緯があります。

また、令和2年にはUターン奨励金の要件緩和を行って、要件のただし書き、

山口県内からのUターンは除くというのを、この規定を削除いたしました。そして、住宅取得補助金の要件を削除するとともに、住宅取得補助金の要件緩和を行い、Uターン施策強化に伴って、Iターン者、新婚世帯、子育て世帯に新たにUターン者を補助対象に加えたところであります。

そして、また令和3年には、就業支度金の町内就業の拡充と、空き家リフォーム補助金で、町外事業者を補助対象に新たに加えるとともに、町内業者の補助上限の引き上げも行いました。

また、令和4年には就業支度金の1次産業加算を増額するとともに、出産祝金のさらなる増額、家賃補助の新設も行いました。そして、今年度からはUターン奨励金の年齢制限を、これまでの50歳以下から前期高齢者の対象の直前ということで、65歳未満まで引き上げるなど、大きな要件緩和を行ってきたところであります。

定住奨励金は、このように制度開始から当初から度重なる改善拡充に努めてきておりまして、個々の補助メニューで他の自治体との比較は難しいところでありますが、総合的に見れば、全国でも本当にトップレベルであると私は自負しているところであります。それには、これまで各議員さんからの定住促進に関するいろいろなご質疑やご提言を踏まえて、改正を行ってきた面もあるわけでありますが、白松議員が先ほど列挙されました通り、近年はとりわけ住民からも地域の維持のためにもUターン者に対する期待が高いという認識は私も全く同感であります。ただ、Uターン者につきましては、一般的には町内において家土地などの生活基盤がある阿武町出身の方が、就業に限らず例えば親の介護とか、田園回帰の中で定年後の田舎暮らしを楽しむとか、いろいろな事情の中でUターンされるわけでありますので、年齢制限や就業要件を撤廃して、帰ってきたら何でも奨励金の対象とするということについては、こ令和多くの町民のご理解をいただけるのかなと、いささかの議論もあろうかと思いますので、このことについては、今後の課題とさせていただければと思う次第であります。以上で答弁を終わります。

- ○議長 3番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。
- (3番、白松靖之議員はいという声あり。)
- ○議長 3番、白松靖之君。
- ○3番 白松靖之 それでは再質問をさせていただきます。なかなかですね、 これ9月の特別委員会の中で議員に配られた、阿武町定住奨励金の実績という のがあるんですが、これを元にちょっと質問させていただきます。

9月の特別委員会の中で配布されて、阿武町定住奨励金の実績というのを見ればですね、令和2年のUターン奨励金が1件3名、Iターン奨励金が23件35名、令和3年のUターン奨励金が2件で3名、Iターン奨励金が19件で33名、令和4年、昨年度ですが、Uターン奨励金が0件、Iターン奨励金が17

件の24 名という数字が出ているんですが、やっぱりUターン者と I ターン者 の数字の申請の違いっていうのがですね、顕著に出てるんではないかなと思っ ておるんですが、その辺はやっぱり、先ほど質問の中でもしましたように、支 給条件というか、あまり奨励金奨励金といってですね、お金で他の市町と比較 してもらうんじゃなくて、町と各地区の自治会のみなさんとかと協力してです ね、このUターン者を呼び込もうという、帰ってこいと、お前ABUファクト リーパークにああいう会社ができるけー、お前あそこで働けーや。お前家から 通や一お前安うて済むど。そういう地元の人から出ていった子どもや孫に温か いメッセージを、お前帰ってこいと、親父がそねーいうなら私は帰ろう、あそ こで働きながら農業をやろう、漁業をやろう、林業をやろうと、いってもらえ るような、そういうUターン者を帰ってこいという、そういう町を挙げての気 風というか、雰囲気作りを盛り上げていけたらなと思うんですが、その中で先 ほどいいましたように、町と行政が行政と各地区の自治会、また定住アドバイ ザーさん、各地区におられると思うんですが、そういった方と連携をとりなが らですね、このUターン者が帰ってきやすい環境を、お金だけじゃなくて雰囲 気、帰りやすいような雰囲気を作っていくことが必要だと私は考えているんで すが、それについて何か町長の考えがございましたら、よろしくお願いします。 ○議長 町長。

○町長 そういった帰ってきやすい雰囲気作りというのは、本当に大事だというふうに思いますし、いろんな形で、一番大事なことは仕事を作るということだというふうに思いますけれども、地域の雰囲気も受け入れる側の雰囲気もですね、これまた1つ大事だなというふうに思います。

ただ奨励金の話に話を戻せばですね、Uターン奨励金、そもそもこの奨励金というのは何かというふうなことでありますが、例えばそれがですね、500万1,000万ということであれば、自分たちの子どもを連れて故郷に帰ろうかという話はあるわけでありますが、30万50万のお金でそれを決断するということは私はあり得ないというふうには思ってるんです。何でも他の奨励金でも同じなんですけども、ですからその額がどうだこうだというふうなことを論じてみても、あるいはもう65歳超えても年齢撤廃してまでですね、そのお金を差し上げるというふうなことはですね、私は余り意味がないっていったら変な話ですけど、この奨励金そのものは、いろんなことを決断するためのインセンティブになるとは思っておりません。お祝金のような意味合いのものだというふうに思います。それが1,000万とかいう話ならまた別ですよ、それでも1,000万円いただいても、本当にそこに就労する、あるいは自分が生業を、ふるさとに帰って生業が出きていく、あるいは就業の場があるということでなければですね、それは決断できないのが当然のことだというふうに思いますが、ここは少し考え方がですね、それがあるからどうだこうだというふうなことじゃなしに、

よく帰ってきてくださいましたね、ありがとうございます、という意味合いの お金、その意味合いの方が私は強いわけで、他もほぼ同じです。他のいろんな 奨励金がありますけれども、あくまでも奨励金といいながらも、お祝金のよう なものだというふうに思いますが、この額ですね、いたずらに引き上げたとこ ろが、これがそれのインセンティブになるとは思いませんが、時代に合ったよ うに変更はしていきますけれども、そしてまた帰ってくる人たちの状況を見な がら、Iターンの人も含めてどこまでやるのか、Iターンの人は覚悟を決めて、 あえて「ターンされる人というのはですね、もともとどっかに「ターンしたい という思いで探していらっしゃるんですね、Uターンの人はそうじゃないんで すよ、帰るか帰らないか、これは他の条件で決まってるんです。Iターンの人 はそうじゃない、インセンティブになるんですこれが、そこのところを見間違 えると話がややこしくなる、どこまでも帰ってきたらいいじゃないか、阿武町 の人口 1 人増えたじゃないか、じゃあ奨励金出せばいいじゃないのっていうふ うな話になってくるわけでありますから、そこはやっぱりですね、Uターンと Iターンは似たようで全く違うということはしっかり認識していかなきゃなら ない、というふうに私は思っております。そしてその上で、帰っておいでよと いうふうなことはですね、例えば迷っていらっしゃる方もいらっしゃいますよ ね、気持ちは帰りたい、でも帰ったら働くところがない、あるいはかえっても う長らく高校あるいは、実際には大学とか、自宅から通えるような大学はない わけでありますから、高校までは 18 歳までは阿武町にいたけど、それからも うずっと何十年と都会に暮らして、実際には帰ってきたって本当に受け入れて もらえるんだろうかどうだろうかと思いながらも、迷っておられるボーダーラ インに居る人もいらっしゃると思うんですよね。そうした方については、やっ ぱり地域の方々が受け入れる体制、あるいは声かけ、同級生からの声かけであ ったり、いろんな方からの声かけ、そしてたまにお祭りとかで帰ってきたとき に、その地域が本当に楽しんでる姿、そして、なんていうかな、田舎であって も、なんかその中が生き生きとして、田舎が田舎であっても田舎が楽しそうな 田舎、そういうふうなものを我々は作り出していく、そのためにいろんなイベ ントをやったり、なるべくイベントも続けていくし、イベントもやっていく、 みなさんにもお願いする、町としてもいろんな例えばコンサートであったりで すね、もう普通は町が主催でコンサートなんかしませんよね、しないと思いま す。でも私はあえて、そ令和みなさん方に対する1年間のご褒美、言葉悪いで すよ、ご褒美のような気持ちなんです。阿武町にいてもですね、本当楽しんで いただける場を、なかなか民間に任せて、営業行為で何とかコンサートをやる とこあるけど、阿武町ではそれはかないません。ですから阿武町でもこんな楽 しいことやってるんだ、それを民間に任せるのは現実的ではないんで、あえて 町が主催してみなさん方にプレゼントする、そういうことを今やってるんです

よ。私はやっぱりそういう積み重ねの中で、UターンであれIターンの方もい ろんなことを見ていらっしゃるんですね、特にホームページとかで、こんなこ とやってるのか。ちょっと話長くなりますが、以前もいったように、Iターン の人たちからのいろんな話し合いをしたり、いろんなお付き合いの中で、阿武 町になぜ来たのかというふうな話を聞くと、Iターンの人たちっていうのは先 ほどいうように、いろいろ比べてるんです複数の行き場所を、Iターンのし場 所を。その中で阿武町を選んだ理由は何ですかと、いろいろありましたと、そ の中で選んだのは、その人たちのいうには、ホームページあたりで見ると町が 楽しそうな町だ、そしていろんな広報とかを見ても、住民一人一人の顔が今は なかなか難しい状況もありますけど、阿武町では顔が見える、たくさん出てく る広報とかに、それが楽しそうだ、そして田舎であっても例えばジャズのコン サートまで、それも小さなんじゃなしに大きな世界的な、あるいは日本レベル のジャズのコンサートまでやっている、いろんなことをやっている。平原綾香 が来ます、小曽根真が来ますって、そういうこの町なんですね。私はそういう まちづくりをずっとしていくことがやはり魅力ある、この経済のことはちょっ とこっちに外しますけれども、そういうまちづくりをしていきたいし、それに は福賀の農村青年協議会あたりも同じ気持ちでいろんなことに取り組んでいら っしゃるというふうに思うんですね。そしてそれと並行して、もちろん所得あ るいは雇用の場を並行してやっていけば、この町に行ってみよう、Iターンし てみようというふうな人も増えるし、迷っていらっしゃるUターンの人は、な ら帰ろうかというふうなこともあるんじゃないかなというふうに思います。そ れから私はあまりお金のこととか、要件のこととかはですね、あまり重要なこ とではないというふうに思いますし、それを広げたからといって増えるわけで もないし、私が今の状況ぐらいのとこでいいんじゃないかなというふうな思い であります。

○議長 3番、再々質問はありますか。

(3番、白松靖之議員はいという声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 再々質問です。先ほど町長の方からUターン奨励金とIターン奨励金のそもそもの違いっていうのが説明されまして、よくわかったつもりでおるんですが、地元から県外に出られた、また町外に出られた方に情報発信をしていくっていう1つのツールとして、ホームページとか、また親御さんであったりとか、先ほど出ましたけど広報であったりとか、コンサートや地元のお祭りであったりとかというのも、発信の仕方としてはあるんですが、本当今話題がずれるかもしれませんけど、阿武町の基幹産業である第1次産業は、私達の私の先輩である本当70代80代の方が本当現役で本当頑張っておられる、もう本当に何の猶予もないと思うんですよね。それで現役のみなさんが安心し

て次の世代に、次の子や孫の世代にバトンを渡せる社会の実現が今本当に求められていると思うんです。先ほど定住アドバイザーさんの話も出ましたけど、そういった方と連携をとりながら多様な働き方っていうか、むしろ1つの産業に固執してそれを1年中やれやるっていうのがスタイルじゃなくて、今多様な働き方を求められたと思うんですよね。例えば、親元や親の近くに居住しながら、平日は町外とか町内でもいいんですが、勤めに出られて、週末は地元の農業、また漁業、林業、また行事等に参加していただけるっていう生活のスタイル、また、同一業種にこだわらない半農半Xというか、半漁半X、半林半Xなどの第1次産業と他産業を組み合わせた生活のスタイルっていうのも、やはりこれは町がやることか、それは地域がやることか、その作業分担があると思うんですが、そういった地域と、また町と、また地元におられる定住アドバイザーさんと連携をとりながらやっていく必要があるんではないかなと私は考えるわけでございますが、町長何かあればよろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 定住アドバイザーの制度もですね、これを作ったもともとの考え方っ ていうのは、やはりこ令和やっぱりIターン者の方が、全く知らない阿武町の 地に来られて右も左も分からない、地域の先ほどもありましたけど、いろんな トラブルに、地域のいろんな決まりごとっていうんですか、暗黙の了解のよう な不文律のいろんなことがありますよね、田舎でありますから、田舎でなくて もあると思うんですが、田舎は特に多い、そのことを書いてあるわけでも何で もないと、紙に書いてあるわけでも何でもないけど、これはこうなんだよって いうふうなことがありますよね。そういったことについて、分からない本当に 聞いたこともない、あるいは自分たちがやっていたことと真逆のことがもしか したら起こるかもしれない、そういうふうなことでIターンの人たちが困る、 そして、阿武町にきてみたけども、思ったことと違ってた、そういう人のこと も多々聞いたこともありますし、現にありましたし、この中にもIターンの方 もいらっしゃいますからお分かりと思いますが、確か実感されていると思いま すが、そういった方と地元を繋ぐというのが、定住アドバイザーの一番大きな 業務というふうにしておりましたが、現実的にはですね、いちいちのIターン の方のところに行ってですね、アドバイザーの方が、どうですかどうですかと いうふうなことも、1人2人ならないんですけど、これほど人数が増えてくる とですね、なかなか現実にそれがしていただけるかというふうな、それを望む 方が難しいような状況にあります。ただ、白松議員のいわれる、そういった方 をちゃんとどういった方がいらっしゃるということはちゃんとIターンの方た ちに伝える必要はあるというふうに、そのときに本当に困ったときには、こう いう方がいらっしゃるんだ、だったらそこに行ってちょっと相談してみようと いうふうなことは有効なことだというふうに思いますから、今の定住アドバイ

ザー制度はですね、今からしっかりと、もう少し前向き前に向いてですね、プッシュ型というんでしょうか、そういうふうな形に今まで以上にプッシュができるような形にもっといきたいなというふうに思っているところであります。 以上です。

- ○議長 これをもって、3番白松靖之君の一般質問を終わります。
- ○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始/10 時 01 分 会議再開/10 時 10 分

- ○議長 休憩を閉じて、一般質問を続行します。続きまして、2番、上村萌那君、ご登壇ください。
- **○2番** 上村萌那 改めましておはようございます。上村でございます。通告に従いまして、一般質問をはじめます。

子育て支援について伺います。阿武町ではこれまでも全国に先駆けて、さまざまな子育て支援を実施しております。大きな例としては、平成29年度から子どもの医療費無償化の対象を高校生までに引き上げ、令和元年10月から未満児を含む保育料の無償化、今年度からは保育園の副食費に加え、小中学校の給食費無償化、これが先ほど町長があいさつで申された子育て3点セットですね。それに出産祝金や住宅取得補助金の拡充です。その成果として、近年では出生数の2桁回復や、子育て世帯の転入の増加に繋がってきていることを実感しています。

私事ですが、令和2年度に次男を出産した当時は、阿武町で生まれた子どもが5人であったことを振り返ると、阿武町の先進的な支援策が子育て世帯に選ばれる大きな要因となっていることを嬉しく思っております。

阿武町の継続的な支援が実を結びはじめた今、さらなる支援でこの流れを加速させ、山口県内で子育でするなら阿武町といわれるような新たな施策も必要ではないかと考えます。例えば在宅育児への支援です。育児に対する考え方や関わり方は、女性の社会進出による共働きや核家族化、社会の変化により多様化してきている状況があります。その中で、0から3歳児は親との愛着関係、信頼関係を育む重要な期間であると位置づけられ、3歳までの未満児を自宅で育児したいと考えていらっしゃる保護者もいます。しかし、そういった家庭が必ずしも家計に余裕があるというわけではありません。今や、町内の多くの子育で世帯が共働きで、自宅で保育したいという希望があっても、経済的な理由で早く復職せざるを得ないという方が増えています。町では、未満児の保育料無償化もあり、女性が働ける環境作りが進みました。その結果、未満児の入所希望者が多くなっておりますが、未満児の受入れには保育士の人数を確保し、対応する必要があります。そこで3歳未満児の子育て世帯で、在宅で育児をす

る家庭に家計の支援をすることで、保護者と保育園、双方の負担軽減になるのではないでしょうか。在宅育児への経済的な支援があることで、保育園を利用するか、自宅で育児をするか、保護者の働き方や育児の価値観に合わせて選択できるようになります。3歳未満児の保育料無償化と、在宅育児の支援とセットで考えていく必要があるのではないかと考えます。

また、子どもの成長を通じた子育てに関わる経済的な負担を軽減するためには、高等教育への支援も重要だと考えます。高校生、大学生になると、町外へ通う、あるいは町外で生活する学生がほとんどです。このような時期には、保護者には大きな経済的負担があります。現在の通学支援の拡充や、卒業後のUターンなどの一定の要件を設けた返金不要の奨学金制度など、阿武町の未来を担う若者の高等教育を支援する施策も必要ではないでしょうか。

国の施策として、2024年度中に児童手当が高校生まで拡充されるという案もあり、やはり高等教育への支援が大きな課題の1つであることがわかります。

近隣他市の子育て世帯意識調査のアンケートでは、中学生までの子どもを持つ世帯の 74.9%が、子育てや教育に係る経済的負担を理由に、いわゆる産み控えといわれるような、希望する人数の子どもが持てない状況であるという回答結果が出ています。高等教育までの切れ目のない支援を充実させていくことで、子育て世帯の経済的不安を軽減し、将来にわたって子どもを安心して産み育てられる環境ができれば、2人目3人目と子どもを持ちたいという方の希望を叶えることができます。あくまでも、子育て施策の一例として、在宅育児支援や高等教育の支援について説明させていただきましたが、町長が今後の子育て支援をどのようにお考えか伺います。

現在、数字としても子育て支援施策の実績が見えてきており、さらなる子育 て支援の必要性についてどのようにお考えか、あるいは阿武町にどのような子 育て支援が必要と考えているのか伺います

○議長 ただいまの2番、上村萌那君の1項目目の質問に対する執行部の答弁 を求めます。町長。

○町長 2番、上村議員の子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

現在、先ほどもありましたが、阿武町では子育て支援3点セットというふうに銘打って、高校生までの医療費の無料化、そして未満児を含めた保育料の無償化、そして、保育園を含め小中学校の給食費の無償化を全て所得制限なしで行っておりまして、さらに出産祝金についても、大きく拡充をしたところであります。そして、こうした施策の成果が徐々にではありますが、出生者数の増加、子育て世帯の転入増加等に繋がっているのではないかという議員の評価につきましては、大変嬉しく思っているところであります。

こうした中で、今回、さらなる子育て支援策ということで2つのご提案をいただきました。

まず1つ目の、在宅育児への支援であります。現在、みどり保育園には生後8ヶ月からお子さんを預かることができるようにしておりますが、町内の子育て世帯の状況を見てみますと、8ヶ月以上3歳未満いわゆる未満児でありますが、こうしたお子さんがいる世帯は町内で31世帯ありまして、子どもの数でいいますと38人となっております。そして、そのうち保育園に預けないで、自宅で保育をされている世帯は13世帯、子どもは18人、13世帯18人が自宅で子育てをされていらっしゃいます。ただこの13世帯18人の中には、今後、入園を希望されている家庭もかなりありまして、引き続き自宅にて子育てを予定されている世帯は、5世帯の5人だけのようであります。

こうした中、こうした数少ない在宅育児への経済的支援となる、現在、保育園の一時保育事業や、今年度から利用可能となったファミリーサポート事業といった今ある有料サービスに対して、利用料を補助するという形での経済的な支援は、今後検討する必要があるのかなというふうには思っております。ただ、上村議員からも要望があり、今年度からはじめたファミリーサポートセンターの事業でありますが、実は蓋を挙げてみますと、利用実績はこの 11 月末で年間2回の9時間となっており、また町内の会員登録は利用会員が1人、そして援助会員が2人にとどまっているのが現状でありまして、少し残念な思いはありますが、いずれにしても、しっかりPRする必要があるのかなというふうには思っております。

次に、高等教育への支援でありますが、県内全市町が出資しております公益財団法人山口県ひとづくり財団、これが奨学金制度を設けておりまして、一般的な高校から大学に在学した者を対象とした制度があり、あるいは、高等専門学校を対象としたもの、さらには、定時制課程や通信課程を対象とした奨学金などがあるようであり、またその他にも、独立行政法人日本学生支援機構も奨学金制度を設けているようであります。ちなみに阿武町には、現在これらの奨学金の奨励金の利用をしていらっしゃる方はいないようであります。

なお県内には、独自の奨学金制度を設けている市町もあるようでありますが、 その多くは特殊化の高額な寄付金などの特定財源をもとに事業が構築されてい るようでありまして、阿武町にはそうした特定の財源もありませんし、先ほど 紹介したような奨学金制度の活用、また、高等学校には事業用の補助制度等も ありますので、阿武町独自の奨学金制度ということについては、現時点では考 えておりません。

しかしながら先ほど申しましたが、独自に子育て支援3点セットとして、今年から学校給食も無償化しておりますし、福賀地区、宇田郷地区の高校生への通学や下宿代の補助も引き続き行っておりますし、これからも行ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、今後の子育て支援はどのように考えているかというふうなことであ

りますが、国は異次元の少子化対策を掲げて、子ども未来戦略方針のもとに、 今後さまざまな施策を行っていくとしております。現時点では、児童手当や育 休、時短勤務、出産費用、保育、奨学金等多岐にわたる支援策が総論として示 されておりますけれども、具体的なこと、つまり各論は今後決めることとなっ ており、実際にどう実施するのか、現時点では各論が見えづらい状況でありま して、私といたしましては、こうした施策、支援策をしっかりと見きわめた上 で判断をしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、人口の増加とは申しませんが、日本創成会議代表の増田寛也さん、今日本郵政グループの社長でありますが、この方、そして多くの学者さんがいっていらっしゃるように、20歳から39歳までの女性の人口、いわゆる若年女性人口をいかに地域にとどめて引き込むか、そうしたことが人口問題の鍵であり、町の活力の源泉であるということは間違いないというふうに思っております。その意味で私は、今後ともそうした世代を引き続き応援する支援策、これまででいえば、未満児を含む保育料の無料化といったような、国や大きな市では実現不可能な、阿武町独自の心に刺さる施策を打ち出していくとともに、一度阿武町を出た若者が結婚を機に、あるいは出産を機にといったように、この町に帰ってきたいと思えるような環境作りにもなお一層尽力してまいりたいと思っているところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長 2番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員はいという声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 先ほど町長の方からですね、新たにできたファミリーサポートの現在の状況などもご説明いただきまして、こちらがですね、ちょっと今町長の方からファミリーサポートセンターの利用であったり、一時保育の利用料、こちらの利用料の補助などを検討今後していきたいっていうお話をいただき、嬉しく思っております。それというのもですね、実際にファミリーサポートセンターを使いたいけれども、ちょっとやっぱり長時間預ける、たびたび預けるとなるとやっぱり利用料っていうのがですね、働きに出ている間に預けるとなると、やっぱり給料と同じ額の利用料を払わなければいけないというところで、なかなか使いづらいというお話も伺っておりますし、一方で援助会員さんの増加についてもですね、なかなかちょっと子どもさんを自宅で基本的には預かるという制度ですけれども、なかなか自分の自宅で危ないものなどあったりして預かりづらいというようなお話も聞いておりますけれども、私の方としても、利用会員援助会員ともにですね、宣伝していかなければいけないなと思っております。

それとですね、高等教育支援のお話をさせていただいたんですけど、その背景といたしましては、やはり高校大学といった高等教育の利用の費用というの

が大きな負担と考えていらっしゃる方が近隣他市の調査でも多いということと、町内では、通学費や下宿費といった経済的な負担だけではなくてですね、通学するための公共交通の不便さから、特に夜間の送迎が必要であるということも伺っておりまして、これがですね、保護者の大きな負担の1つになっているというお話も聞いてまして、子どもの町外への通学をきっかけに家族で転出されるという方も一部ですけれどもおられるというお話です。子どもが小さいうちは阿武町に住んでいても、高校生以上になってから家族で転出ということになってしまうと、将来的に阿武町に帰るという選択肢がなくなってしまい、もったいないという表現が適当であるかわからないですけれども、そのような状況になりかねません。

現在、阿武町の子育て支援が全国レベルで見ても遜色ない充実度に達しており、それが実際に子育て世帯の転入や、出生数の回復に繋がっている状況があるということで、私個人としては、今後はさらに踏み込んだ支援を考えていく段階になったのかなと感じております。

一方で、子育て支援以外の問題もですね、阿武町では山積しておりますので、 一般町民向けの施策を求める声というのも以前から町民の方から上がっておりまして、町長もこれに応えたいという考えを示されているところですが、阿武町の子育て世帯の困り感、今充実した一定の充実した制度の中で、今の困り感としてはどのようなものがあると認識されているのかお尋ねいたします。

また、今の子育て支援の充実度、町長としては今の充実度をどのように評価 されているか、お伺いいたします。

○議長 町長。

○町長 子育て支援、私も阿武町の子育て支援対策については、相当なレベルであると、明石の前の市長さんが明石市の前の市長さんがいろいろ子育て支援でまちづくりというふうなことで全面的に打ち出していらっしゃって、今でもいろんな発言をされていらっしゃいますし、私も時々前のツイッター今Xですかね、ツイッターにフォローしておりますから見ておるわけでありますけれども、それにしても、これって当の昔に阿武町でやってるよねっていうふうなことを、前の市長さんあたりは何か鼻高々にいっていらっしゃるのを聞くと、阿武町は相当進んでいるなというふうな思いがあります。ただそれで終わりだというふうなことではありません。先ほどもちょっと申しましたように、また上村議員も提案されているように、ファミリーサポートセンターはタダでどうぞという話じゃないわけでありますから、使えるように形、制度は整えましたけれども、あくまでもこ令和有料というふうなこと、ただなかな難しいのがですね、ブレーキとアクセルの話になるんですけれども、本当はそうじゃないのに、今日は自分たちで遊びに行くから、例えばタダとかするとで

すよ、夫婦2人で遊びに、それもいいかもしれないけども、ファミリーサポートセンターに子どもを預けてですね、年がら年中じゃないけど、そういうことも、やはりブレーキも必要であるしアクセルも必要である。そこの1つの何ていうかね、インジケーターというか、そ令和やっぱりお金というこれが必要度、よく補助金やるときにですね、いろんな補助金を出すときに、私は一定程度の自己負担は必ず出していただくようにあえて仕組んでます。それはなぜかというと、それの必要度は自分が出すお金、出してまでやりたいということが本当に必要度でないかというはかり、それをはかるためには自己負担というのをどんだけ出しますから、ぜひこれをやらせてくださいというような、それが自分の手から出すお金が必要度のバロメーターになるというふうな考えがあるから、そういうふうにしておるわけであります。

そして、子育て支援も私は今のままで十分とは思えませんし、話戻しますけ れども、ファミリーサポートセンターについてもですね、特に今私が本当に切 実に何年も前から思ってるのは、お母さん、特に子ども、特にIターンの人た ちが阿武町で子どもさん子どもを設けた、生まれた、でもIターンの人だから なかなか相談、親御さんも遠くにいる、相談する人もなかなかいない、お父さ んは働かなきゃいけないからお母さん1人で、子育てやったことのないお母さ んがですね、相談相手もないのに1人で子育てを、おぎゃあと子育てをずっと やっていく 24 時間、3時間に1回おっぱいをあげなきゃいけないとかですね、 いろいろあると思いますよね。それをやっていらっしゃるお母さんが、結局う つ病になったり、いろんな悩んで、いろんな事故が起こってくるっていうふう なことはテレビでよく報道されてますよね、私はあれ見るたびにですね、これ は何とか阿武町でも、人数は少ないけども同じことが起こりゃあせんかな、そ こにやっぱり手を差し伸べる必要があるんじゃないかなということはずっと持 ってます。1つの方法として、ファミリーサポートセンターが1つの手段であ るというふうなことは間違いないし、今後それらが使いやすいようにやってい くというふうなことは、先ほどもいいましたように、私の頭の中にはもちろん あります。ただいま国が私は本来国がこういうことはするべきことだというふ うに思います。そして、その中で国は異次元の少子化対策ということをポンと 出されました。ところが施策はない、来年度以降というような何かよく分から ないということになっておりますが、なんですぐにできないかと思いますけれ ども、いずれにしても、大枠が示されました。でもこれが実際実現に向け、現 実になって、施策として本当にみなさんが利用するときにどういう形に展開さ れていくのかが見えません、現在では、ですから、私はこれをしっかり国が本 当にこういうやり方で、旗印じゃなしに、本当の具体的な各論をきっちり見き わめた中で、それでも足りない、本当は国がやるべきと思います、でもそれで も足りないと判断するならば、先ほどいったようなことについても、やること

についてはやぶさかでないというふうに思っておりますから、しばらくその様子を見させていただきたいというのが私の考えであります。以上です。

○議長 2番、再々質問はありますか。

(2番、上村萌那議員はいという声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 今、国の施策もですね、大枠が決まってこれからいろいろな施策が展開されていくということでですね、第2次阿武町子ども子育て支援事業計画っていうのがですね、令和6年度までの計画となっておりまして、次の計画のための調査も準備されている状況かと思いますけれども、国の施策もまだ大枠のみで内容がなかなか決まってこないっていうところで、まだこの事業計画も6年度までは中に入ってますので、次回は7年度からになりますので、国の施策とすり合わせをしながらですね、新しい計画を準備していただきたいと思うんですが、前回のアンケート対象者が、小学校3年生までの保護者ということになっておりまして、なかなか中高生の保護者のニーズ把握ができていなかったのではないのかと感じております。子育て支援の先進地と言われるような自治体では、大学卒業までの支援を掲げるところもありまして、ニーズ把握のためにはやはり中高生の保護者、小学校高学年から中高生ですね、の保護者といったように、対象者を幅広く設定していただき、切れ目のない子育て支援に繋げていただければと思います。

〇町長 今のいろんなみなさんがどういうふうなことを考えてらっしゃるかを しっかり聞いて計画を立てていくというようなことでありますし、そ令和今の 範囲についてはですね、しっかり多くの広い意見を聞くような形にすべきだと いうご指摘はそのとおりだというふうに思います。そしてまた、並行して、私 はずっと呼びかけておりますけれども、直接、例えば保育園なら保育園へ行っ て、今まででもカジュアルトークというふうな話の中で、今子育て支援策の中 で、相当部分についてはカジュアルトークの中でお母さん方から出てきた意見、 あるいは要望を生かしたものがあるというふうに思っておりますし、そのこと はですね、私も時々あの時いった意見が町政に反映されて嬉しいですよという ことはお母さん方から聞くことがあります。今からもですね、保育園であれ、 小学校であれ、中学校であれ、お母さん方保護者の方々の意見をですね、そう いう胸襟の開いた形の中でですね、本当カジュアルの形の中で聞いていくとい うふうなことが本当に大事なことであるし、まさに打てば響くじゃないんです けども、そういった方々から出た意見はですね、なるべく現実のものにするよ うにですね、実現するように、今からも努力をしていきたいというふうに思い ます。ただ、本来国がやるべきと思うんですが、国の動向がですね、看板はボ ンと上げたけども花火は打ち上げたんですけど風船は、でもその風船どっち向 いて行くやらわからない、私としては見極めづらい状況です。ですから、これ

を少しちょっとこれ見させていただきたいというふうなことがお願いでございます。以上です。

○議長 以上で2番の1項目目の質問を終わります。続いて2項目目の質問を 許します。ご登壇ください。

○2番 上村萌那 それでは2項目目の質問に移ります。教育環境の充実について伺います。

教育環境の充実は、子育て世帯にとって大きな魅力の1つになり得ます。しかし、現在の町内の小中学校で子どもたちが十分な学力を身に付けられているのか、保護者からは心配の声もあります。

まず、令和5年度の全国学力学習状況調査の結果を踏まえ、小中学校の課題 と、今後の取り組みについて伺います。

続いて、一人ひとりの子どもに応じた学びの支援について伺います。現在、 少子化の中でも多様な子どもたちが存在し、今までの個体差を埋める教育に難 しさが生じはじめています。特に1クラスの規模が小さくなってくると、少人 数の中でも個々の習熟度や特性に合わせた学習が必要になってきます。そのよ うな環境の中で、阿武町の児童生徒の規模で、子ども一人ひとりに合った柔軟 な指導する個別最適な学びと、阿武町という故郷で多様な考えの人々と協働し て、よりよい学びに繋げる協働的な学びを実現させる新たな教育の可能性につ いて伺います。以上2点について、教育長の答弁を求めます。

○議長 ただいまの2番、上村萌那君の2項目目の質問に対する執行部の答弁 を求めます。教育長。

○教育長(能野祐司) それでは、上村議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和5年度の全国学力学習状況調査の結果を踏まえた、小中学校の課題と今後の取組についてお答えいたします。

そもそもこの調査は、2000 年と 2003 年に行われたOECDのPISA調査の結果、日本の児童生徒の読解力や活用力が著しく低下していることが明らかになったことに危機感を抱いた文部科学省が主体となって、義務教育の機会均等や教育水準の維持向上の観点から、学力や学習状況を把握分析する目的で実施してきたものです。そのため、実施の主体は文部科学省になります。内容的には、学んだ知識や技能を実生活のさまざまな場面で活用する力や、さまざまな課題解決のために構想を立て実践し評価・改善する力などを調査するものです。このことから、学力の一部を測るものといえます。調査結果は、成果と課題の検証を通した教育施策の改善や、それぞれの学校での教育指導の充実と学習状況の改善などに役立てることになっています。

本年度の阿武町の実施教科の平均正答数を全国や山口県と比較しますと、広報 11 月号でお知らせしておりますとおり、小学6年生の国語は同程度であり、 算数は上回っています。中学3年生においては国語が同程度であり、数学と英 語においては下回っております。ただ、教育委員会としましては、この平均正答率をもって、一概にその教科の学力のあるなしを判断できるものとは捉えてはおりません。問題毎の状況を学校や教育委員会で精査することが重要であり、細かい分析に努めております。それを基に、教科に関する重点的な学び直しの内容や、小中学校が連携した取組の内容について検討するとともに、町全体または、学校毎にさらに伸ばしていかなければならない力等を把握し、多角的な視野から改善策を考え、教育の充実に繋げているところです。

例えば、中学校の数学の平均正答率は全国や県の平均を下回っておりますが、問題毎の正答率では、全国や県と同程度か上回っている問題が多くあります。 しかし、下回る一部の問題の正答率がかなり低くなっていることにより、全体 の正答率を押し下げている状況であることが明らかになっております。この状 況を教科での学び直しの重点化に繋げております。

また、各教科の結果を分析しましたところ、各学年の全ての教科において、 根拠を示しながら自分の考えを文章で表す問題での正答率が低くなっており、 無回答の割合が他の問題に比べ、かなり高くなる傾向にあることが明らかになってまいりました。

このことから、阿武町の児童生徒は論理的思考力、表現力に課題があると捉えております。このことは、以前から課題と捉えており、各学校で解決に向けて取組んではきたところですが、まだまだ不十分であることを示しており、取組を強化することが必要と考えております。

そこで、小中一貫教育校として町内の3校で共通して育てたい心や力である、きづく、きめる、かかわる、やりぬくの育成に深く関わる力と考え、全ての学校において、各教科の授業はもとより、教育活動全般をとして、自他の意見を交換する場面や考えを発表し合う場面を多く設け、主体的に考え、伝え合う活動をさらに活発化することとしております。

さらに、学力調査と同時に実施された児童生徒質問紙の結果から、日常的に 読書をする児童生徒が少ないことも分かっております。このことは、言語活動 に大きく関わることであり、学校と家庭との連携による読書活動の充実を図る 具体的な取組が必要であると考えており、今後検討してまいります。

学力の定着・向上に向けた教科の指導につきましては、個別最適な学びと協働的な学びの一体化による学習を、さらに加速していくことが重要と捉えておりますので、2番目のご質問、個別最適な学びと協働的な学びを実現させる新たな教育の可能性についてお答えいたします。

現行の小中学校の学習指導要領では、学習内容を児童生徒が習得するために、 主体的、対話的で深い学びのある授業が求められております。そのために、各 学校において取組むべきことが、議員からご指摘がありました、個別最適な学 びと協働的な学びです。個別最適な学びとは、児童生徒一人ひとりにとって、 より適切な学びを実現していくことであり、一方、協働的な学びは、集団において他者と関わりながら学ぶ学習スタイルです。

先ほどの全国学力学習状況調査の結果から、阿武町においては、各学年の各教科で、下位の児童生徒がいる反面、上位の児童生徒がいない傾向にあることが分かっており、下位の児童生徒をなくし、上位を増やすことが課題と考えています。そのためにも、個別最適な学びに向けた授業改善の必要性を強く感じているところです。その個別最適な学びには、指導の個別化と学習の個性化という2つの面からの実践が求められています。

指導の個別化とは、教師が支援の必要な児童生徒に、重点的な指導を行うことで効果的な指導をすることや、一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法やプリント等の教材、学習時間等の柔軟な提供、設定を行いながら児童生徒が主体的に学習を進めることです。

学習の個性化とは、児童生徒一人ひとりの興味関心や、キャリア形成の方向 等に応じ、教師がそのことに応じた学習活動や学習課題に取組む機会を提供す ることで、最適な学習になるように児童生徒自身が調整するものです。

阿武町においては、現在、児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、必要な支援を行うことで指導の個別化が図られるよう、複数の教員での授業や学習支援員を配置した授業を多く取り入れることに努めております。

また、個別最適な学びを実現するためには、今までの教師を中心とした一斉 授業からの脱却をすることが重要です。例えば、学習内容の習熟度に応じたグ ループ別の指導や、学習プリントを活用した習熟度別学習、または、児童生徒 が自分のペースで主体的に学習していく自由進度学習といった授業などがそれ にあたります。全国で実践が進んでいるところです。阿武町においても、実践 ができるよう、今後研究をしたいと考えております。

そのような個別最適な学びの中で、児童生徒によるグループ活動や意見交換活動、教え合いや学び合いなどの機会を多く設けることで、子どもたちが協力しながら課題を解決したり、考えを深め合ったりする協働的な学びと一体となった授業を推進し、児童生徒の学びを保証してまいります。

なお、個別最適な学びと協働的な学びを支えるために有効なのが、ICTの活用といわれています。教育委員会では、各学校にタブレットを活用した授業展開を呼び掛けているところであり、活用場面は徐々に増えてきています。ただ、有効に活用する段階には至っていないのが現在の状況と言えます。

その要因としましては、教員がアプリケーションを使いこなすまでに時間がかかることや、どの場面で活用すればよいかが分からないことなどがあります。 そのため、活用にためらいが生じているようです。このことを解消するために、 教員向けの研修会や実践事例紹介等を通じて、意識や技能の向上を図るととも に、教員に負担がかからない扱いやすい授業用アプリケーションの導入、授業 での有効な活用方法、機器の使用方法を支援するICT支援員の配置について、 現在検討しているところです。

また、指導の個別化や学習の個性化の充実に向けて、AIを活用した学習ドリルの導入も検討しております。AIにより、児童生徒一人ひとりの学習中の計算過程や解答を分析することで、自分のペースで自分の習熟度に応じた学習や、発展的な学習を主体的に進めることが期待できるものと考えております。

このように、タブレットを有効に活用することで、一層の充実を図ってまいる所存です。以上で、上村議員のご質問へのご回答といたします。

- ○議長 2番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。
- (2番、上村萌那議員はいという声あり。)
- ○議長 2番、上村萌那君。
- ○2番 上村萌那 今回の調査で、無回答の多さっていうのが課題とされていました。なぜ無回答になるのかっていうのは2パターンあると考えておりますけれども、1つ目は、普段から授業ができて理解できていないことで考えることを諦めてしまう子、2つ目は、自信がなくて答えを間違えることを恐れている子だと考えます。

無回答は、個々の児童生徒がどこまで理解できているのかっていうのを見えなくしてしまいますので、なるべく避けたいことだと思います。自分には解けないと考えてしまう子どもたちの心理的な要因も関係があるのではないかと思いますが、学習状況調査の中にですね、自己肯定感に関する調査などもあるかと思いますけれども、この結果に関しては今教育委員会の方で精査されて、また学校の方に反映されるということで、このあたりもちょっと調査の結果というのをですね、見ていただければと考えております。

それとですね、問題ごとの正答率については、数学とか英語は高いものも、問題によってはあると、でも逆に1つの問題で正答率がすごく少なくって平均が少なくなってしまっているということはですね、先ほども説明されましたけど、上位の子が少なくて、下位の子が人数が多いということで、上位の子が少ないということでですね、やっぱり授業の内容としても、やっぱり先生としては下位の子が少ないと、そちらの方に言い方があれかもしれませんが、合わせるというかですね、やっぱり分からないところを分かるようにしてあげたいっていうことで、逆に分かっている子はもうこの子は分かっているからということで授業がつまらないだったり、保護者の方からはですね、進度、進み具合が心配だというようなお話もいただいております。

それでですね、こ令和個別最適な学びということで、できる子はどんどんやっていく、下位の子はそのレベルに合わせた課題をこなしていくっていうことでですね、今後またその個別でその一人ひとりのレベルに合った、やっぱり上位の子もですね、授業が分かるから逆に進まないし面白くないっていう状況に

なっていることも見受けられますので、後は中学生になると特に受験もあるので進路が気になっているっていうお話でですね、個別の学びをこれから進めていければ、よりよい学びになるのかなというふうに考えております。

それと阿武町の特色として、英語教育というものがございますけれども、10年前からみどり保育園で、外国青年保育士補助員を配置した取り組みが始まりました。しかしながらですね、英語に触れる環境っていうのが、阿武町では日常的にあるわけではありませんので、あるとすれば学校での学びということになります。圧倒的にアウトプットの機会が少ないということからですね、学習の定着に関係しているのではないかと考えております。小学校における英語学習の強化としては、海外青年招致事業を2人体制にして、小学校にも派遣するということになっていたのですが、現在1人体制となっている状況です。今後の見通しについてお伺いできればと思います。以上です。

〇議長 教育長。

○教育長 それではお答えいたします。まず無回答の子どもが多いということですけれども、これに関しましてはですね、やはり課題をしっかりとらえるということがうまくいってない、そこにある絵とかですね、文書、人の意見を聞いて、書いてあるものを見てそれで判断していくと、その部分がやはりうまく子どもたちの中で消化できてない。人の意見を聞いて、そして判断するという、そういうことは結構できてない。平素の生活の中でもですね、ただ単純に、はいそうですとかですね、違いますとかですね、それ程度でそれで終わっている、なぜそこに違うのか、いいのかという根拠をしっかり示した会話というのができていない部分があるかと思います。そのあたりも1つの原因かなと思います。何書いていいか分からない、どう判断していいか分からない、そういう部分があるんじゃないかと思っております。

それと自己肯定感につきましてはですね、子どもたち、こ令和年度によって違うんですけれども、本年度は少し低いかなというふうに思っております。やはり子どもたちの達成感とかですね、有用感、いろんな活動をしながら、例えばボランティアとかですね、そういうのをしながら、自分は人の役にたってるんだ、自分がいる存在が人のためにあるんだということをしっかり感じられるようにさせていきたいなというふうに思ってます。

それと、子どもたちの学習到達度に応じた学びについては、先ほども申しましたけれども、昔、私がまだ若い頃 40 年ぐらい前ですかね、そのくらいから習熟度別学習と先ほど申しましたが、盛んに行われておりました。まず、プリントをそれぞれ学習到達度に応じて、子どもたちが自分で選んでやっていく。当然、教師はそれまでにプリントをですね、4~5種類のプリントを1時間の中で作って臨んでいくというふうなことをやっておりましたし、クラスを分ける、習熟度に応じたクラス分け、例えば数学の時間にAグループBグループに

分けてですね、教室を変えてとかですね、そして授業をしていくとかですね、 当然こ令和先生がこっちに行けというのではなくて、先生と子どもが相談して ですね、自分はAグループ、例えばAグループが進度が速いグループ、Bグル ープはゆっくりじっくりやっていくグループに分かれたりとかですね、子ども たちと話し合いの中で子どもが決めていくというような学習スタイル等もかつ て取り入れられてたんですけれども、今少しそれが先ほど申しましたけど、す ごく先生方の負担になるという部分もありまして、なくなってきたわけですけ れども、今ここになりましてですね、そういう学習が必要であろうと、やはり 個に応じた学習が必要であるということがいわれてるわけで、先ほど申しまし た先生の負担にならないような方法、例えばタブレットを使った学習、そうい うあたりをしっかりやっていくことが必要かなと思っております。

それと、英語教育につきましてですけれども、現在保育園から中学校3年生までずっと英語に触れているわけですけれども、中学校と小学校までの英語の違いていうのがあるんです。中学校になりますと、書くとかですね、いろんな文法とか、小学校の段階ではまだ聞いて話していくぐらい、それで触れ合ってたんですけれども、今度中学校になると、書くというようなことも出てまいります。そうすると、なかなかそこに抵抗感、単語を覚えるとかですね、そういうことも出てくる、書くスペルを覚えていかないといけないですね、そしてその量が飛躍的に中学校になると多くなるんです、単語の量ですね。そういったことでのよくいわれる中1ギャップ、それがあるのではないかなと思っておりますし、その解決としまして、今中学校の教員が小学校に行って、一緒に英語の授業をしていると、その中でいろいろ子どもたちには、書くスペルとかですね、そういうあたりも少しずつ教えていくというふうなことで、段階をおったですね、英語教育を中学校に行ってギャップが出ないような英語教育を、今後さらにですね、進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 2番、再々質問はありますか。

(2番、上村萌那議員はいという声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 今、その無回答の多さがなぜかっていうと、課題を捉えるということをうまくできていない、また意見を聞いて判断することが苦手感があるということでしたけれども、先日ですね、阿武町在住の 20 代の方とお話することがありまして、小中学校のときに思い出に残っていることなんですかと聞くと、地域の人との関わりだと答えられたことがとても印象的でした。そういった阿武町だからこそできる地域の関わり、地域の人のさまざまな意見を聞いて自分の考えを作っていくだったり、ボランティア活動を通じていろいろな価値感を見いだしていくっていう活動はですね、都会でなくても阿武町だからこそできるという協働的な学びというのがまだまだ、今までもその 20 代の

方のお話を聞く限り、今までも阿武町ではたくさん地域の方に関わっていただいてできていたことかなと思うんですけれども、ちょっとコロナとかもあってですね、なかなか地域の人が学校の中に入っていくことが難しいという期間もあったかと感じております。そこでですね、より一層ですね、阿武町で地域の方々と関わっていろいろなお話を聞いて意見をまとめる、だったり自分の新たな価値感を作っていくというところでですね、阿武町独自の阿武町だからこそできるといった学習方法を、これからも進めていければいいのかなと感じました。ちょっと質問ではないですけれど、以上で終わらせていただきます。

- ○議長 これをもって、2番、上村萌那君の一般質問を終わります。
- ○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始/11 時 03 分 会議再開/11 時 10 分

- ○議長 少し早いようですが、休憩を閉じて、一般質問を続行します。 次に、7番、市原 旭君、ご登壇ください。
- ○7番 市原 旭 7番、市原 旭でございます。通告に従いまして質問をいたします。

無角和牛の振興について伺います。子どもの頃には近所のあちこちで飼育されており、そういった意味でも、無角和牛は私にとって非常に身近な存在であり、我が家でも飼育をしておりました。私が中高生の頃には、餌やりや敷き藁の入れ替えなど、仕事を手伝っていました。それだけにこの牛には思い入れがあります。無角の振興を主な目的として、数年前に地域おこし協力隊が就任した時点から、実は一般質問でなぜ今無角和牛なのかをPRの意味を込めて問うつもりでおりました。

協力隊の就任後、矢継ぎ早にさまざまな動きをされていて、大変嬉しく感じています。2020年11月22日には、町民センターで無角和種100年記念シンポジウムが開催され、高知県農業振興部畜産振興課の公文喜一さんの基調講演がされました。そこで、頭数が減少していた高知県のみで生産されている希少な土佐あか牛のブランド化推進PR活動を行い、頭数を増やして、高い評価を受けるブランド和牛として流通させてきた立役者でもあると紹介をされておりました。

独自の赤身肉の評価指標であるTRBの格付の仕組みづくりを達成し、価格向上をもたらすなどの活動報告がされました。

町民に無角と聞くと、すぐにしわい肉と返ってきます。ですが、赤身の肉は そもそも焼き過ぎると硬くなります。食べ方を間違っているだけで、肉に罪は ありません。実際おいしい食べ方を知っている人は、以前からローストビーフ だとか、いわゆるたたき風が一番だと気がついて食べていました。 そのときの土佐のあか牛に関する講演で先に触れましたが、自らが肉の格付けをして商品価値を高めるという、そもそも土俵が違うといった考え方をされていたこと、現状やさらにある常識にとらわれない新たな発想を伺い、感動したことをいまだに覚えております。

今回、地域プロジェクトマネージャーとして渡邊雅之さんが就任され、無角和牛の改革に挑む地域プロジェクトマネージャーとして、広報でも紹介をされています。さらなる新たな無角和牛の振興に向けた大きな動きです。まさにこの機に町長のお考えを聞かずして、いつ聞くのかといったタイミングではないでしょうか。ここ数年で、他にもさまざまなことをされています。身近に感じるための見える放牧や、振興公社への新たな就職者受け入れや、SNSやホームページなどの発信、子どもたちや地域作りのグループとの料理教室など、これまでにはない方法、視点での活動に関心しているところでもあります。

また、先日はテレビ番組にも取り上げていたりもしていました。以前の一般質問で、観光地に欠かせないもの、豊かな農産物、新鮮な野菜、フルーツ、そして地酒、何よりメインに鎮座するのが美味しい肉だといいました。まさに、阿武町にはこれらが揃っています。ただ、いまいち肉の知名度が低い、流通量が少ないといったことが拭えていませんでした。

先ほども申しましたが、私が子どもの頃にはあちこちで飼育されており、実際我が家でも3頭くらいいた記憶があります。親からは、お前の学費はこの3頭が稼いでくれた的な話をよく聞かされていました。今の状況で、個別の畜産農家を増やすことは難しいことだと思っておりますが、流通量を考えて、生産頭数も試案されているのだと思います。現行の無角和種振興公社の規模を拡大する等のお考えはあるのでしょうか、伺います。

世界的なSDGSの流れを受けて、国では緑の食料システム戦略の動きを見せています。その中に、輸入に依存しない肥料の製造といった語句も見られます。また、昨今の肥料高騰を受けて、国の補助金制度がありますが、この中でも、堆肥の利用を促す動きがあります。一時ほど聞かなくなりました循環型農業に、再度視線が向けられることになるのではないかと感じています。

水稲農家も、以前はコシヒカリばかりでしたけれども、今では山田錦といった酒米の生産もしております。この品種はとにかく草丈が長く株が大きいため、藁が大量に取れます。敷き藁や状況によれば、餌になるのではないかとも思います。以前牛を飼っていたと私は申しましたけれども、そのときの餌は藁を切ったものでありました。

今、飼料等も値上がりをしていると聞きます。実は農家にしてみても、山田 錦の藁は量が多いために、トラクターで漉き込むのは少々厄介な状況でもあり ます。ラップサイレージのような形で利用し、農家へは堆肥として還元する、 そんなことができれば、お互いにうまく循環できるのではないでしょうか。ま さにWinWinな関係になると考えています。

また、国の施策には必ずや補助金制度がつきものであります。当然注視されていると思いますけれども、事業に取り組む次の策は何かお考えでしょうか。

雇用の創出といった面でも考えられます。頭数が増え畜舎を拡大することができれば、従業員の人数も増えるでしょうし、夢の話ではありませんが、無角和牛のレストランだとか、無角和種に関した事業が拡大していく中で、雇用へ繋がるのではないかと思います。

また、徐々に従業員が世代交代をしていますが、畜舎も含め、ずいぶん年代物の建物であります。設備に予算を割くのは難しい状況かとは思いますけれども、従業員が休める場所も確保してほしいと思います。今、なぜ無角和種なのか、再度振興に力を注いでいる町長から熱い想いを伺いたいと思います。

これまでの成果、公社の理事長として公社の規模拡大、雇用の創出、従業員の職場環境の改善、循環型農業への対応、地域産物への堆肥等の循環、さまざまな視点から見るプロジェクトの今後の展望を伺いたいと存じます。

○議長 ただいまの7番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁 を求めます。町長。

○町長 市原議員からは、阿武町の宝というべき無角和牛・無角和種の振興にかかるご質問をいただきましたが、昭和 30 年 40 年代の山口県のこの北浦地域、萩市と阿武郡の一帯では、どの農家にも主に役牛ではありましたが、無角和種の2~3頭が飼育されて、ピーク時の昭和 38 年には、飼養頭数は 9,790 頭を記録しておりまして、当時は、子牛は黒毛和種よりも高値で取引されていたということであります。

実は、当時は私の家でも小学校3年頃までだと思いますが、2頭ほど無角を 飼っておりまして、私も餌やりの手伝いをしたというか、させられたわけであ りますが、今でもここの人差し指に傷がありますが、藁を切る押し切りで指を 深く切って、大変痛い思いをして、今キッポが残っております。

さて、今更ではありますが、無角和種は、当時の在来種の改良の必要性から、 大正9年に在来の和牛と、イギリスというかスコットランドでありますが、ス コットランドから輸入されたアバディーンアンガス種とを交配した和牛であり まして、飼料は、畦草やら稲藁などの粗飼料で育ち、早熟早肥という大きな特 性があります。

そして、昭和 40 年代からの高度成長期には、外国からの安い輸入牛肉や、 食の嗜好の変化によりまして、いわゆるサシの入った軟らかい肉が好まれるよ うになりまして、赤身で歯ごたえのある無角和種は敬遠されて、家畜市場にお いても、黒毛和種が高値となりまして、無角の飼育をやめていく農家が増えた わけであります。

そして、こうした状況を打開するために、県の畜産試験場では、無角和種の

肉質を黒毛に近づけるために、但馬の黒毛の血を入れたり、F1に取り組んだりした経緯もありますが、結果として改善には至らず、その後も無角和種の飼養農家、飼養頭数は、減少の一途をたどり、平成5年における飼養頭数が既に500頭を切る状況となったわけであります。

そして、このような状況の中で、当時の無角和種振興協議会の小委員会におきまして、100 頭規模の無角和種繁殖センター構想が打ち出されまして、平成6年8月に、山口県と当時の萩市、そして阿武郡の4町4村、阿東町もありますけど、4町4村と関係する農協などからの1億5千万円の共同出捐を基本財産とする、社団法人無角和種振興公社が設立されたわけであります。

そして、翌年には無角和種繁殖センターを建設し、地域の繁殖雌牛 57 頭を買い受けて、無角和種の品種の保全の取り組みを開始いたしましたが、その後も無角和種の飼育農家は減少の一途をたどり、公社は、当初の目的は繁殖だけでありましたが、それだけではすまず、肥育までの一環経営に取り組まざるを得ない状況になってこれが現在に至っております。

そして、それから約30年が経過した現在では、ご案内のとおり、山口県内の無角和種の飼養頭数は、公社に約150頭、そして秋吉台肉牛ファームに約30頭、そして県の畜産試験場と農業大学校、これを合わせて20頭くらい、全県下で合わせて約200頭といったところであります。

市原議員からは、これまでの成果、そして私の熱い想いということでありますので、若干熱く語らせていただきますが、私の職務上での畜産との関わりは、随分昔ですが、昭和 61 年に、当時の経済課の農産係に配属されてからでありますが、平成元年には農産係長になり、無角の立ち上がり時期には、担当係長として、また平成 10 年からは、経済課長兼無角公社の事務局長として、公社に関わって、現在は理事長でありますが、思えば足かけ 38 年の長い間、無角と関わってまいりました。

そして、特に思い出しますのが、創成期、流通の流れ、仕組みができてない中で、同じ和牛の中の地方特定品種である褐色和種、そして日本短角種の流通をお手本とするための調査で、山口大学の名誉教授で、元山口女子大学の学長でもあり、著書として無角和種における肥育牛飼養経営についてというふうな著書や、無角和種作出の経営経済的研究というふうな研究書を執筆された、無角和種の顧問的な存在でありました、中山清次先生と、この中山清次先生は、実は例の事件のときの中山修身弁護士のお父さんでありますが、この中山清次先生と一緒に、褐色の熊本や高知、そして日本短角種のショートホーンの岩手、秋田、青森、そしてまた生協の流通というふうなことも考慮に入れておりましたから、神戸や大阪、こうしたところに日本全国に先生と一緒に飛び回ったことをよく覚えております。

また、経費節減のために繁殖舎の隣の旧長北家畜市場の牛の繋ぎ場を肥育舎

に改造するために、プロの左官に混じって、ブロックやモルタルを使って、飼槽を作ったり、東台では、センターの牧童さんや経済課の職員、あるいは萩の県の家畜保健衛生所、いわゆる家保ですが、家保の職員と一緒に牧草の種を播いたり、巨大なフォードの 100 馬力のトラクターに乗ってモアで刈って、テッダーで反転し、乾燥したら集草してロールベーラーで巻いてラップサイレージを作ると、何百個も作るというふうなこともいろいろとやってまいりました。

また、牛も環境が変わったせいで、原因不明の病死等も結構多くありまして、 その時は家保の先生と一緒に、死んだ牛を当時の周東町の牛の解体処理場に運 んで、解剖にも幾度となく立ち会ったことを覚えております。

先ほど申し上げましたように、公社では繁殖牛 57 頭からスタートいたしましたが、当初の目論見は、生産は公社がやって、要するに子どもは公社がつくって、肥育は地域の農家さんが担うという構想でありましたが、無角の価格の下落等で、実際には受け入れ農家がなくて、肥育農家がなくてですね、やむを得ず繁殖・肥育の一環経営に切り替えて、今もその状況が続いているのは、先ほど申したとおりであります。

また、餌として牧草や稲藁などの粗飼料につきましては、東台の町有地を最大限に活用して、イタリアンライグラスを中心とした牧草は、自給体制を確立しておりますし、稲藁につきましても、地域の農業法人と農畜連携の体制を確立して、飼育に必要な粗飼料につきましては、ほぼ地元産という体制で確立ができていることから、町が目指しております地域内循環につきましては、無角の粗飼料供給の面では、すでにこれが確立しておるというふうにいっていいと思っております。

また公社では新たな取り組みとして、若い職員が地域で発生する食物残渣、 例えばうもれ木の豆腐のおからとか、精米の米ぬかとか、阿武の鶴の酒粕、そ して萩市内の柑橘工場の柑橘の皮などを活用した、濃厚飼料の代替になるエコ フードの実証試験を行っており、このような餌を食べた健全な無角和種は、多 くの方からの支持を受けるものと考えています。

そして、このような取組の評価により、これまで出荷時の生体価格が、キロ800円で取引されておりましたが、肉屋さんの評価、理解を得て、令和4年度からは、これが200円上げていただいて、キロ1,000円にできております。

次に、公社の規模拡大、雇用の創出、従業員の職場環境の改善でありますが、 先月の11月末の現在において、公社の牛の飼養頭数は、繁殖雌牛が68頭、そ して子牛が26頭、そして肉牛として出荷される肥育牛が55頭の合計149頭と なっており、月齢の24月、2歳を目安に、大体月3頭の出荷体制を続けております。

しかしながら、無角和種の知名度は依然として低く、肉牛としては、これまで国産牛、交雑種というふうな取り扱いをされているのが現状であります。

そこで、令和2年度から、総務省の地方創生事業を活用した無角和種との出会い創出プロジェクトに取り組み、まずは山口県でしか飼育されていない無角和種という和牛がいること、そして、その約7割が阿武町で飼育されていること、そしてこの牛の特徴が赤身肉で、牛肉そのものの風味と旨味があるということを、広く知っていただくことに取り組みました。

また、無角和種の可能性の高さを評価し、無角の特徴である赤身肉の最も適した食べ方を研究、教示いただいたシェフが、先ほど市原議員から紹介がありました、渡邊雅之氏でありますが、実は、渡邊氏とは、私が町長に就任した後の、令和元年の7月に、随分5年以上前ですが、令和元年7月に私の先輩達が心血を注いで、取り組んで来た無角を、何とかしたいというふうな想いから、実は、東京赤坂のバッカロッサという高級イタリア店が、無角和種の肉を取り扱っているということを聞きまして、閉店後の店に押しかけて、阿武町の自然、風土を生かした、本当の循環型での無角和種を育てたいという私の夢を熱く語らせていただいて、その時にいたのが渡邊シェフでありまして、シェフからも強く賛同を得たのを本当に覚えております。

そして、そうしたご縁もあって、渡邊雅之氏に、無角和種との出会い創出プロジェクトに参加していただく中で、今年は7月から、今年の7月からは、阿武町の尾無に移住までしていただいて、無角和種振興アドバイザー、ジェネラルマネージャーとして就任をしていただきました。

そして現在、渡邊GMの、食肉業界あるいは畜産業界、そしてシェフの業界、 それぞれの業界で日本をリードする方々との豊富な人脈を生かして、現在、い ろいろなアドバイスと、さまざまな取り組みの伴走をしていただいているとこ ろであります。

考えてみますと、これまでの約 100 年間、無角が創設され、大正9年ですけれども、大正9年から無角和種というものができてきたわけでありますが、それから 100 年以上経った、そして、少なくともこの 30 年間は、無角の、無角和牛の肉質を、如何に黒毛の肉質に近づけるかという歴史であったというふうに思います。

そして今私は、今年を含めて3年間、この3年間が、無角和種のこれまでの歴史の大転換にある、目標を変えるということであります。今までは黒毛に近づけるというふうなことでありましたが、そうじゃない方向を目指すことを、この3年間でやり遂げたいと思っています。

現在は、黒毛に代表されるサシの入った軟らかい肉、霜降りの肉でありますが、日本食肉格付協会の、いわゆるA5とかA4とかいうランクといわれる肉が高値で取引をされています。

ただ、この黒毛和種のA4とかA5ランクの霜降り肉ができ上がる過程においては、このように仕上げるために、高カロリーな穀物を過剰に与えて、一方

で、ビタミンAを限界まで絞り込んで、個体によっては立っているのが精一杯で、失明するような個体もあるというふうに聞いたおり、アニマルウェルフェアにも反した、大変危険な不健康な状況であり、このことは、ある程度牛に知識のある人は周知の事実であり、SDGSの現代において、とてもこれが続いて行くとは思えません。

これからの世の中において、自然や環境に敏感な若い人達、子ども達に、こうした、ある意味異常な状況で育てられた食肉が到底受け入れられるとは思いませんし、そうした感性を持った人達が大人が増えていく、この社会を構築していくわけであります。そうした意味で、今、無角和種の目指すところは、品種の希少性を売りにするのではなくて、例えば、阿武町の福賀西台の放牧場を有効活用して、広々とした環境の中でのびのびと育って、最終的には、経済動物でありますので肉になるわけでありますが、それまでは、いわゆる、先ほどいったように、アニマルウェルフェアの、負荷のない、自然で健康な育て方をして、この阿武町の、この地で、この環境の中で、心優しい人達に大切に育てられたことがウリになるようなことこそ、無角和種の目指す新たな方向性だと思っておるところであります。

このことに関しまして、特に放牧につきましては、無角和種が放牧肥育に適応できるのか、出荷月例が 24 月における体重などはどの程度になるかなどを確認するために、今年の3月から、さまざまな牛の放牧肥育を手がけていらっしゃる、岩手県雫石の中屋敷ファームの中屋敷さんのところに、子牛2頭を今預けて、試験肥育をしていただいておりまして、来年 10 月が 24 月齢となりますから、この結果を心待ちにしているわけであります。

そして、このような取り組みにより、増頭が可能となれば、公社従業員の増員、また、先ほどの町内に無角和牛肉を食べることができる専門のレストランの誘致等による、無角和種を核とした魅力の創出、地域全体としての雇用拡大の可能性もないわけではない、あるのではないかと考えています。

なお、公社従業員の職場環境の件でありますが、ご案内の様に、公社の建物や施設の一部は、昭和 55 年に建設された長北家畜市場を譲り受けて改修したものでありますが、事務所やトイレも当時のままであり、特に、若い女性従業員には、配慮が足らず、大変申しわけないことをしましたが、今後もABUキャンプフィールドとの連携や、視察などに対応するためにも、改修を検討するように農林水産課長にすでに指示をしているところであります。

次に、地域との循環型農業への対応についてでありますが、公社ではすでに、 餌の一部は、先ほどもありましたけれども、地域の稲藁利用をしておりまして、 また、これに伴う田んぼの地力の減退を補充するために、牛糞堆肥の投入によ る耕畜連携に取り組んでおり、農家においては、飼料用米などの飼料専用品種 の作付けによりまして、水田活用の直接支払交付金の対象にもなるというふう に思っております。

なお、市原議員のご提案の山田錦の稲藁採取による循環でありますが、稲藁を飼料として供給いただけることは、目指すところの地域内循環そのものであり歓迎したいというふうに思います。ただ敷料、敷料としての稲藁は、完熟堆肥としての熟成に相当な時間を要するということが予想されますので、このことについては検討が必要であろうというふうに考えます。

次に、国内で飼育されている和牛は、黒毛和種を筆頭に 200 万頭とも 180 万頭ともいわれておりますが、このうち無角和種は約 200 頭で、全体から見れば僅か全体の 0.01 パーセント強というふうなことになります。

先ほど、土佐あか牛の公文さんの紹介がありましたが、この土佐あか牛の独自の肉の格付けとしてTRB、土佐ルージュビーフでありますが、この指標を提案・確立に向け尽力されたのが、実は渡邊GMであったということをお聞きしておりまして、無角和種においても、和牛の赤身肉としての新たなブランドが築けるのではないかと大きな期待を抱いているところであります。

特に無角和種は、200 頭のうち 150 頭が阿武町の無角和種繁殖センターで飼育されていることから、飼育方針・方法の統一は、柔軟にある意味抵抗勢力がなく可能ではないか、そういうふうに思っているところであります。

私も、渡邊GMとは殆ど毎日のように、LINEでやり取りをしていますが、繰り返しになりますが、今年度を含めたこの3年間、しっかりとタッグを組んで、まずは、阿武町が目指す地域内循環の構想に沿った、飼養管理体制の確立と、これによって育つ無角和種の健全な状況をアピールして、無角和牛肉としての新たな格付とブランド化など、これまで以上に取り組みを強化し、正に、無角和種のブランディングは、つまりは阿武町のブランディングであり、無角和種といえば阿武町、阿武町といえば無角和種というような認識が、少し大げさではありますが、日本中に浸透するように、全力で取り組んで参る所存でありますので、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げまして、若干長くなりましたけども、答弁とさせていただきます。

- ○議長 7番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。
- (7番、市原 旭議員はいという声あり。)
- ○議長 7番、市原 旭君。
- ○7番 市原 旭 熱い想いでといいましたら、本当に熱い想いで、大変期待を持てるようなご答弁だったというふうに思います。町長も 38 年無角に関わってこられたという、それこそ熱い想いを持って、今までもこの無角和種を守り育ててきたんだろうなというふうに察しました。

黒毛に近づけるのではなくて、無角独自の肉質をこれからは有効的に商品化 して進めていきたいという熱い想いであったというふうに思います。 先だって、渡辺プロジェクトマネージャーとお会いをしてお話も、実はもう 3回ぐらい会ってお話をしてるんですけれども、非常にアイデアマンであり、 プロデューサーとしてもものすごく既優秀な方だなというふうに思いました。

町長も何度も今お話をされていてっていう話を伺いましたので、今後、また新たな目からウロコっていうか、目が点になるような素晴らしい何か新しいことが生まれてくるんじゃないかなという期待をするところであります。

ちょっと、若干話がずれてしまうんですけど、フェイスブックの方に無角和牛の新製品ということで、たたきを販売はじめましたというふうなことが書いてありました。もうすごい新しいことをすぐにもう動き出しているんだなっていうふうに感心もしたところであります。再質問しますと長くなりますので、これぐらいで、今後も頑張って期待をしていきますというところでこの質問を終わりたいと思います。

- ○議長 7番、引き続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。
- ○7番 市原 旭 それでは2項目目の質問をいたします。地域通貨事業の 展望について、あぶPAYについて伺いたいと思います。

現在、阿武町では、地方創生事業として地域内循環促進に取り組んでおり、町内だけで使える地域通貨の導入を検討していますが、実際に、地域通貨導入に向けた実証実験を、本年、令和5年1月28日から2月28日までの期間、お試し地域通貨として、あぶPAYを発行をされています。

本年の広報あぶ2月号に、スマートフォン向けの専用アプリに登録すれば、 期間中、道の駅、各支所、町民センターで、先着400名500円分の電子ポイン トの付与を受けることができ、実際に、道の駅での買物で利用できますと書か れておりました。

そして、先般の阿武町電力・ガス・食料品等価格高騰対策商品券の事業として、8月の広報で、阿武町では家計支援のために、町民1人あたり 6,000 円分の商品券を交付し、今回は新たな試みとして、電子決済に対応したデジタル商品券あぶPAYを選択できるようにしたと、あぶPAYであれば1人につき500円分のプラスポイント特典を付与とありました。

経費を抑えた事により、それを還元したという事であろうと思います。一方で、この事が不公平ではないかという意見をいわれる方もあります。公共の平等、公共サービスの公平性に反していないかという点です。いわれてみれば、確かに少々気になるところではあります。なぜならば、全ての町民がスマホをお持ちではありません。ましてや、スマホの機能を熟知していないとなかなか実証実験には参加できません。不平等感の声はあちらこちらで聞き、少なからずおられると感じております。

商品券事業は、町民お一人お一人に対して一律で交付で無ければ、また考え方は違ったのかもしれません。そこで商品券事業 6,000 円と、地域通貨普及事

業 500 円を、それぞれ切り離した表現にするだけで、受け取り方は随分違って きたのではないかなというふうに感じています。

先程述べました1月~2月の実証実験の延長線で、第2弾とでも銘打って、現在阿武町では、地域通貨導入に向けた実証実験を開始しています。今回商品券事業にあわせて第2弾を行います。とアナウンスをすれば、誤解は少なかったのではないかと思います。気持ちとしてはそのつもりだったのでしょうけれども、結果として誤解を生んでしまっています。この事は、特別委員会の中でも説明があり、我々もチェックができなかった事は議員にも素直に反省すべき点であります。プラスの付与をどうあがいても貰えない方がおられるということに対して、配慮が足りなかったとお詫びを申し上げたいと思います。町長は、どのようにお感じでしょうか。不平等感に関する配慮について、率直なご意見を伺いたいと思います。

そもそもこの件で 500 円の付与、先行投資をしてまであぶ PAYを普及したいという部分は、紙代、送料、交換手数料を考慮すると、紙よりもデジタル商品券の方がコストを抑えられるという事でしょう。他にどのような事があげられますか、デジタル技術の活用になる行政事務効率化、DX推進と書かれておりましたけれども、どのような効率化が図られるのか伺います。

私は、以前から地域通貨には大変興味を持っておりました。QRコードで支払うキャッシュレス決済PAYシステムも関心がありました。ただ、町民の関心事として、認知度は低いのではないかと感じています。スマホの活用についても、関心はあっても教えて貰うには敷居が高いから行きにくいといった声も聞きます。それらの対策をされる考えはありますか、伺います。

今回、集計の結果、デジタル商品券を選択して申し込まれた町民の割合は、人口の 16%に及び、これは町が設定していた普及目標 10%程度を上回る結果だったと書かれていました。人口の 16%に及びという事ですけれども、数年後の目標値はどの位を目標としておられるのでしょうか。それは、職員の業務軽減にもつながってくるのでしょうか。クレーム対応やアプリのインストール、初期登録などの業務は誰がされるのか、さまざまな問題が発生すると思います。そういったシミュレーションもされておられるのでしょうか。QRコードで支払うキャッシュレス決済PAYシステムの実態の管理は、外部の会社となると思いますが、どのようにお考えでしょうか。職員の対応も含め、今後のフォローについて伺います。最後に大きく町長が目指す地域通貨事業の展望を伺います

○議長 ただいまの7番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁 を求めます。町長。

○町長 2項目目、地域通貨の展望、あぶPAYについてのご質問であります。 まず1点目の、商品券とデジタル商品券に、不公平感があるということであ りますが、今回の電気ガス・食料品等価格高騰対策での商品券事業につきましては、これまで同様、町内の取扱店のみで使える地域通貨事業として、お1人 6,000円分の商品券を町民のみなさまに配付をさせていただきました。

こうした中、現在国が推し進めているDXでありますが、特にマイナンバーカードにつきましては、行政事務の効率化のほか、免許証や保険証、阿武町においても、今後書かない窓口申請など、さまざまな利用が考えられるわけであり、暮らしのさまざまな場面で、利便性をもたらす、利便をもたらすデジタル化は行政推進の重要な要素になってまいります。

そして、その意味でまたデジタル化に慣れていただくためのテストケースと して、先ほどの商品券事業に新たにデジタル商品券という選択制を設けたとこ ろであります。なお、実施に向けては多少お得感のあるインセンティブを設け るのがどうか、設けるとすればどのぐらいが適当かと、いろいろと議論をしま したが、マイナンバーカードの普及のためにマイナポイントの付与があったよ うに、デジタル化、またキャッシュレス推進の目的は、市原議員がおっしゃる とおり、紙をデジタルで行うことによって、商品券の印刷代、封入作業、世帯 に送付する送料、換金の際に金融機関に支払う手数料などを勘案して、紙の商 品券 6,000 円分に対して 500 ポイントとさせていただいたところであります。 実施にあたっては、利用できる取扱店が少ないとご不便をおかけするというふ うなことで、取扱店の募集につきましては、あぶPAYの実証実験として、地 方創生地域内循環という事業を活用して、取扱店の機器の設置、及び運営経費 は事業支弁することとし、奈古地区で 18 事業者、福賀地区では福の里を含め て3事業者、宇田郷地区で1事業者の計 22 業者に登録をしていただきました。 ちなみに、紙の商品券のみの取り扱いは、奈古地区で6事業者、福賀で4事 業者、宇田郷で2事業者の計 11 業者が紙のみということであります。

今回、紙とデジタル商品券に 500 円分の差があり、スマホが使えない人に対して不公平とのご意見でありますが、アナウンスや配慮が足りなかったことは反省しなければなりませんが、ただ固定電話が携帯電話に変わったように、携帯電話がスマホに変わったように、ある意味キャッシュレスは避けて通れない時代の流れであります。何卒ご理解を賜りますようお願いしたいと思います。

次に2点目のあぶPAY普及推進の意味、どのような行政事務効率化が図られるのかということであります。

1点目のお答えと重なりますが、私は令和3年の広報あぶの9月号の町長コラムで、光ファイバーの効用として、スマホとか光ファイバーとか5Gとか、年寄りにはさっぱりわからん。それは若い人の話でわしらには関係ない、そんな方もいらっしゃるが、情報通信技術は、高齢化社会が進めば進むほど不可欠な技術となり、まさにあなたたちのための技術という面もありますよということを書きました。そのときは、光通信WiFiを使って、保健師とおばあちゃ

んのテレビ電話での健康相談の会話を例にいたしましたが、これをスマホに例えると、音声に加えてのコミュニケーションツール、LINEなどが一例ではないかと思います。

今回のあぶPAYプラットフォームとなるアプリについては、多くの中から検討した結果、阿武町の規模感、扱いやすさを念頭に、初期費用もランニングコストも格段に安く、大学の生協等で普及をしておるポケPAYを選択いたしました。実際にデータはエクセルで管理できるなど、シンプルでとても扱いやすいわけでありますが、本格的な推進に向けては、実証実験を踏まえ、さらなる検討を加える必要があります。

マイナンバーカードの普及と利用促進がそうであるように、単に便利であるからといって、全ての方に一方的に押し付けるのは相当乱暴であることは十分認識をしております。時代の進展に合わせつつも、誰も取り残さない選択肢の提供も必要であろうと思います。とはいえ、今後、情報化DX化の推進は、在宅や遠隔での住民サービスの向上、行政事務の効率化において必須であり、特に行政のDXにおいては、まさに今取り組みをはじめたところでありますが、官民を上げてきめ細やかなサポートを行うとともに、しっかりと推進をしていくことが重要であると思っております。

次に、3点目のスマホの活用の推進対策についてであります。最初にスマホの普及の動向について申し上げますが、2023年の内閣府の消費動向調査によると、スマホの普及率は単身世帯で84.5%、2人以上の世帯で92.6%となっております。また、従来型の携帯は単身世帯が12.2%、2人以上の世帯では18.2%となっています。そしてこれに対し、高齢者人口の多い阿武町の実態がどうかは定かではありませんが、依然相当数の方がお持ちであろうというふうに認識しております。

一方で、携帯でありますが、auは昨年の3月末にすでにサービスを終了しており、ソフトバンクは来年の1月末、ドコモは令和8年の3月末で終了の予定で、これによって、基本的に全てがスマホに切り替わります。スマホは電話機能付きの小型パソコンといわれるように、便利でさまざまな機能サービスがある一方で、一部の高齢者向けの格安プランとは別として、基本的に料金が割高です。またスマホを利用したサービスやアプリは無限であると思いますが、便利な反面、使い方を誤ると大変なことになるわけで、住民サービス向上に関するアプリ、地域通貨の普及、また、キャッシュレスの安全な推進などについては、町も一端を担うべきであると考えておりまして、特に高齢者等で取り扱いが不慣れな方については、今後、アプリのインストールや使い方講座等も開催したいと考えております。

次に4点目の職員の対応を含めフォローについてでありますが、数年後の数値目標について具体的な数字を持ち合わせているわけではありませんが、時代

の趨勢であり、職員の業務軽減については、デジタル化に合わせて一気にアナログ対応をなくして一本化が図られればいいわけでありますが、なかなかそうはいきませんので、できるだけ見える化されたシンプルな仕組み作りを行うことで、クレーム対応などを含め、確実に軽減されると考えておりますし、アプリの初期登録については、前回同様、アナログ的に集落支援員などが積極的に行うような方策を講じてまいりたいというふうに思います。

なお、先ほども申し上げましたが、プラットホームで活用しているポケPA Yは、他のアプリと比べて若干の機能制限はありますが、初期費用もランニン グ費用も非常に安価であり、阿武町のような小規模自治体に最も適していると 考えておりまして、扱いも比較的容易であるようでありますので、もう少しこ の方向で様子を見てみたいというふうに思っているところであります。

最後に5点目の地域通貨の将来展望についてでありますが、地域通貨はお金の地域内循環の1つの手法であり、地域内限定で使える商品券もその1つであります。はじまった当初は紙で行われ、一時のブームを過ぎ若干衰退した感もありましたが、近年のデジタル化やキャッシュレス化と相まって、ここにきてまた、全国で急に普及してまいっております。

時代が進めば道具も変わる、道具が変われば暮らしも変わる、こうした中で、 当初 10%と見込んでいたデジタル商品券を実際に選択された割合は 16%、使 用率も 99.7%で、特にトラブルもなかったようでありまして、普及促進に向け て一定の成果があったのではないかと私は思っておりますが、地方創生を通じ て、人ものお金の地域内循環、特に地域通貨事業の効果の重要性については、 引き続き理解をいただけるよう努めてまいる所存であります。以上で答弁を終 わります。

○議長 7番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。(7番、市原 旭議員はいという声あり。)

- ○議長 7番、市原 旭君。
- ○7番 市原 旭 それでは再質問、ごはん近いので怒られそうですが、ただいまご答弁いただきました。今後も先だっての説明会のときに私も実は参加しておりまして、若手の職員とそれから shibano の支援員の方と丁寧に説明されておりました。

今の説明の中にもありまして、今後もそういった形で丁寧に説明をしていくんだというふうな話でありました。ただ、この地域通貨が広がっていけば確かに便利な部分はありましょうし、これが例えば50%以上の町民の方がそれを利用できるようっていうことになれば、それはそれで素晴らしいことでありますけれども、職員にはある意味新しい仕事が増えただけっていうなところも一面ではあるというふうには僕は理解しています。ですので、以前から質問を私もしておりますように、職員の増員であるだとか、業務への配慮が必要だろうな

というふうにも考えます。新たな技術を取り入れると、何か新しいことをしよ うとすると、必ずどうしても人員の確保というのは必要ですし、それに対する 専門的な知識というのも当然必要だろうというふうに感じました。

それから、その説明会に伺ったときにも感じたんですけれども、実は 80 歳よりも高齢な方っていうのもいらっしゃいましたし、男も女も関係なく性別も関係ない状況でしたので、私が思っていた以上に地域のみなさんはそういうのに関心があるんだなというふうには素直に思いました。ただ問題なのは、インストールの仕方がとっても難しくて、その場でパスワードを考えてくれというようないわれ方をしたときに、こんなことなら先にいっておけば、明日考える際にきていただくだけでも違うのにとは思いましたので、そういった専門的な知識や経験が必要な部分は、こちらの教える側がちゃんと実行して覚えていて、受け入れる側はちゃんと事前の準備をしてから行くっていうことすれば、もっとスムーズに行けたんじゃないかなというふうにも感じましたので、今後の展望について、若干、ご答弁いただきたいと思います。

○議長 町長。

○町長 まずはみなさん方に 500 円の差がですね、本当にどうなのかと、500 円の差を享受できないという方もいらっしゃるということが、そういう批判が あったということは本当に真摯に受けとめなきゃならないというふうには思い ますが、やっぱり国が先ほどいいましたように、マイナンバーカードにポイン トを付与しております。これも言い換えてみればですね、そういったことがで きにくい人、いくらマイナンバーカードを切り替えてもですね、それを今度は ポイントを獲得するやり方がですね、私もやりましたけども、けっこう難しい ですよね、簡単ではない。これがましてそういったことに慣れない方があった ら、これ難しいよなと私も実際に思いました。ただ国もですね、私達も同じで す、これはもう世の流れ、時代の流れ、これは1人でもそれができない人がお ったらじゃあやめてしまえということでは、これじゃ前には進まないわけであ りますから、それはそういった方にもいろいろ配慮しながらですね、最大限の 配慮をしながら、やっぱり進めていくべきものは進めていかなきゃならない。 それはDXであり、こういったキャッシュレス、これは日本は特に遅れている と、我々は日本は進んで先進国ぐらいに思ってますけども、その分野ではもの すごく遅れてるんですよね、世界の趨勢の中でも、そういう日本でありますか ら、国も一生懸命やってしゃかりきになってやろうとしてる気持ちも分かりま すし、私たちはそれだからということではないんですけども、やはり住民のみ なさんにもそういう機会はやっぱり与えながら与えていきながら、もちろん裏 でそういうフォロー体制もとりながらですね、でもやっぱり進めていくことは 進めていかなきゃならない。そして、小さいところから、これは今回 500 円で したけど、その差があるんですけれども、やっぱりそういったところから、ち

ょっと身近なところから、1つでもそういうのに慣れていただく機会を作るこ とも必要ではないかなというふうなことで、私も担当の方にこれ絶対文句が出 るぞということはもちろん想定をしておったわけで、できん人もおるぞという ことももちろん想定は当然できるわけでありますから、ですが、やはり時代の 流れも少しずつみなさんに慣れていただくということで、これが 1,000 円 2,000 円の差ということであればですね、またちょっと待ってくださいとなる んですけど、すまんけど 500 円、500 円はそのことによって、例えばキャッシ ュレスですから、手数料はいりませんよね。換金手数料は 100 円か 200 円いる んですけども、それだけで、郵便局で金券を贈りますよね、金券ですから高い ですよね郵送料、これもいらないというふうなことになると 500 円ぐらい出る んですよ、すぐ。そういうふうなことを考えるとまあ 500 円かというふうなと ころでですね、そこでお金は町としての負担として少なくなるというふうなこ とも含めて、実験的にやらさせていただいたということでありますから、先ほ どフォローの問題、そして、今からの進め方の問題、そしてそれに対して人員 の問題等いろいろありますけれども、なるべく進めていくという形の中で、い ろんな今のような問題もクリアし、特にフォロー体制についてはしっかりと今 からまた、今回いろいろ問題があったからやめますよっていう話には私はなら ない。特に今から例えばですね、いろんなボランティアも有償ボランティアと いうのが出てきます。そうした中で、有償ボランティアは現金でやりとりする のっていう話もある。私は有償ボランティアっていうのは、できるならば地域 内循環の1つのなんていうかね、テストケースというようなことになっていた だきたい。何かしていただいたときに、このポイントを付与する形で、その有 償に変えていく、そしてポイントでありますから町内でしか消費できません。 現金だったら色はついてませんから、どこに行っても消費できますけど、ポイ ントは町内の今回やったようなそういうポイントの仕組みをすると、町内でお 金が循環していく、まさに地域内循環、人、物、金の地域内循環が1つの形と してやっていく、いろんなことがそうやってポイント制度によって、そのカー ドかキャッシュレスによって生まれてくる、新しい地域内循環の仕組みが生ま れてくるというふうなことをしっかりと進めていかなきゃいけないし、そのこ とは、しっかりみなさん方にご理解していただくようなPRをしていかなきゃ ならない。そして、ご指摘のありますように、しっかりフォロー体制もしてい かなきゃならないというふうに思っているところであります。以上です。

○議長 7番、再々質問はありますか。

(7番、市原 旭議員ありませんという声あり。)

- ○議長 これをもって、7番、市原 旭君の一般質問を終わります。
- ○議長 ここで会議を閉じて、昼食のため休憩といたします。午後は 13 時 10 分から開始したいと思います。

休憩開始/12 時 10 分 会議再開/13 時 10 分

- ○**議長** 昼食のための休憩を閉じて、会議を続行します。休憩前に引き続き、 一般質問を続行いたします。
- ○議長 それでは次に、4番、西村容子君、ご登壇ください。
- ○4番 西村容子 4番、西村容子、通告に従いまして質問いたします。

行事等の見直しについて、この度、去る 11 月 3 日宇田郷ふれあい祭りを 4 自治会、寿齢会、婦人会の各役員との話し合いのもと、 9 月上旬に急遽決定し開催となりました。

しかしながら、会議では以前を思い出しながら、なかなか進まない時期もありました。高齢化の中お手伝いをお願いしても、以前より少なくなったなと肌で私自身感じ、今後は、催しの内容も検討しないといけないと思っております。 開催日は 11 月にしてはとても暑い天気でしたが、久しぶりに出会い、喜び、涙を出されている方にも会いました。たくさんの笑顔を見ることもでき、会場には 450 人の方が来場され、まさに交流の場だなと思いました。そして終了後には、役員の反省では、来年を早く準備しようとの声、短期間ではありましたが、よく話し合ったなと思っております。また、がんばろうとの声も聞き、少しほっとしています。

しかしながら、宇田郷地区においては、昨年、宇田ふれあいクラブと宇田ボランティアつくし会が後継者不足ということで解散となり、なんとも寂しく感じました。そして、毎年恒例の地区運動会もいつも9月に開催していましたが、平成30年度にケガ人が1年間に他の競技とで数人出ました。その後の開催は、悪天候とコロナ感染の関係で中止となり、令和5年度は、10月15日のABUスポーツフェスタ2023へ参加となりました。この大会は、ニュースポーツなど各種のメニューを取り入れられ、また幅広い年齢層に参加を呼び掛けようと考えてのことだろうとも思っております。この頃はコロナ禍が概ね過ぎ、マスクは完全には外されませんが、以前の生活に戻りつつとなったのではないでしょうか。萩市の方からも、阿武町さんよくいろいろと頑張っておられますねとのお話です。

ここでお尋ねします。阿武町としてたくさんの行事をされています。毎月広報のチラシもたくさん入っております。チラシ以外でも自主的な活動もされているところでもありますが、そこで阿武町は、第7次阿武町総合計画に夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町を掲げ、人が集まるまちづくりに交流促進を推進されています。しかしながら、お祭りなどの行事には、楽しみに町外からこられても、交流の場であることは承知しております。また、町内2地区の方も同じく、協力していただく人が少なくなってきたと伺っております。

このような現状の中、現在新規の行事もありますが、今後、各行事の継続の 必要性と、内容の変更等を各課で検討する時期ではないでしょうか。町長の答 弁を求めます。

○**議長** ただいまの4番、西村容子君の質問に対する執行部の答弁を求めます。 町長。

○町長 ただいま西村議員から、行事の見直しについてのご質問をいただきました。

まず、先月に各地区で開催されたお祭りでありますが、コロナも5類となったところで、今年は3地区ともほぼフルスペックでの開催となったところであります。これまで、福賀大農業まつりにつきましては、阿武町農村青年協議会が中心となって、コロナ禍の中であってもオンライン開催でつなぐなど、工夫をされて毎年開催されてきましたが、宇田郷ふれあい祭り、そして、さん3ふるさと祭りにつきましては4年ぶりの開催でありまして、3年間のブランクによって、前の状況も忘れている中で、主催者や関係者のみなさま方におかれましては、大変なご労苦があった、ご心痛があったものと思っているところでありますが、ふたをあけてみますと、小春日和の晴天の中で、大勢のお客様が来場され、それぞれに見て食べて参加して、楽しいひと時を過ごされたように思います。私も各地区のお祭りに参加して、西村議員のおっしゃるように、帰省の方を含めて地域の方々が久しぶりに集い、出会い、声を掛け合い、また町内外を問わず、来場者のたくさんの笑顔を見ることができる、まさに交流の場の大切さを実感したところであります。

一方で、ご指摘がありましたように、例えば宇田郷地区におきましては、宇田ふれあいクラブや宇田ボランティアつくし会が後継者不足などで解散され、町民運動会も中止になるなど、厳しい状況があるのも現実であります。

そこで西村議員のご質問は、このような現状を踏まえて、今後、各種の町内の各関係行事の継続の必要性と実施にあたっては、内容の変更等を検討するべきではないかというご指摘であります。先ほども申し上げましたが、3地区の祭りは、それぞれ福賀の大農業まつりにつきましては、農村青年協議会が中心となり、また、宇田郷ふれあい祭りにつきましては、地区の代表者等による実行委員会を中心に、さらには、さん3ふるさとまつりにつきましては、奈古分校や奈古文化展との共催、併催によって、各事業所の代表による実行委員会を中心に開催されたところでありますが、いずれの地区においても、人口の減少や高齢化、そして後継者不足等の理由から、お祭りもそれぞれに現状にあわせて、細かいところでは内容や規模等が工夫や変更を加えながら開催に至っているところであります。

こうした中、ご案内のとおり、福賀大農業まつりが今年で 40 回目、宇田郷 のふれあい祭りが 33 回、さん3ふるさと祭りが 35 回目ということで、それぞ れに昭和の時代から続けられてきたイベントであり、各地区のお祭りイベントがはじめられた当初は、町の人口も今の人口の倍以上あったということであります。そして、現在の阿武町の人口は約 3,000 人で、奈古地区が 2,000 人約 2,000 人、福賀、宇田郷地区がそれぞれ約 500 人足らずであり、今までと同じように、同じ規模でお祭りを維持開催していくことは、年々厳しくなることは想像に難くありませんし、やはりご指摘のように、工夫が必要であると思います。

そこで、若干話は横道にそれますが、役場において最近行事の見直しをした例をいくつか挙げてみますと、まず教育委員会においては、昨年に引き続いて今年も 10 月に開催いたしましたが、これまでラジオ体操操講座、そしてニュースポーツ教室、そして阿武町グラウンドゴルフ大会として別々に開催していたスポーツ行事を統合して、これに新たにキッズ脳育運動教室、そして歩き方講座、そして子どもの走り方教室、そして e スポーツ体験会、これらを加えて新たにABUスポーツフェスタとして開催し、半日程度で終わらせるよう大々的に行事の合理化、効率化を図ったところであります。

また、綱引き大会や奈古町民運動会につきましては、スポーツ推進員や自治会の要望や意見も踏まえる中で中止するなど、時代や地域のニーズ、あるいは実情に合わせた行事のスクラップアンドビルドを行っているところであります。そして、その他の公民館行事につきましても、それぞれ参加者の意見を聞きながら、参加者に無理のない範囲で参加できるよう、便宜を図っております。

また、健康福祉課においては、昨年から福祉スポーツ大会と敬老の日大会を 統合して、あぶ健康いきいきフェスタを開催しておりますが、参加されたみな さんからは大変喜ばれております。

ただ、例えば阿武町総合防災訓練や消防団による各種の訓練等については、 地域防災意識の向上や避難路の確認、そして安全安心のまちづくりを推進して いく上では必要不可欠な行事でありまして、まちづくり懇談会も同じようなこ とがいえるというふうに思います。

従って、行事等につきましては、スクラップできる行事とできない行事があるわけでありますので、見直しに対する認識や意識はしっかりと持って対応しなければならないと思っているところであります。

その一方で、私が気にかかっているのが、地域の伝統行事の継承や存続であります。少子化や人口の減少により、これまで引き継がれてきた伝統行事や伝統芸能の存続や継承が難しい時代になってまいりました。幸いにも福賀地区においては、神楽舞が地域の若者により継承され、巫女の舞や各地区の盆踊りなども存続されているところでありますが、以前には夜を徹して行われていた例えばつづらの神楽舞はすでになくなりまして、また、惣郷の神楽舞も後継者不足によって途絶えようとしているところであり、また、漁申祭や十七夜まつり

等についても、今後漁師が激励していく中で、存続が心配されているところで あります。

特に農山漁村というか、阿武町も含めた日本の田舎では、古くからこうした 行事によって、地域のコミュニケーションや、相互扶助の精神が育まれてきた ところであり、また、冠婚葬祭をとおしての地域の輪やふれあいの輪、そして 連帯意識の醸成等が図られてきたところでありますが、昨今はこうしたことも 薄れているようであります。

こうした中で、住民全体による地域行事をはじめ、行政の行う行事、そして 伝統行事などについては、人口減少とともに大きな岐路に立たされているとこ ろであり、私としては、地域の伝統行事につきましては、残せるものは何とか 残す方向で関係者のみなさんが継続していくための仕組み作りや、新しいやり 方、例えば集落を超えた実行委員会を組織するとか、インターネットなどでこ れらを使って担い手を募集して、むしろ参加料をいただいてスタッフになって いただくなど、いろいろと知恵を出しながら存続のための工夫がされることを 願っているところであります。そして、各地区のお祭りや行事、また行政が行 う行事やイベントにつきましても、本来の趣旨や目的、現行の人口構成等をし っかりと踏まえながら、今一度開催する意義や意味を見直し、最終的には本当 に住民の福祉に寄与するかどうかも考慮しながら、廃止すべきものは思い切っ て廃止する選択もあるのかなというふうに思っております。

来年度は阿武町行政改革大綱を見直す年となります。いずれにいたしましても、各種行事やイベントは、地域の連帯感やコミュニケーション、そして町の元気を発信するまちづくり地域づくりの重要なコンテンツであります。今後とも現状やニーズを把握し、将来をしっかりと展望しながら、チェンジチャレンジの精神を持って対応してまいりたいと思っておりますので、その際にはご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長 4番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。(4番、西村容子議員はいという声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 運動会はもう4~5年前からないっていった方が、先ほどの話なんですけど、繰り出しの人がいない、同じ人が出ると、いつもそれで揉めるっていうか、いつかはいつかはと思ってたら、ケガ人も出て、そして今度はスポーツフェスタに変わって、宇田から何人出られたか分かりませんけど、やっぱりこの時期、変わっていかないといけないなっていうのは思いました。

それと地域の神社のお祭りなんかでも、神輿を担ぐ人がいないから、どこも一緒とは思うんですけど、とうとう宇田八幡宮は、工事をして軽トラが上がるようにしてます。ですから、それで神輿を持って上がるというような、ずいぶ

ん時代が変わったなって本当思います。これがまだまだ5年 10 年したら、若い人が増えればいいんですけど、継承することが難しいんじゃないかと、同じ人が高齢の方がお祭りばっかり出て、若い人が出ないような状況もあるんで、地域としてもやっぱりこれは継承というか、自分たちもしないといけないとは思います。

話は変わりますが、一昨日自治会長集会をしまして、新年度のことで話し合いをしました。中にはやっぱりふれあい祭りの手間がほしいということで、今度は自治会から何人か募集をかけようかと、公募しようかとみんながいってましたから、大分構えてきたなと思っておりますので、やっぱりもうこれは変わるから、中を変えていかんといけないのが肌で本当に感じました。いかが町長さん思われるかお聞きしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 本当に阿武町合併したときは1万789人という人口、今3,034人、まさに1/3をすでに割り込んだ状況でありまして、本当に厳しい状況であります。その中で、今日のご質問は、いろんな行事、町の行事ももちろんありますけれども、集落でのいろんな行事これの開催が、あるいは地域での行事の開催が本当に厳しくなっているということであります。

私は何でもかんでも続ければいいとは思っておりません。その行事の意義が 何にあるのか、どこにあるのか、まずここが基本だというふうに思います。そ のことが基本であり、これは続けるべきだということであれば、それに対して 今ある人員の中でその趣旨にあったように続ければいいというふうに思います し、前からやってるからその同じやり方を踏襲すればいいというもんじゃない、 それではとても成り立たない、この人口が1/3になったときにですね、成り 立たないというふうに思います。趣旨が分かれば、例えば、先ほどのお神輿の 話ですけども、それは例えば今までずっとですね、お神輿をお宮から出てです ね、御旅所まで全部みんなが担いで行った、そりゃ昔はそうです。それで人が おったからできました。でもそれは今はとてもじゃないけどできない、でも、 やはり地域のお祭りの中で、お神輿が地域の中を巡回して行くことに意義があ る。御旅所にそこに 1 回止まって、そして地域の方々がそこにきてですね、お 参りする、というふうなことができればそれでいいじゃないですか、ある意味、 やはりそこの主旨をですねしっかりとらまえて、その趣旨に合うような方向で 工夫をしていく、現在のスタッフ人員配置の中で、あるいは、いろんな時代背 景の中でやれる方法を考えていく。それを今までやっていたから、そのとおり にやらないといけないというふうなことはですね、本質が見えてないと、やり 方のことばっかり考えて、何のためにやっているんだということが見えてない から、前こうやってたから今年もこうやらなきゃいけない、そんなことは私は ない。以下同文でですね、いろんな事を何でこれをやっているのかという趣旨

を踏まえれば、その趣旨が叶うのであれば、今の人員、時代に合ったようなや り方をすればそれでいいし、極端な話、惰性でやっていて、みんながイヤイヤ で誰も喜ばない、誰も重要と思わない行事を過去からやってたから続ける、こ れナンセンスですよね、思います。そこは思い切って辞める勇気も必要だとい うふうに思いますから、やはりそれぞれのいろんな行事がありますから、一概 にはいえませんけれども、とにかく基本は何のためにやってるんだ、誰のため にやっているんだということを考えれば、そこからおのずと道は見えてくる。 そのためには、今の人員のためこの目的を果たすためにはこういうやり方、さ っきのトラックの話じゃないんですけど、こういうやり方でやれば、趣旨は貫 徹できますよねっていうふうな話ですよね。そこをみんながもう1回真剣にな って考えなきゃいけない、先ほどの町の行事の合体施工したものもありますよ ね、例として申し上げました。そうしたことも、そういう議論の中で、これで も十分目的が果たせるんじゃないかというふうなことで、3つも4つもあるも のを合体してみたりして、それで、例えばお年寄りの方々から大ブーイングが 出たというふうな私は話ではない。結構ああいうふうな演芸等も見ていただい て、喜ばれているというふうに思っておりますので、いろんなこと、これたま たま一例でありますが、そうしたことをしっかり踏まえた中で、それぞれがそ れぞれのやっている行事を見直ししていく、そして前からやってるからやると いうような、本質を見ないで手段ばっかり見ているというようなことはやめる べきでありますし、思い切ったスクラップのそういった決断も今からの時代は 必要じゃないかなというふうに思っているところであります。

○議長 4番、再々質問はありますか。

(4番、西村容子議員はいという声あり。)

- ○議長 4番、西村容子君。
- ○4番 西村容子 すいません、ふれあい祭りの件でもう一度、3年4年ぶりにしまして、誰もお願いしますっていわなくても前日のお手伝いもきてもらえたというのは、やっぱり地域に合ったお祭りを大事にされてる気持ちがすごく感じましたし、これからもやっぱり縮小であろうと、みんなが気持ちを1つにしてもらえれば繋がるんじゃないかな。そして若い人にもそれを繋いでいかないと、交流の場でもある1つのものですから、運動会が宇田にないから、ふれあい祭りがあって良かったっていう声も聞いております。ですから、これからも見直しを阿武町としても、また今後考えていただければと思っております。以上です。

○議長 町長。

○町長 あの地域の中でですね、話をされて、今ある人員スタッフの中で、ただ、このものは地域の融和を図れるし、年に何回かしかない地域の方々が顔を合わせてお話ができる場でもあるというふうな意義の中で、お祭りを続けてい

くということは大事なことだというふうに思いますし、大変いいことだというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、ただそれを昔やっていたから全く同じやり方でやるっていうんじゃなしに、その時々の時代におうた、人員体制にもおうたようなやり方でですね、無理のない範囲でやっていけばですね、ある意味それが1つのみなさんの1つの目的になってですね、心が1つになる1つの手段でもある、お祭りとはそういうのもなんですけども、なるんでですね、我々もぜひ、今からも協力をさせていただきたいというふうに思いますし、また別の次元として、役場の業務っていうか、そういったイベント行事イベント等につきましてもですね、さきほどのように、しっかりと意義たるものをどこにあるかというふうなことを再確認してですね、今からのやり方は、その意義を取り違えないような形で、どういうふうにやったら、もっとみなさんに迷惑をかけずにできるのかなというふうなことは今からも考えていきたいというふうに思います。以上です。

- ○議長 これをもって、4番、西村容子君の一般質問を終わります。
- ○議長 次に、5番、松田 穣君ご登壇ください。
- **○5番 松田 穣** では通告に従いまして、5番、松田 穣、一般質問をさせていただきます。

まずあの、道の駅の混雑時のレジの待ち時間に関して質問したいと思います。 現在、私は定置網漁業の会社で働いておりますが、早朝に出港して、漁場ま で約30分、3ヶ所の定置網を上げて帰港するまでの約30分、船の上で魚を選 別しながら、萩の市場へ出荷するものと道の駅へ出荷するものとを振り分け、 港に着くと、道の駅の担当者が道の駅に出荷するために魚をパック詰めして、 その後値付けもして、道の駅のオープンする午前 10 時に間に合うように、道 の駅へと朝採れの商品を持っていきます。自分も時々道の駅出荷分のパック詰 めや、商品の搬入を手伝います。商品を搬入する午前 10 時前、道の駅に行く と、土曜日や日曜日などは開店待ちのお客様の並ぶ列も見えて、今年 30 周年 を迎えた道の駅阿武町の人気を実感することができます。大変喜ばしいことで すが、その反面、オープン直後はレジでの精算待ちのお客様の行列も長く、レ ジ待ちの混雑の解消がどうにかできないものかと考えてしまいますし、道の駅 の職員の方も同様に感じておられるようです。以前、我々の職場でも、構造的 な部分で、レジの形態を最近よくある他のスーパーやドラッグストアのように、 通り抜けるような形にしたらいいんじゃないかなどの意見を耳にしたこともあ りましたが、道の駅の関係者の話では、スペースが狭い関係上、改修は難しく、 仮にそうしようとすると、建物の大規模な改修が必要となり、かなりの予算が 必要ということでした。

また、現場でも混雑時には入場制限をかけるなど、混雑緩和のためにさまざ

まな努力をしておられます。

それでは、レジでの精算業務の効率化に着目してみると、現在町内では3つの定置網事業者が、道の駅に朝採れの魚を出荷しておりますが、そのうちの1社はバーコードを利用し、残りの2社は昔ながらのラベラーを使って値付けをしています。生産者ごとに売り上げ状況のメールが定期的に届くことを考えても、レジ通過時に、生産者を判別しながら金額を入力するよりも、バーコードなどで読み取ることができれば、レジの通過時の時間短縮になるのではないかとも思いました。しかし、道の駅でも一時期、鮮魚に関してもバーコードの導入を検討したが、開店時間に間に合わせるためには、シールの印刷や大量の商品への貼り付けを考えると、時間的に厳しく断念したこともあるという話でした。

ただ、最近チャットGPTなどのIT技術の進歩も目覚ましく、国や自治体でも、DXの推進や、デジタル田園都市構想など、デジタル化を推し進める流れも感じます。直売所のレジの改善だけでなく、出荷する生産者も含めて、業務の効率化ができるデジタル化を考えていく必要もあるかと思いますが。町ではどのように考えているのか。町長のお考えをお伺いします。

○議長 ただいまの、松田 穣君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町 長。

○町長 5番、松田議員から、道の駅混雑時のレジ待ちの時間についてのご質問をいただきました。

まず冒頭お断りをしておきますが、町が道の駅阿武町の設置者でありまして、 その管理運営につきましては、公設民営、指定管理制度によって株式会社あぶ クリエイションに委託しておりますので、経営判断する立場ではありませんが、 私の感じているところをお答えさせていただきます。

道の駅阿武町につきましては、去る8月20日に村岡山口県知事をはじめ、議員各位にもご臨席を賜り、登録30周年の記念式典を盛大に開催し、道の駅発祥の地の記念碑の建立も行いました。冒頭申し上げましたように、平成2年の社会実験からはじまり、自他共に認める道の駅の発祥の地として、記念碑の建立により、今後も弛まない進化を続けていくことを町内外に宣言し発信できたことは、大変意義深かったというふうに思っております。

さて、本題に入りますが、町内には3つの定置網があり、毎日、朝獲れの新鮮な魚が格安で買えるということで評判を呼び、道の駅阿武町は、平成3年の物産直売所開設当初から、町内はもとより、近隣そして県内各地から多くのお客さんにお越しいただいております。

また、平成 26 年のリニューアルの後には、直売所の売り場面積も大きく拡大し、一層多くのお客さんにお越しいただいております。

こうした中、開設当初の開店時間は朝9時でしたが、人気の鮮魚が荷揚げ、

選別、パック詰め、値付け、輸送等に時間を要して、来店後のお客さんを長時間待たせるというふうな苦情が出るようなこともありまして、平成 27 年度からは、現在の午前 10 時となったところであります。

松田議員ご指摘のとおり、朝 10 時の開店を待って、平日でも 30 人程度、土日祝日になると 100 人を超えるお客さんが長蛇の列をなしておりまして、新型コロナを契機として、過密防止のための入場制限も行っておりますが、ゴールデンウィークやお盆などには、嬉しいことにサンバシカフェの前まで並んでいる様な時もあり、私も大変嬉しく思っております。

また、開店直後に入場されたお客さんの動きを見ておりますと、9割の方が、 レジかごを持って一目散に鮮魚の冷蔵庫を取り囲んで、お目当ての魚を探して おられるようで、中にはレジかごに入らないほどのたくさんの魚を購入される 方もいらっしゃいます。

そして、その後は、玄関横の壁際に横並びで3台設置してあるPOSレジに向かい、売り場の外周を半時計回りに、最初は鮮魚の冷蔵庫あたりから、次第にお土産、野菜コーナー付近まで長蛇の列となるのが、開店直後の恒例の光景となっています。

ここで、この渋滞解消に向けて、レジの位置をスーパーやドラッグのように通り抜けタイプにできないかとのご意見でもあります。実はこのことは、昨年、令和4年度に道の駅の大規模改修を行いましたが、その際に、道の駅の支配人やスタッフ、役場の担当、そして建築士を交えていろいろと突っ込んだ協議をした経緯がありますが、ご案内のように、直売所の正面に風除室のある玄関があり、縦の奥行きが短く、横に細長く建物が建っている形状のため、やむなく断念をした経緯があります。

次に、レジの精算業務の効率化でありますが、道の駅の商品はお土産品や加工品、野菜、果物を含めて、基本的にはバーコードラベルが貼付してあります。ただ、仕入れ商品の多くは、納品時には、既にバーコードを添付しているわけでありますが、委託販売の野菜や果物は、直売所にある荷受け室での荷受けの際に、生産者にバーコードを貼付、貼っていただいているのが現状であります。また、その際に、ラベルプリンターと紙は道の駅で用意しており、使われる方には手数料をいただくというふうなことになっております。

また、直売所においては、レジ担当は、レジ横でお客さんが買った商品を青かごから取り出して、バーコードリーダーで読み取り、購入済みの赤かごに商品を移しておりますが、バーコードがあれば、とてもスピーディーに完了いたします。また、ポイントカードをお持ちの方は、読み取りを終えて、現金やキャッシュレスでの支払いが終わって、各自がレジ横のサッカー台で袋詰めをしており、お帰りというふうな流れになります。

こうした中、問題の鮮魚でありますが、町内の大小3つの定置網が出荷され

ておりますが、1社につきましては、既にパックにバーコードが貼付されておりますが、その他の2社については、値札と日付等のラベルは貼ってあるものの、バーコードを利用していないのが現状であります。ただ、値札のラベルは生産者毎に2社ありますので、白色と黄色に分かれておりまして、生産者は一目で分かるしくみにはなっておりますので、レジのスタッフは、この値札を見て、生産者と品名、金額をレジのキーボードで入力しているというのが状況です。このことについて、道の駅のスタッフや2つの定置網の値付け出荷担当に聞いてみますと、1社は、バーコードラベラーは買っているけども、10時の開店時間に間に合うようにすると、作業時間の確保が難しくて、実現に至っていない。そしてもう1社は、機械そのものも買っていないというふうなことであるようであります

こうした実情の中で、現在、小売や流通業界においては、商品管理のための バーコードは必須であり、これは精算業務の効率化だけでなく、食品表示法に よる食品の中身を消費者に正しく提供する必要があるわけであります。そして、 それ以外にも、今はただ単に鮮魚としか入力していない商品情報が、より細か く漁種ごとに把握することができて、道の駅側も生産者側も、いつ、どこで、 どの商品が、どう売れたのかといったデータの蓄積によって、より効果的なマ ーケティング分析が可能になるのではないかと思います。

また、バーコードで、どれほどの時間短縮になるかは分かりませんが、1件1件の数秒の時間の短縮の積み上げは、これは決して小さくはないと思います。聞いてみますと、全ての商品のバーコード化も、工夫を凝らせば全く無理ということではないようでありまして、私も以前、視察で福岡県の道の駅むなかたなど、大規模な道の駅も興味を持って複数見てまいりましたが、鮮魚であっても全てバーコード化が図られているところもありまして、こうしたことは、道の駅阿武町の設置者として、また、株式会社あぶクリエイションの最大の株主としても会社にお願いをしていきたいと思います。

なお、道の駅阿武町は、コロナ対策もあって、キャッシュレス化も進んでおりますが、これも多少の時間短縮には寄与するものと思っておりますし、これからは、自動釣り銭機なども有効かもしれません。

また、近隣の道の駅ゆとりパークたまがわでは、直売所の真ん中にレジを構えて、セミセルフレジにより省力化が図られているようでもあります。また、お客さんのピークの分散などにより、レジ待時間の少ない、買いやすい環境づくりは、道の駅スタッフの適正な人員配置と、そして働きやすさにもつながっていくものと思います。行列や雑踏は一見賑やかには見えますが、その反面、レジ待ちの行列のストレスを考えると、目的の物を手にすると、すぐさまレジの横に並ばなければならないというふうなことになりまして、もしかしたら、もう少しゆっくり店内を見て回って、他の商品を手にとって、もう一品購入す

るというふうな販売機会、お客さんからいえば購入機会、店からいえば販売機会、チャンスを失っているのかも知れないというふうにも思います。

また、道の駅の魚は、いくら朝獲れで新鮮とはいえ、実際には、食べるのは、 お昼や夕食の食卓に登るわけですから、鮮魚の繰り出し、陳列時間の工夫、更 に、お刺身や惣菜もあるわけでありますので、むしろ夕方通勤の帰宅時間に合 わせることも考慮しながら、現在の夕方6時の閉店時間の延長、これらもやっ ていくということで、例えばその時間帯は、小人数体制にするとか、またこう いった工夫もすることで対応も可能ではないかなと思っているところでありま す。

今後、さまざまな分野でDX化など技術革新が進み、例えばバーコードに、 市況や天気などと連動した仕組み、閑散期対策、雨や天候不順時の来店プッシュなどにもこうした技術を積極的に取り組んで、他の道の駅の運用なども参考にしながら、積極的に改善に取り組むよう、しっかりと意見を申していきたいというふうに思います。以上で、答弁を終わります。

- ○議長 5番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。
- (5番、松田 穣議員はいという声あり。)
- ○議長 5番、松田 穣君。
- ○5番 松田 穣 では再質問させていただきます。

やっぱり、今年 30 周年を迎えた道の駅発祥の地ということで、大変町長も 大事なことだと考えておられると思います。やはり、自分たち出荷してて何て いうんですかね、1日3回売り上げのメールが届く、それも全て鮮魚でいくら が何点いくらが何点、内容までは正直把握できない、把握するとしたら、やっ ぱり例えばイカに 1,200 円つけてるとか、その値段からしか見ることができな い。逆に、今日出品した物があとどのぐらい残っているのか、1日3回くるん であれば、その時点でもう在庫というか、そのあたりの管理ができればまた次 の日の出荷量と調整することもできるかもしれない。そういった生産者として はそういったバーコードの導入、僕はやったらいいと思うんですけど、なかな か今現場の方で手がつけられてない部分っていうのは正直あります。僕も今回 これで調べて、いろいろそういうのに詳しい友人なんかにも聞いたりしたんで すけど、バーコードの印刷する機械があれば、今スマホにアプリを入れておい て、そこで入力してしまえば、プリンターはちょっと離れてても印刷できると かですね、やっぱり昔、僕が大学生の頃30年近く前になりますけど、やっぱ りPOSレジで来客とか来客の嗜好の管理、それで入荷量を調節したり、その 仕組みが今どんどんどんどん進歩してって、すごい使いやすい、わかりやすい ものになっている。今日の朝、町長もあいさつでいわれてましたけど、やっぱ りDX化の推進、僕ら漁業者から見ると正直なんのことやらっていうような状 態の方が多数いらっしゃると思います。やっぱりこのDXだなんだっていう部

分に関して、さっき質問でもちょっとあぶPAYの話も出てましたけど、町民誰もがやっぱりなんていうんですかね、気がつかないうちに使ってるような状態まで行くっていうのは、やっぱり最終的な理想の形じゃないかなっていう部分はあります。それが今僕らが身近に感じている問題で、当日の商品の出荷点数もラベルさえ出してしまえば何を何点出したか、当然リストにできるわけです。そういったデータの蓄積、それを例えば曜日と天気と気温とそれによって、売り上げがどのぐらい変わってくるのか、こういったデータ蓄積を参考にしてやるようにすれば、やっぱり今手間がかかってる自分で計算してる部分とか、やっぱり業務の効率化、そういうのにどんどんどん紫がっていければいいんじゃないかなとそういうふうに思いまして、今回この質問をさせていただきました。

道の駅に出荷してるっていうと、通常の店舗ですと自分らで発注して、商品を仕入れて、何が何点ていう状況から、売り上げが何個で在庫が何個でロスが何個出た、そういった仕入れと販売の管理というのはされるんですけど、道の駅に関しては、販売者と出荷する側が全く別で、出荷する方が今日はこのくらい出すからとは感覚的に動いてる部分があるんで、そのあたりの解消にDXとか、それでIT技術の活用っていうのはすごい有効かと思いますので、このあたりもどうにか町の方でも後押ししていただけないかなっていう、そういう思いで質問しましたが、町長の方は。

○議長 町長。

○町長 前に広報あぶで私はいつもコラムに時々書くんですけれども、随分前になると思いますが、ユニクロに行って、それまでレジですかね、レジを打たれたのが、行ったときに置いてくださいと、ここに置いてくださいと、置いたら値札のところにチップが入ってるんですね、チップが入って、置いたらお金がチーン、何何何と商品名が出て、金額が出て合計いくらですとピッと出るんですよね、びっくりして、今からこんな時代になるんでしょうねというのをコラムに書いた。ちょっと前ですけど、それ覚えてるんですけど、今もっと時代が進歩して、それも、当時はまだ自動清算までいってるかどうとかちょっと分からない、とにかくびっくりしたのは見えないチップが挟み込んであって値札に、それを読む、今はもうそれがあたり前になって、ユニクロ行ったらぽっと置いたらチャっと出て、あとそのまま、スマホでとそんな感じですけども、それがあたり前になりました。

同じようなことが、今、日進月歩、お店に行ったらあれあれ、こんなことになってるのみたいなことが結構あるんですよね。昔ながらのやり方でレジを打っているのがむしろ、それとかピッてバーコード読むのさえ古いなぁて感じがしますね、そういう時代になりましたし、それがずうっと普及しております。さっきのポイントの話ではないんですけども、それがあたり前になっている時

代です。むしろもうバーコードを読むことがもう古いぐらいの時代にもなって まして、お金も自分で清算するというふうなことであります。

ですから、やはりそういったことは敏感にですねやっていかなきゃ、昔々、 内子町でそのようなことが、データが皆打ち込まれて、出荷者にそのデータが 常時見られるようになってて、何が自分の出荷した商品の何がいつなくなって、 在庫はこれだけしかないというようなことをみなさんは常時監視して、持って いくというふうなことが話題になりましたけれども、もうそれははるか昔です けれども、そういったことが今は全然可能な時代です。ですから、まずは阿武 町の場合は、先ほどありましたように、購入して仕入れて販売するという形じ やないんですね魚と野菜とかは、他の雑貨とかは仕入れて販売するわけですけ れども、利潤を上乗せして販売するわけですけど、魚とか野菜は委託販売、で すから持ってくる人が値を付けて、それの何%というふうなことが、販売価格 の何%を道の駅がいただくっていう、こういう委託販売制度なんで、ちょっと ややこしいというのが、こちらが制御できない部分があるんですよね。持って きた人が持ってくるというふうなことで、ちょっとそこは難しい、私はやはり そういうことを考えると、道の駅には私は道の駅の経営のことをあんまりゴチ ャゴチャゴチゃいっても悪いんですけれども、日頃思っていることを今日言い ますとですね、やはりそこで、棚をコントロールする人が必ず必要だと思いま す。野菜でも白菜がない、白菜を出荷する人がですね、それを引き継がなけれ ば白菜がないんですよ。でも、もうじきこれなくなるっていうんであれば、そ ういったところを参考に、出荷していただく農家に例えば電話をかけてですね、 もう3時間ぐらいしたら白菜なくなるよ、持ってきてくださいよねとかいうこ とでですね、そのことであそこの棚を絶えず切らさない、商品群を常に置いて おくっていうそういう経営も必要だというふうに思います。そのためには、や はり在庫管理、在庫というかそこにあるものの管理とかいうふうなことがきっ ちりできるためには、やっぱりまさにDXですけども、データとして数字とし て、そしてリアルタイムにですね、そのことが分かる仕組み、最低限バーコー ドぐらいはまさに最低限の今の話でありますから、そこについては道の駅の方 にはしっかりと申し上げていきたいというふうに思いますし、もう世の中もっ ともっと変わってますから、次のことまで考えた中でですね、やっていくこと も必要じゃないかな、例えば私はスマホで決済します、ウォレットの中に例え ばSuicaも入ってますし、クレジットカードも入ってます、スマホでです よ、カードじゃなしに、カードも持ってますけど、このスマホじゃダメだとい うところがまだあるんで、スマホじゃできません、クレジットでお願いします っていったら、はいできますっていうから、はいっていったら、ウォレットで クレジット出したら、これはちょっとできません、カードですっていうから、 そんなこともあるんですけども、やっぱり時代はそのように進んでいく。そし

て、これもさっきの話につながるんですけども、我々より年下の年代、子どもたち、子ども達はそれがあたり前、それができないのみたいな話なんですね。そんなところはもう行かないよ。現金しか取り扱わないようなとなると、失礼ながら、もうそんなとこには買いに行きませんと、面倒くさいというふうな時代ですよね。だからそこにはですね、やっぱり販売者、販売する側もきちっとついていかなきゃいけない。お金はかかります、かかるが、そして従業員教育もいちいちそれを変わるたびにですね、やらにゃいけない、今、例えば、なんていうんですか、コンビニなんか行くとですね、一杯支払方法が出てきますけれども、これ従業員の方も全部覚えなきゃいけないんですよ。大変と思いますけれども、しかし、それは今の時代ついていかなきゃいけない。もうこれを拒否するということは、販売する資格がないとはいわないけども、もう同じ土俵には乗れないということを覚悟しなきゃならない、そういう時代だなというふうに思います。道の駅の改善についてはですね、日々改善をしていくように、そして私は気がついたことはしっかりと申して、今のような意見もしっかりと伝えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、松田 穣議員はいという声あり。)

- ○議長 5番、松田 穣君。
- ○5番 松田 穣 では再々質問です。ちょっと先ほど聞き忘れたんですが、 レジの混雑緩和の部分で、やっぱり僕もホテルで勤務した時代に、やっぱりチェックインのときにすごい行列ができたりとか、すごいフロントに立ってる人間にはプレッシャーなんですよね。

やっぱり朝一オープンと同時に、あれだけの行列ができて、待たされたお客様から文句いわれて、それはもうやっぱりスタッフの方々もすごいプレッシャーになると思います。そういった意味でも、やっぱり職場の改善にもつながると思いますし、阿武町の中で道の駅阿武町っていうと、キャンプフィールドもできて、正直阿武町で一番町外からの人も集まる場所でもあるわけですから、やっぱり遠くからきていただいた方に、やっぱり待たせない、待つ時間が出るのはしょうがないかもしれないですけど、どうやったら短縮できるか、そうやって気持ちよく利用してもらって気持ちよく帰っていただく、それでいい思い出の1つになっていけばと思いますんで、このあたりまた今後いろいろ技術革新とかもあるかもしれませんけれども、そのあたりも踏まえてしっかりと考えていっていただければと思います。すいません要望みたいなりましたけど、失礼します。

○議長 町長。

○町長 本当に、本当は秒単位の積み重ねが、塵も積もれば山となるわけでありますので、さっきのレジの方法についても、バーコードで読んだりするのも

もしかしたら古いかもしれないし、現金をやりとりするとかですね、物を見て打つ、もうそんな時代はもうはるか前に終わっているわけでありますから、そこらは、まさに日々日進月歩の中で1個1個道の駅が日々今どうあるべきか、お客さんにどうやったら迷惑かけかけずに1秒でも早くやれるかということは考えていかなきゃならないし、私達も思ったことについてはしっかりと提言をしていきたいというふうに思います。

- ○議長 これをもって、5番、松田 穣君の一般質問を終わります。
- ○議長 ここで会議を閉じて暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

休憩開始/14 時 03 分 会議再開/14 時 11 分

- ○議長 休憩を閉じて、一般質問を続行いたします。
- ○議長 次に、1番、米津高明君、ご登壇ください。
- ○1番 **米津高明** 日本共産党の米津高明です。それでは、第1項目目の質問をします。

町有林のHSE現在ですね、以前は日立サステナブルエナジーといってましたけども、ここへの賃貸証明書発行について、町長にお尋ねします。

花田町長は、2020年10月13日付けで当時の日立サステナブルエナジー株式会社、石田社長あてに、賃貸証明書を発行をいたしました。町有林4筆計1,201,606㎡、これを賃貸する用意があるという内容です。契約ではないにしても、賃貸証明書で問題がなければ貸しますという約束をこの書面でしています。

そこで町長にお尋ねしますが、この賃貸証明書の提出にあたっての根拠とされた条例は、町有林野条例でしょうか。この条例の第1章総則第1条に、本町有に属する林野はこの条例により処理すると書かれています。本町有に属する林野とは、町有林の区域を限定した記述ではありません。ということは、阿武町が所有している林野すべてがこの法律に入るという認識で私はとっていますけど、町長それでよろしいですか。

そして、第4章、貸付地区、この項目ですが、第21条には、貸付地区は、 経営の改善及び合理化を目的とし、開墾し耕地を造成しようとするときに限 り、賃貸借の方法によりこれを貸し付けるとありますが、構造物を建てて営 業運転をする風力発電にはあてはまらない、そういう解釈でよろしいですか。

そして、当時の日立サステナブルエナジーに、賃貸する用意があるという 内容の賃貸証明書を発行していますが、この林野条例のどの条項にあてはま るのか、お答えいただきたいと思います。

2021年9月に、阿武風力発電所建設を考える会など3団体が、阿武町有林野条例第21条によれば、町有林を民間の事業に貸し出すことができないはず

ではないかと問うています。この時、町は阿武町有林野条例は定められた当時、西台山林を農地として開発する目的で制定されたものであり、新たに公益性のある利用目的が発生した場合には、議会の議決を経て、その都度改正されるものと判断していますと私たちに回答しています。この回答を見ても、賃貸証明書の発行が条例に基づいていないことがはっきりするのではないでしょうか。以上5点についての回答をよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの1番、米津高明君の1項目目の質問に対する執行部の答弁 を求めます。町長。

○町長 米津議員から、仮称阿武風力発電事業計画に対して発行した、賃貸証明と、阿武町有林野条例との関連についてのご質問であります。

ご承知のように、阿武町有林野条例は、阿武町合併後間もなく昭和 33 年 12 月に制定されておりますが、当時は今と全く違って、山というか木材の価格は大変高いものがありまして、当時一山売れば家が建つといわれていたほどの財産でありました。従って、町有林も町の重要な財産であり、また、これから生じる木材の販売収入は、町の財政においては大きな割合を占めたと聞いております。また、こうしたことから、議会にも林野委員会という常任委員会がありまして、議会の中でも発言力が大きかったというふうなことも聞いているところであります。

こうした経緯の中で、ご質問の阿武町有林野条例でありますが、当然、今申し上げましたような時代の中で、大変重要かつ貴重な財産である、町有林を保護し、適切に管理する目的で制定された条例であることはいうまでもありません。そして、条例においては、町公有財産造成のために、立竹木が集団して生育されている土地、つまり、純粋に森林経営に供する区域を営林地区とし、また、農業用の堆肥や、畜産のための生草の採取、あるいは牧草を生産するために利用する採草地区、そして、さらに当時は、農業が華やかなりし時代であり、農家の経営の改善や合理化のために、林地の開墾や耕地造成の意欲も大変高い時代でありましたので、これに利用するため、農家に貸し付けることができる区域を貸付地域としておりまして、町有林野はこれらの3種類に分類していた経緯があります。

そして、具体的には、主に西台、東台でありますが、これまでさまざまな歴史がある中で、現在は、農地造成をした肥沃な約7~クタールの畑地を農家に貸し付けており、一方で、以前、粗飼料生産組合に貸し付けていた、飼料畑約15~クタールにつきましては、現在は、西台放牧場として管理しているところであります。

こうした中、米津議員の賃貸証明と阿武町有林野条例との関連性というご質問でありますが、ここは大事なところでありますので、よく聞いていただきたいと思います。

まず1点目の、賃貸証明の根拠が、阿武町林野条例であるかというご質問でありますが、正確にはそれは違います。賃貸証明の文言の内容の1行目に記載しておりますが、証明者阿武町は、下記の土地について、依頼人HSE株式会社に対して、用意があることを証明しますと書いてあります。用意があるとは何かということであります。以前から何回も申し上げておりますように、この証明書に対する阿武町のスタンスは、あくまでも、風力発電を設置するにあたり、環境や住民の健康に被害がないことや、自然災害を誘発しない対策等が講じられているなど、想定される問題を解決できることがしっかりと確認できた時には、貸付について前向きに手続きを進めるという事であります。そして、このことは、具体的には、講じられる対策等が妥当だということがしっかりと確認できた時には、貸付に関する所用の手続きをはじめる、つまり、町有林の貸付に関する阿武町有林野条例の一部改正を議会にお諮りし、議会で判断を仰ぐ手続きをはじめるということです。さらに、それが可決されれば、改正後の条例に基づき、個別事案に関する貸付の可否に係る議案を議会にお諮りして、賛同が得られた時、はじめて貸付を行うということであります。

なお、当然のことでありますが、このことは裏を返せば、対策が十分でない と判断した場合は、手続きは行わない。これは最初から申し上げているとおり であります。つまり、議会に対して、阿武町有林野条例の一部改正の議案を提 出しない、ということは貸付できないということであります。

繰り返しになりますけれども、2行目以降には、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定の取得ができない場合や、送配電事業者の接続の同意を得ることができない場合には、この限りではありません。また、証明者つまり阿武町ですが、証明者は、本証明により賃貸義務を負うものではありませんと明記していることは、米津議員もご案内のとおりであります。

このことが、しっかりとご理解いただければ、今回の米津議員の一般質問への回答の趣旨は、全てがおわかりいただけるというふうに思います。

次にですね、敢えて答えるならば、2点目の阿武町有林野条例は、阿武町有林全部が対象かということでありますが、条例の文言で場所の指定をしているわけではありませんから、当然、阿武町有林全部が対象という解釈になります。また3点目で、風力発電は開墾や耕地の造成にはあたらないのではないかと

またる点目で、風力発電は開墾や耕地の遺成にはめたらないのではないかとということでありますが、当然あたりません。

また、4点目5点目の、賃貸証明は、阿武町有林野条例のどの条項にあてはまるのか、阿武町有林野条例に基づいていないのではないか、とのご質問でありますが、賃貸証明は、阿武町有林野条例を根拠に発出しているものでないことは、先ほどから申し上げているとおりであります。

阿武町林野条例は、今から 66 年前に制定された条例であり、条例制定時と 今とでは、時代背景が全く違うわけでありまして、当時、町有林の一部を風力 発電の用に利用したいとかいうようなことは、想定できるわけもないところであり、また、この他にも、他の事業者等からいろいろな利用要望、あるいは必要性が今後生じる可能性もあるわけでありまして、これも繰り返しになりますが、その時は、中身をしっかりと吟味し、利用形態が妥当と判断した場合には、必要な条例改正等を議会にお諮りして、議会の議決賛同を得る手続きを経ることは当然のことであると考えるところであります。

最後になりますが、仮称阿武風力発電事業につきましては、環境アセスメントにかかる現地調査があり、現在、事業主体であるHSEにより、環境アセスメントの第3段階の環境影響評価準備書が作成されているところでありまして、来年には、これの環境影響調査準備書の公告・縦覧、さらには住民説明会が予定されるといると聞いているところであります。以上で答弁を終わります。

- ○議長 1番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。
- (1番、米津高明議員はいという声あり。)
- ○議長 1番、米津高明君。
- ○1番 米津高明 今の回答では、林野条例には基づいてはやっていない、その必要はないという解釈でよろしいんですね。
- ○町長 林野条例に基づくものではありません。
- ○1番 米津高明 しかしね、賃貸証明書の中の用意があるという言葉がね、物事に対するこういう用意ができていますよという、こういう状態を指していると思うんですね。2020年10月13日に発行した時点では、条例には風力発電事業予定地内の町有林については、民間企業の貸付条項がありません。貸付の条件等を定めた条例もありません、貸すことのできない町有林野を、貸す用意があるという証明書を出すこと自体が少しおかしいと私は思ってます。この条例からはそういうことが読み取れません。何を根拠に、まず、先ほどからいってますように、賃貸証明書を出したのかっていうのが町長の今の回答ではちょっとわからないですね。本来ならば、阿武町の町有林野条例によって、基づいてそういう証明書を出すなり、するのが本来の姿じゃないかと、私はそういうふうに思っています。

それと、2021 年 12 月の議会で私が質問したことに対して、町長が町としては、健康被害や自然破壊が払拭されるのであれば貸してもよいという事務的処理であり、本処理により賃貸義務を負うものではない。形式的に経産省のひな形をそのまま利用して、文中には本証明書により賃貸義務を負うものではないと明記しており、本証明書を再エネ特射法に基づく計画認定の目的外に使用した場合には、この効果が消滅するというふうに、発電事業の実施を担保するものではなく、貸し付けの義務も負うものでないと答弁されていますが、しかし、法令に基づかない事務処理が、許されるのかどうかということではないでしょうか。条例では貸付ができない、この条例に基づいてないと町長はおっしゃっ

てますけども、貸付の用意があるというのは何を意味をするのかということです。将来的にどうするんだじゃなく、決まったときに、きちっと林野条例を改正して契約をするというのは、この証明書を出した時点での法的な根拠、これが何を指すのか、要するに法令に基づいて、法令というのか、阿武町の条例とか規則に基づいていろんな書類を出す、公文書を出すというのが基本だと思うんですね。これが何に基づいて出ているのか、これがまず先ほどの答弁ではちょっとわからない、何かいろんな言葉に騙されたような気がしてます。そういうことですから、もう一度お伺いしますけれども、どういう判断でこの証明書を出されたかいうのを、もう一度ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長 町長。

○町長 あの、先ほどずいぶん詳しく、噛んで砕いていったようにいったつも りなんですけど、まだご理解いただけないというのはちょっと残念ですけれど も、あの賃貸証明、先ほど申しましたように、阿武町林野条例というのは、当 然今の開墾とか3つの種類しかありません。いいましたとおりです。その中で 何でも同じですけれども、例えば今回出ている条例の中で、議員さんの期末手 当を改正して、あげますよというのがありますよね。それ今の条例であげちゃ いけない、あげられませんよ、あげられないけど私達は上げようとしている、 そのために条例改正するんです。じゃ米津議員のいわれるのは、あげちゃいけ ませんって書いてあるから、あげちゃいけませんじゃないですかっておっしゃ るのと同じですよ、わかります。はい、同じことだと思いませんか。今ある条 例にそう書いてあるから一切いけませんっていうことをおっしゃってるんです よ。私は今ある条例を変えて、もしそういう事態が起こった場合ですよ、それ は、その手続きを踏んで、それが許されるならばそうしましょうという話、全 く同じじゃないですかね、さっきの議員さんの報酬をあげるのは、今条例には 何月分とかあります、それをあげようとすることが、あるいはそれを議案提案 することが、今ある条例じゃいけないじゃないですか、あげちゃあダメですよ といわれることと何ら変わらない本質的に。ですから、私は賃貸証明というの は、最終的に用意があるというのはそれが納得できれば、議会にお諮りして、 阿武町有林野条例を貸し付けができるような形に改正をして、もちろん議決し ていただいてですよ、みなさんの民意を得て議決していただいて、それに基づ いて貸付契約をします。もちろん前提は全てが納得した場合ですよ。ですから 前提条件が、今賃貸証明が阿武町有林野条例にあるという前提でものをいって らっしゃるんで、全てがそこで違うんですよ、これはわかるでしょう。本当に 前提条件が違うものを、阿武町有林野条例の条例で今は許されてないからいけ ないじゃないですかというのと同じですね。私はそうじゃなしに、全てのもの がクリアできるのであれば、それは今から手続きをして、阿武町有林野条例を 改正していただく、そして、それに基づく賃貸を議決していただくという手続

きをする用意がありますよっていう、町有林野条例とは直接的な関係はないといったらまたあるかもしれませんが、正確にいえば、阿武町有林野条例に基づく判断ではないということでございます。

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番、米津高明議員はいという声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 何かすごく論点をすり替えられたような気が私はしていま す。あの賃貸証明書を発行するというか、何を根拠にしたかというのをもっと はっきりしてほしいわけですね。後出しジャンケンである程度決まったら、決 まったらこういうふうに法令を改正して、ちゃんと賃貸契約を結びましょうと いう、それはそれでいいんかもわかりませんけれども、これを出した時点での、 要するに貸しますよといってるわけでしょう、何もなければ、何もなければ貸 す用意がありますいうことは、もう貸しますよということですよ。それに対し て何を根拠に、だからいわれたことに対して私もちょっと理解はできません。 おかしいと思ってます。どっちにしてもね、先ほどちょっと最後の準備書とか ああいうのをいわれましたけど、なかなか出てこないみたいですね。HSEに 確認したところでは、来年もいつ出せるかどうかわからないと、ですから、来 年の3月 10 日にはこのFIT法が失効するはずなんですね。ということは、 それまでに強引に賃貸契約というのか、林野条例を変えてやるというおつもり なんでしょうか。だから、それとこの賃貸証明書の疑問、もうちょっと問題を すり替えないように、先ほどの議員の報酬を変えるのと全然違う次元だと私は 思ってますから。

○議長 町長。

○町長 どこに問題をすり替えているんですかね。私は反対というか、米津議員が何か問題をすり替えているように思ってなりませんけれども、いろんな我々が執行権の中でいろんな判断をします。判断しますね、いろんなことを判断しますいろんなことを。それは、法令に基づく判断もありますし、法令に基づかない判断もあります。で法令を改正しなければ判断できない問題もあります。で賃貸証明というのは、そのことについて納得がいけば、法令じゃない条例ですけど、条例に基づく判断をして貸し付けに対する手続きをしますよ、はじめますよ、貸付ますよじゃないですよ、条例改正をして議会にかけて、議会が条例、これダメだといえばもうそれ根拠がなくなるわけですから、貸し付けるですよ、貸し付ける場合はですよ、本当に根拠はなくなるんだから、当然貸付できるわけがないですね、もうダメなんですから。議会の方で貸付条例、例えばこういう状況の場合は貸し付けても貸し付けますよというような改正でですよ、もしそれが可決された場合は、じゃそれに基づいてこういうところを、こうこうこういうふうな貸し付けをしますというこんな議案を出しますよね、

今度個々具体的な議案を出す、片方は阿武町有林野条例の一般的な一部改正案 を出す。それが可決された場合は、その可決された条例に基づいて、今度は 個々個別的な貸し付けの案件を議会に諮る、2段階でやる、議会で可決されれ ば、貸し付けの本当に貸し付け、契約をするということですよね。そこで話の すり替えとかいわれますけれども、何をどこに話をすり替えているんですか。 本当に、貸し付けますよといってるんじゃないんですよ、貸し付けの用意があ るっていうのは、貸し付けるための、もしそれでよしじゃ貸し付けてもいいな というふうな判断ができた場合は、何回にもなりますけど、条例改正に貸し付 けるための条例改正を議会にお諮りする、まず第1弾としてお諮りする用意が ありますということですよね。さらにその次は、それが可決されれば、今度は 個々個別的な貸し付けの案件を議会にお諮りして、こうこうこういう方にこん だけの面積を、この場所を貸し付けすることに議案として出して、それがみな さんが可決されれば貸し付けができるということですよね。どこに矛盾とかす り替えがあるんですか。それで済んだんですかね、もう1個あったような、思 い出しました。続いて、FITが3月に終わるという話、今のまだ手続きがい ろいろHSEの方でなんていうか、対策等についての準備書あたりのものが完 了していない、それで期限が到達したらどうかというふうな話ですが、それは 私たちがどうこういう問題でもないし、間に合わなければそれは当然間に合わ ないようになるだけであって、私たちが旗振ってですね、やろうやろうってい って旗を振ってるわけでも何でもないわけですから、それはその法令に従って、 粛々と期限が切れて、もうそのようなことができないのであればもう終わりま すよ。何かの延長でもあるんだったら、またそれはそれでしょうけど、我々が 特別に何かあの配慮して、何か特別に何か配慮するというふうなことは全くな いということであります。

- ○議長 以上で、1番、1項目目の質問を終わります。
- ○議長 続いて、2項目目の質問を許します。ご登壇ください。
- O1番 米津高明 それでは、2項目目の質問を行います。国保についての質問になります。

現在、阿武町の国保会計は、この5年間でいえば収支決算は黒字で、この黒字分は翌年度に繰り入れをされています。このことで国保税を低く抑えているということです。このことに対しては、私はこういう低く抑えているということに対しては敬意を払います。

町長は、国保を以前に引き下げると、社会保険の加入者に対して不公平が生じると答弁されていますが、国保と社会保険とはもう全然別物でありますから、不公平というのは、こういう捉え方は私は間違っていると思います。不公平といえば、国保に関しては、先ほどから出生がたくさん 15 人にもなってという話も出てますけれども、オギャーと生まれれば均等割りで負担が生じるわけで

すね、生まれたら生じる、これこそが不公平の極りない負担じゃないかなというふうに、社会保険には全然ない制度で、これこそなくすべきではないかと私は思っています。将来的には均等割りをなくして、平等割、世帯割と応能負担である所得割の2つに将来的にはするべきだと私は思っています。このことに関しては、町長前向きに検討、将来に向けて検討をしていただきたいと思います。

国保税の高さを示す数値、これは 2019 年の全国平均のデータになりますけども、国保を 10 としたら、協会健保が 7.5、健保組合と共済組合が 5.8 という数値になります。これで、これを見てもお分かりのように、いかに国保が高いかというのを示してる数字だと私は思っています。

また、前回もその前も町長がいわれてましたけども、他の市町と比べても低い方だから、これ以上引き下げよというのですかということをいわれてましたけども、そういう考え方でなく、阿武町としてどうしていくか、阿武町の独自色をこういうところで出していただきたいと、例えば、これはある東海地方の市がやっとるんですけども、町と市ですから基本の財政とかが違うかもしれませんけども、被保険者の均等割を一律5%軽減するとか、所得 40 万円以下でも65 歳以上の高齢者の均等割を30%軽減するというような、%はちょっと違いますけども、私はこれくらいはしてほしいなというふうに、今回は数字をあげたんですけど、こういうことをやっています。この保険税の減免のためにあたるための一般会計からの繰り入れは、国からの文句いわれません、解消しろとはいわれません。こういった軽減策を是非やっていただきたい、前向きな町長の答弁をお願いいたします。

○議長 ただいまの1番、米津高明君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 米津議員から、国保についてのご質問でありますが、本題に入ります前にみなさんの共通認識を得るためにという意味も含めまして、国保税の仕組みについて説明をさせていただきます。

ご承知のように、国民健康保険税は国保に加入されている被保険者の保険給付等の費用を賄うための目的税でありまして、いいかえれば、給付費を応分の負担で賄うということであります。そしてこの応分の負担は、性質的に支払能力による負担、いわゆる応能割と受益に対する負担、いわゆる応益割というふうな2つに分かれております。具体的には、応能割は所得に付加される所得割であります。また一方で応益割でありますが、これは2種類ありまして、1つは、基本料金ともいえる1世帯あたりの定額で付加される世帯別平等割、そしてもう1つは、世帯の被保険者の人数によって付加される被保険者均等割ということになります。

なお、実は応能割は現在は所得割だけでありますが、平成29年度までは、

固定資産税の納税額に担税力を見出して付加する資産割というのがありました。これは、固定資産税の保有状況を担税力というふうなことが適切かどうかというふうなことがありまして、本町におきましては、平成 30 年度に県単位の国保財政に制度変更をした際に廃止しておりまして、現在は、山口県内の市町は全て所得割、被保険者均等割、及び世帯別平等割の3要素の国保税の税率を算定をしております。

次に、国保税の負担軽減制度でありますが、米津議員もご案内のとおり、まず所得が一定水準より少ない世帯につきましては、世帯別平等割と被保険者均等割に対して、7割5割2割という、それぞれの軽減措置が実施しております。

さらに、未就学児の子どもに対しては、被保険者均等割の半額軽減を実施しており、また、今回議案で上程しておりますが、出産被保険者に対しましては、 産前産後期間の所得割と被保険者均等割の免除を、来年1月1日からするような条例改正をお願いしたいというふうに思っております。

また、後期高齢者医療保険の被保険者と、同一世帯の国保単身世帯に対しましては、5年間の世帯別平等割の半額軽減と、続く3年間は1/4の軽減というふうなことも実施しております。

また、本町におきましては、被保険者のみなさんへの保険給付額等を確保し、 安定的な財源、財政運営をするために、国保税の高い収納率を堅持しておりま すし、また一方で、医療費の抑制に資するためのさまざまな国保事業にも取り 組んでいるところであります。

そして、特に近年は、特定健診の受診率向上に力を入れておりまして、効果的な受診勧奨はがきをタイムリーに対象被保険者へ送付することで、受診率が5%ほど上がるなど、成果も現れてきているところであります。

さらに、町独自の健診結果返却会の実施、特定健診の結果をもとにした特定保健指導や、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施するなど、健康寿命を延ばして、一方で医療費の抑制について、保険者と被保険者が一体となって努力していることはご承知のとおりであります。

そしてその結果、国保税は医療費分でありますが、県内でも低く抑えることができておりますが、これは繰り返しになりますが、町独自の取り組みも含めて、いろいろな健康あるいは医療費抑制に関する施策への取り組みの成果でありまして、決して一朝一夕に出来上がったものではないわけであります。

こうした中、そもそも阿武町の国民健康保険税が県内の他市町と比べて高いかということであります。これも、これまで何度も説明をさせていただいておりますが、本町の今年度の国民健康保険税の他市町との比較を申し上げますと、医療分でありますが、1人あたりの年額が県平均では60,219円となっておりまして、県内で最も高い市町が71,877円、最も低い市町が実は阿武町でありますが47,735円、本町は県平均と比べて12,488円安く、最も高い市町と比べ

ると、24,142 円安い状況にある、県下で一番安い状況にあるということであります。

また、ちなみに県が示した本町の標準税率につきましては、高齢化によって本町の医療費は高い関係で、使うお金ですね、医療費は高い関係で、県内では標準時保険料はそれの県が試算したものにつきましては、県内では8番目に高い60,880円というのが県が試算した税額でありまして、実際に阿武町で適用しておりますのは、先ほど申し上げましたように、60,880円に対して、47,735円でありますので、その差は13,145円というほど大きな負担軽減を図っているところであります。

次に、1世帯あたりの年額を申し上げますと、県の平均は88,776円となっており、県内で最も高いところが108,497円、最も低い市町がこれも阿武町でありまして70,632円でありまして、本町は県平均と比べて18,414円、最も高いところと比べると38,135円安いということであります。

これも、ちなみに県が示した本町の標準税率でありますが、1世帯あたりは 県内で10番目となる89,739円と試算しておりますが、実際に適用しておりま すのは、これも先ほど申し上げましたが70,632円でありますので、県が試算 したものより19,377円安くしておるところであります。

このように、さまざまな工夫を重ねる中で、阿武町の国民健康保険税率は1人あたりの税額も1世帯あたりの税額においても、県内 19 市町の中で最も低い状況であり、また、県が示した標準税率と比較しても、今具体的な数字を申し上げましたように、十分な負担軽減を図っているというふうに思っております。

こうした中、米津議員からは、世帯内の被保険者を基準とした均等割を廃止して、所得割と平等割だけにしてはどうかということでありますが、このことにつきましては、先ほども申し上げますように、現在山口県内の全ての市町が所得割、平等割、均等割の3要素で課税しておるわけでありまして、さらに近い将来、国保税の県下1本化も想定される中で、阿武町だけが均等割をやめて、所得割と平等割だけの2要素だけで国保税を賦課するということは、全く考えておりません。

そして、その上で、これからもいろいろな努力によって、また、制度化されている各種軽減制度等を利用しながら、引き続き、県下で最低水準の国保税額を国保税負担を継続していきたいと考えているところであります。

ただ当然のことでありますが、こうした状況であっても、国保税は保険給付費等の国保事業に要する必要経費の財源でありますから、保険給付費や県が決定した保健事業費納付金等は当然納めなければなりません。

また、米津議員もご案内のとおり、1人あたりの医療費は今こそ低下しましたが、それまでは県下でトップクラスの上位に位置していたことも実際にあっ

たわけでありまして、今後、被保険者のみなさんの所得の状況によっては、納付金の主な財源である国保税率の大幅な引き上げをお願いせざるを得ない事態が生じないとは言い切れないわけであります。そうならないためにも、長年、保険者と被保険者が一体となって努力してきたさまざまな工夫を、これからも継続して、また、国保医療体制の変化に備えるためにも、国保事業の健全な運営は市町の重要な役割の1つでありますので、税率決定、そして個々の事情に即した賦課徴収のため、今後ともしっかりと現状を分析し、財政確保の見通しを持って対応してまいりたいと思う次第であります。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員はいという声あり。)

- ○議長 1番、米津高明君。
- ○1番 米津高明 阿武町は先ほど町長もいわれましたように、特に予防にものすごい力を入れていると私は理解してます。その結果、医者代とかそういうのが少なくて、結果的に黒字の幅が大きいんかなという、それはみなさんの努力、町の執行部の努力だと思うんですけども、ちょっと残念なんですけど、県単位や国単位になったときにみんなに合わせる、みんなと同じように合わせるという考えは、やっぱりちょっとその辺が阿武町独自のやり方をやってほしいなというのがちょっと希望であります。決して国保税が高いから、少しでも下げてくださいといってるんじゃなくて、最初にいいましたように、阿武町はすごく低い方、私が調べたデータでも下から数えれば1番目とかそのぐらいに位置してます。それは十分理解はしてます。その上で、どういうんですかね、今のこの物価がこんだけ高騰しているときに、少しでもそういう意味では、生活が楽になるように考えていただきたいないうのが、目的というか私のいいたいことなんです。

今細かい数字は町長がいわれましたけれども、2023 年度の国保税額のいわゆる一般的にいわれるモデル世帯ですね、30 歳代夫婦と子ども2人、収入が400万円、この計算でいくと、今もちょっといいましたけれども、19 市町で阿武町は17 位ですから、もう1番下の方だから安いということですね、それはもう十分理解してます。金額でいうところの平均データでの金額でいうと、阿武町は359,100円こういう金額になってます。全国的に見ても1,736 自治体の中で、1,265番目ですから、これも大分低い方、全国的に見ても。この山口県内でいえば、1番高いところは周防大島の459,500円、これが1番高いところですね、最低は和木町の340,300円です。これだけ差があって低い方だというのはわかってるんですけども、ぜひともそういうふうな、先ほどいいましたように、そういうやってる市町もあるんですから、ぜひともちょっとまだ話がちょっとずれるかもわかりませんけれども、給食費の無償化されたときに、今年だけじゃなくて何年も続けられるかという質問に、毎年これだけの黒字があるから、今

のところ恒久的に続けられるというふうな、答弁を町長はされてますから、確 かそうですよね、ですから、先ほどいいました均等割の一律5%と、高齢者の 所得40万円以下で65歳以上の高齢者の均等割を30%とするという、このちょ っと試算をちょっとしてみたんですけども、5%を軽減するだけで、おおよそ 100 万円、500 万円かといわれたら、補助というんか、そんだけ減額される人 もまあ少しやなというのがわかるかもわからないですけれども、高齢者の方で、 高齢化率を 50%として、その残りの高齢者の人が全てが所得 40 万円以下に該 当するんであれば、おおよそ300万円です。ですから400万円あったら、こう いうことができる、決して阿武町にとっては、そんなにものすごく重たい金額 じゃないと思うんですね。だから、こういうことをまずはやっていただきたい。 それともう1つ、これは調整基金というのか、国保の、前から私がいってます ように、およそ2億円近くあると思うんですけども、今現在、全国の都道府県 は県統一化とか、いろんなとこで1つの都道府県で統一化を図ろうと、今、町 長もいわれましたように、将来的には国統一化というふうなに向かってるわけ ですけども、今のところ、山口県では、まだそんなにすぐやるとはいわれてな いですね。進めつつあるということですかね、今保険料水準の統一の時期や前 提条件について、医療適正化の取り組みの効果などを見きわめつつ、市町との 間で具体的な議論を進めるというのが、この山口県の現状だと聞いてるんです けども、ただその統一化が図られると、阿武町の場合、普通に計算するとかな り上がると思うんですね金額が、2023 年度でいえば、その金額は真ん中のとこ ろにあてはまるかどうかわからないんですけども、先ほどいいましたように、 1番高いところは 45 万おおかた 46 万円で、1番低いところは 34 万円で、ち ょうど真ん中の 40 万円 100 円というのが山陽小野田市です。ここに合わせる としたら、阿武町は約4万円ぐらい、単純に単純ですよ、何もしなければ上が るんと違うかなあというふうに思ってるんですけども、こういうときに、前か ら町長いわれているように、激変緩和で、こういうときにこの基金を取り崩し て、抑えていただけるようなお約束していただけるでしょうか、これが最後の 質問です。

○議長 町長。

○町長 前回いわれてるのと違うなと思います。前は基金があるからもっと安くしてくださいといってらっしゃいました。いってらっしゃいましたね、基金があるから、で今度は何万円で済むから、もっと安くしてくださいというお話ですよね、今の話は、ということですありますが、私は先ほどから申し上げますように、もうずっと長いこと、さっき具体的な数字をいいましたけれども、県下で本当に最低水準でずっときてるんですね。今年度も、今最低水準の最低ですよね今、1番最低ということはみなさんにとっては1番いいんですけど、1番安い国保税、前の質問があったときには、さらにそれを基金があるから下

げてくださいとおっしゃいましたね。私はそこまでいうんですかっていう話で すよね。それで、そこまではできませんとお答えしたと思います。今も同じ話 なんですけども、今、本当に最低なんですよ県下で、1世帯あたりについても、 1人あたりも県下で一番安いんですよみなさん、そこまでいろんな努力をして、 本当いうたら今の標準でいけば中間ぐらいのお金をいただかなくちゃならない わけですよね、標準を県が示したのでいけば、でもいろんな努力で最低にして るんですよ、これをさらに下げてくれと、あるいは基金があるからとか、こん ぐらいのお金で済むからとか、それは根本的な考え方が違うと思います。そし てさらに、さっきの基金ではないんですけども、今からいつかはわかりません、 でもそんな遠くではないと私は思いますが、国の流れ、いろんな市町の流れ、 県の流れの中で国保税は将来的には一本化になるでしょう、なるということは 阿武町が1番最低なんですから、結局上がるところに標準化されるわけですよ ね、上げる方向に阿武町のここでは上がる方向に行く、1番高いところは下が る方向に行く、標準化されるわけですから、そうすると、じゃあ上がりました、 はいいいです、わかりました、しょうがありませんねといいますかみなさん、 私は、今基金約2億円ありますけれども、2億弱ですが、私はそういったもの の激変緩和、みなさん上がるのは止むを得ない事情もあるかもしれないけども、 そこには、何年かかけて段階的に上げていくような、いわゆる激変緩和ですよ ね、そういったものも必要だから、この基金を今これがあるから安くしてくれ とかそういうことには使えませんよってずっといい続けていますよね、ですか ら今約束してくれとか、なんでそういう話になるかよくわかりませんが、約束 できるわけもありません。ただ思いとしては、今、そういうことについてもこ の基金は今あるから使ってしまえじゃなしに、激変緩和する時期が絶対にくる と思ってます。そのときのために、その時に使いたいということ、これも前か ら申し上げておると思います。

それともう1つは、今阿武町の医療は医療体制がこれも前からいうように、町内に一般の開業医さんは1軒しかありません。国保直診が1つ、国保直診の医師は今年で定年ですよね、65歳で定年退職ですよね、この来年の3月で定年退職。他の町内の医院さんももう80歳というふうな状況の中で、これからの医療体制をしっかりと構築していかなきゃならない。そのためには、阿武町の中に医院がない、診療所がないというわけにはいかないわけですね。そのために、私はいつかこの診療所なりを、今、検討会の方で検討をしていただいておりますが、見通しとしては、町の方で何か診療所を作っていかなきゃならないような状況になるとだろうというふうに見込んでます。そのときには、全てではありませんが、1部はその基金の中から拠出もしていただくというようなことも考えなきゃならない。そういうふうな目でこの基金というのは、将来のために使っていくんだという、今あるからもっと安くするためこれを取り崩して

使いなさいって、それはとてもじゃないけど、それはどこに出してもとおる話ではないと思います。それは安くなるのはみなさんはいいですよ、いいけども、そんなことが継続できるわけもないし、そんな無責任な私は経営はできません、ということでございます。

- ○議長 1番、再々質問はありますか。
- (1番、米津高明議員はいという声あり。)
- ○議長 1番、米津高明君。
- **○1番 米津高明** これは質問というか、ちょっとわかった上で1番安いのは わかった上で、今のみなさんの生活のために、やってください町民のことを思 ってやってくださいといってるわけで、高いからいうふうにいってません。

それと、基金もその各市町の組長さんの考えによって全部違うと思うんですね、阿武町の花田町長はそういう堅実な方法をとられていると私は思ったんですけど、そうじゃなくて、基金がもうこの際山口県で統一されるから、もう本当に少しだけ、阿武町でいえば 2000 万かそこらぐらいおいといたら、あとはもう全部還元したらいいんだよというふうにやった市町も山口県ではあるんですね。萩市も今年度でしたかね、そういう基金から繰り入れで、元々が高いかもわかりませんけどねと、繰り入れはやってます。だから決してね、あるから出せ出せというんじゃなくて、そういう姿勢、町民の思う姿勢、町民の心に寄り添った姿勢を少し見せてほしいないう意味で、今回は、これだけである程度できるんであるから、やってほしいということでお願いはしました。これがあかんから、こっちいうたんやろというようなのじゃ決してありませんから。それだけでちょっと質問を終わります。

○議長 町長。

○町長 あの例えば阿武町が、今の現実に国保税が県下の上から3番目とかいうことであれば、私は基金使うかもしれませんよ。今ここにおるんですよここに、それにさらに基金使えっていうのが私は理解できない、いわれることはわかりますよ、わかるけども、それはちょっと違うんじゃないですか、あまりにも無責任じゃないですかって私は思う。ここにあって、せめて県の平均ぐらいにしましょうねということであれば、それは私は使うことにやぶさかじゃない、みなさんの負担が多くここにあるのであれば、それはせめてみなさんの平均ぐらいまでにはしてあげなきゃいけないと思いますよ。そのために基金は使うかもしれません、多分使うでしょう。それならいいんですよ、私は納得いくんです。ここのものをもっと下げてくれと、ちょっと納得いかないというのが、そういうことです。

- ○議長 これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。
- ○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。
- ○議長 ここで会議を閉じて5分間休憩いたします。

休憩開始/15時10分 会議再開/15時15分

追加日程1 発議第2号から追加日程2 選挙第1号

- ○**議長** 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。
- ○議長 ここで本職よりお願いを申し上げます。先ほど議長の辞職願を副議長 に提出いたしました。議長退任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
- ○議長 阿武町議会におきましては、議長の任期は2年という申し合わせが以前からあります。よって、ただいま2年を経過しておりますので、議長辞職願を副議長の方に提出いたしました。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。ここで市原副議長と交替いたします。

〇副議長(市原 旭) ただいま、末若議長から議長の辞職願が提出されましたので、副議長の私が議長に代わってその職を務めさせていただきます。お諮りします。ここで議長辞職願の件について日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議長辞職願いの件を日程に 追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定をいたしました。

それでは、追加日程等をシステムに登録しますので、しばらくお待ちください。

(追加日程等システム登録)

○**副議長** みなさん届きましたでしょうか、よろしいですか。はい、それでは 追加日程及び議案についてシステムに登録しましたので、確認をお願いをいた します。

追加日程第1、発議第2号、議長辞職願の許可についてを議題とします。

本件は、地方自治法第 117 条の規定により、議員の除斥の対象となりますので、末若議長は退席されます。

(末若議長は議場から退席)

○**副議長** 発議第2号、議長辞職願の許可についてお諮りします。議長末若憲 二君より提出の辞職願いを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長 全員ご異議なしと認めます。よって、末若憲二君の議長辞職願を許可することに決定いたしました。ここで末若議員の入場を許可します。

(末若憲二議員が議場へ入場)

○副議長 追加日程第2、選挙第1号、阿武町議会議長の選挙について、ただいま議長が欠員となりました。お諮りします。ここで議長の選挙を日程に追加

- し、追加日程第2として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
- ○副議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、 追加日程第2として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

それでは、追加日程等をシステムへ登録しますので、しばらくお待ちください。

(追加日程等システム登録)

○副議長 追加の日程及び議案についてシステムに登録しましたので、ご確認をお願いをいたします。

追加日程第2、選挙第1号、阿武町議会議長の選挙を行います。お諮りしま す。選挙の方法はいかがいたしましょうか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり)

- ○副議長 4番、西村容子君。
- ○4番 西村容子 この件につきましては、全員協議会を開いて協議してはいかがかと思います。
- ○**副議長** ただいま、4番、西村容子議員から、全員協議会の開催について提案がありましたが、いかがでしょうか。

(「賛成」という声あり)

○**副議長** 賛成の声がありましたので、ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩をいたします。議員のみなさんは直ちに委員会室へご移動願います。

全員協議会で議長選挙について協議

○副議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開をいたします。選挙第1号、阿武町議会議長の選挙についてお諮りをいたします。選挙の方法は投票または指名推選のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第2項の規定により、副議長において、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長 全員ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることと決定をいたしました。それでは、指名推選の候補についてどなたか発言を願います。

(5番、松田 穣議員「はい」という声あり)

- ○副議長 5番、松田 穣君。
- ○5番 松田 穣 5番、松田 穣、私は、末若憲二議員を推薦したいと思います。末若憲二議員は、長年議会に携わられて、非常に経験も豊富でもあるように思っております。また、あの、昨年いろいろハプニングがあったり、大変

な時期もありましたけど、そういったときでもやっぱり我々が思いつかない部分も経験でカバーしてくださって、そういった状況を見ても議長としてふさわしい対応をしてくれるんじゃないかということで推選したいと思います。以上です

○**副議長** その他にありませんか。ないようでしたら、お諮りいたします。 ただいま、指名推選がありました末若憲二君を、議長の当選人とすることに賛 成する方の起立を求めます。

(「起立全員」)

○副議長 着席を願います。ここで、当選の告知を行います。

それでは、ただいま議長に当選されました末若憲二君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

(「謹んでお受けいたします。」という声あり)

○**副議長** 末若憲二君の議長就任承諾のご発言がございましたので、議長が決定をいたしました。ここで議長を交代します。ご協力ありがとうございました。末若議長、議長席へお願いをいたします。

(市原 旭副議長 自席へ、末若新議長、議長席へ)

○議長 それでは、直ちに議長の職を執らせていただきます。議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは議長選挙におきまして、指名推薦という形でご推挙をいただき、 議長の大役を引き受けることとなりました。身の引き締まる思いと同時に、改 めて責任の重さを痛感しております。私自身、何分にも浅学浅慮の身ではあり ますが、一生懸命大役を務める所存でございます。

議会は町民のみなさまの生活や、福祉に直結する大変重要な役割を担っています。これまで以上に町民目線の議論を進め、阿武町の課題解決に向けて、全力を尽くしたいと思っております。また、これからの議会運営つきましては、執行権限を持つ執行部と、議決権限を持つ議会側との、それぞれの権限を尊重し合い、また、適度な緊張関係を保ちつつ、公正公平で円滑な議会運営に努め、開かれた議会になるよう、議会改革も取り組みながら、住民のみなさま方から信頼していただける議会を各議員とともに協力して、町民の負託に応え、単独町制である阿武町が、今後も発展し、将来にわたって持続するまちづくり、また大きな目標である地方創生が成し遂げられるよう頑張っていく所存です。

今までの先輩議員のみなさま方が築きあげられてきた伝統あるこの阿武町議会を、みなさま方と共にしっかり継承してまいります。そのためには、みなさま方のご指導ご鞭撻、さらには、ご協力をお願いいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ここで会議を閉じて5分間休憩いたします。

休憩開始/15 時 37 分 会議再開/15 時 42 分

追加日程3 発議第3号から追加日程4 選挙第2号

○議長 休憩を閉じて、会議を続行します。先ほど、副議長の市原 旭君から、議長の元に副議長辞職願が提出されております。お諮りします。ここで、副議長辞職の件について、日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職願の件を日程に追加 し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、追加日程等をシステムへ登録しますので、しばらくお待ちください。

(追加日程等システム登録)

○議長 よろしいですか。追加の日程及び議案について、システムに登録しましたので、ご確認をお願いします。

追加日程第3、発議第3号、副議長辞職願の許可についてを議題とします。 本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥の対象となりますので、市原 旭議員は退席されます。

(市原副議長は議場から退席)

○**議長** 発議第3号、副議長辞職願の許可について、お諮りします。副議長、 市原 旭君より提出の辞職願を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、市原 旭君の副議長辞職願を許可することに決定しました。ここで、市原 旭君の入場を許可します。

(市原 旭議員が議場へ入場)

○議長 ただいま、副議長が欠員となりました。お諮りします。ここで副議長 の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題にしたいと思います が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**議長** 全員ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、 追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、追加日程等をシステムへ登録しますので、しばらくお待ちください。

(追加日程等システム登録)

○議長 登録の確認をお願いします。よろしいですか。追加日程第4、選挙第 2号、阿武町議会副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、い かがしましょうか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり)

- ○議長 4番、西村容子君。
- ○4番 西村容子 この件につきましては、全員協議会を開いて協議したらいかがでしょうか。
- ○議長 ただいま、4番、西村容子議員から、全員協議会の開催について提案 がありました。いかがでしょうか。

(「賛成」という声あり)

○議長 賛成の声がありましたので、ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩をいたしますが、みなさまにお諮りします。今日の時間は4時までとなっておりますが、とても終わりそうにないので、暫時延長したいと思いますが、よろしいですか。それでは、全員協議会を開催します。直ちに委員会室へご移動お願います。

全員協議会で副議長選挙について協議

○議長 全員協議会のための休憩を閉じて、会議を続行いたします。選挙第2号、阿武町議会副議長の選挙について、お諮りいたします。選挙の方法は投票または指名推選のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**議長** 全員ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。それでは、指名推選の候補について、どなたか発言をお願います。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり)

- ○議長 3番、白松靖之君。
- ○3番 白松靖之 3番、白松靖之、私は、市原 旭議員を推薦したいと思います。市原 旭議員は、これまで末若議長を支え、議会運営において、高い手腕を発揮されています。また、ご自身においても、都市部での民間勤務や、第 1次産業への従事など、幅広く経験をされておられます。このようなさまざまな分野での経験が豊富な市原 旭氏が副議長として適任者と思いますので、議員各位におかれましては、何卒ご理解とご賛同を賜りますようお願いいたします。以上、私の推薦理由とさせていただきます。
- ○議長 その他にありませんか。ないようでしたら、お諮りします。ただいま、 指名推選がありました市原 旭君を、副議長の当選人とすることに賛成の方の 起立を求めます。

(「全員起立」)

○議長 ご着席ください。起立全員であります。よって、市原 旭君が副議長 に当選されました。

(「ありがとうございます」という声あり)

○議長 ここで、当選の告知を行います。それでは、ただいま副議長に当選されました市原 旭君が議場におられますので、会議規則第 33 条第2項の規定により、当選を告知します。

(「謹んで承ります」という声あり)

- ○議長 市原 旭君の副議長就任承諾のご発言がありましたので、副議長が決定いたしました。副議長、ごあいさつがあればこれを許します。ご登壇ください。
- ○副議長 再び副議長という大役を身に余る大役をお受けいたしました。各議員とともに協力して町民の負託にこたえてまいりたいと存じます。単独町制を選択した阿武町であるからこそできる独自のアイデア、軽いフットワークをもって町制発展のためにも、今後も執行部と絶妙な緊張感を持って、切磋琢磨を重ねてまいりたいと存じます。

個人的には、これからも、これまでも、これまでの人生経験を生かし、残り の任期を精いっぱい尽力する覚悟でございます。何とぞよろしくお願いをいた します。以上就任のあいさつとさせていただきます。共にがんばりましょう。

○議長 これをもって、副議長の選挙を終わります。

日程第4 発議第1号から日程第5 報告第1号

- ○議長 続きまして、日程第4、発議第1号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。議会運営委員会委員の選任については、先ほどの全員協議会において決定がなされておりますので、職員に朗読させます。議会事務局長。
- ○議会事務局長(三浦 貴) 議会運営委員会委員の選任につきまして、ご報告をさせていただきます。新しい議会運営委員会委員につきましては、現在と同じく、1番、米津高明議員、3番、白松靖之議員、5番、松田 穣議員6番、池田倫拓議員、以上の4名の方々です。以上で報告を終わります。
- ○議長 お諮りします。発議第1号、議会運営委員会の選任については、ただいま事務局長朗読のとおり、選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- ○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、ただいま事務局長朗読のとおり、選任することに決定しました。
- ○議長 続きまして、日程第5、報告第1号、議会運営委員会委員長、副委員

長の互選結果の報告について、委員長、副委員長の互選も先ほどの全員協議会 で協議がなされておりますので、私の方から発表させてもらいます。委員長に 池田倫拓君、副委員長に白松靖之君であります。以上報告申し上げます。

日程第6 議案第1号から日程第16 議案第11号を上程

○議長 日程第6、議案第1号から日程第 16、議案第 11 号までを一括議題と します。まず、議案第1号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは議案書の5ページをお願いいたします。議案第1号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案件は、国の人事院勧告に伴うもので、職員及び再任用職員の給料、月平均で1.1%引き上げる給料表の改定をはじめ、期末勤勉手当の支給割合等の改正を行うものであります。

それでは、議案書の5ページをお願いします。この第1条の内容につきましては、議案書の14ページからの新旧対照表によりご説明いたしますので、14ページをお願いいたします。14ページのまず第8条の5の初任給調整手当につきましては、医師の初任給調整手当の限度額を月額414,800円から415,600円に改正し、800円引き上げるものです。

次に、第16条の期末手当につきましては、今年度における一般職の勤勉手当を120/100とあるのは、6月に支給する場合には120/100、12月に支給する場合には125/100に、そして定年前再任用短時間勤務職員、いわゆる再任用職員の期末手当につきましては、67.5/100とあるのは、6月に支給する場合には、67.5/100、12月に支給する場合には、70/100にそれぞれ改正するものです。

次に15ページにかかりますが、第17条の勤勉手当につきましては、今年度における一般職の勤勉手当を100/100とあるのは、6月に支給する場合には100/100、12月に支給する場合には、105/100に、そして再任用職員の勤勉手当につきましては、47.5/100とあるのは、6月に支給する場合には47.5/100、12月に支給する場合には50/100にそれぞれ改正し、あわせて給料表につきましては、5ページからの別表第1行政職給料表9ページからの別表第2医師給料表にそれぞれ改正するものです。なお、この条例は、13ページの附則により、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

続きまして13ページをお願いいたします。この第2条の内容につきましては、議案書の16ページの新旧対照表によりご説明いたしますので、16ページをお願いします。16ページの第11条の2の特殊勤務手当につきましては、特

殊勤務手当のうち、新型コロナウイルス感染症にかかる作業について、法律上の位置づけが5類感染症になったことから、新型コロナにかかる勤務手当を削除するものです。なおこの改正は、13ページの附則により、公布の日から施行し、令和5年5月8日からの適用となります。

続きまして13ページの第3条の内容につきましては、議案書の17ページからの新旧対照表によりご説明いたしますので、17ページをお願いいたします。まず、第16条の期末手当につきましては、6月に支給する場合には120/100、12月に支給する場合には125/100とあるのを、それぞれ122.5/100に、そして再任用職員につきましては、6月に支給する場合には67.5/100、12月に支給する場合には70/100とあるのを、それぞれ68.75/100に改正するものです。

また、第17条の勤勉手当につきましては、18ページになりますが、6 月に支給する場合は100/100、12 月に支給する場合は105/100とあるのを、それぞれ102.5/100に、そして再任用職員につきましては、6 月に支給する場合には47.5/100、12 月に支給する場合には50/100とあるのを、それぞれ48.75/100に改正するものです。

なおこの改正は、13ページの附則により令和6年4月1日からの施行となります。以上で説明を終わります。

- ○**議長** 次に、議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。
- ○**副町長** それでは議案書の19ページをお願いいたします。議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案件は国の人事院勧告に伴い、町長等の期末手当の率を改正するものです。それでは議案書の19ページの第1条及び第2条の内容につきましては、次ページの新旧対照表によりご説明いたします。まず上表の第1条中の第7条、期末手当につきましては、今年度における町長等の期末手当を165/100とあるのは、6月に支給する場合には165/100、12月に支給する場合には175/100にそれぞれ改正するものです。

次に、下表の第2条の令和6年4月1日以降に施行する、第7条の期末手当につきましては、6月に支給する場合には165/100、12月に支給する場合には175/100とあるのを、それぞれ170/100に改正するものです。以上で説明を終わります。

- ○**議長** 次に、議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。
- ○**副町長** それでは議案書の 21 ページをお願いいたします。議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案件も、国の人事院勧告に伴い、議員報酬に係る期末手当の率を改正する ものです。それでは議案書の 21 ページの第1条及び第2条の内容につきましては、次ページ以降の新旧対照表によりご説明をいたします。

まず、22ページの第 1 条中の第 3 条、期末手当につきましては、今年度における議員報酬に係る期末手当を165/100とあるのは、6 月に支給する場合には165/100、12 月に支給する場合には175/100にそれぞれ改正するものです。

次に23ページの第2条の令和6年4月1日降に施行する、第3条の期末手当につきましては、6月に支給する場合には165/100、12月に支給する場合には175/100とあるのを、それぞれ170/100に改正するものです。以上で説明を終わります。

- ○議長 次に、議案第4号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。
- ○**副町長** それでは議案書の24ページをお願いいたします。議案第4号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案件につきましては、国の人事院勧告に伴う職員等の給料表の改正に伴い、会計年度任用職員の給料表を、24ページから28ページのとおり改正するもので、附則において、この施行時期を令和6年4月1日からとするものです。以上で説明を終わります。

- ○議長 次に、議案第5号、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について、執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。
- ○戸籍税務課長(水津繁斉) 議案書の30ページをお願いいたします。議案第5号、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。改正改文につきましては30ページから32ページまで、新旧対照表は33ページから36ページまでです。説明につきましては、別紙説明資料により説明いたしますので2ページからお願いします。それでは説明をはじめます。今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法などの改正に基づくものであり、主な改正内容といたしましては、出産被保険者の減額措置の新設、次に、出産被保険者に係る届け出の新設です。

3ページをお願いいたします。条項別に説明いたします。まずは、出産被保険者の減額措置の新設です。第23条は、減額措置を規定する条文で、出産被保険者に対する減額措置を、第3項として新設します。これは、法令条文の新設に伴うもので、産前産後期間における出産被保険者に係る、国民健康保険税の所得割と被保険者均等割の減額措置を規定するものです。

なお、低所得者軽減の適用がある場合は、当該軽減後の被保険者均等割を 対象といたします。 4ページに軽減措置を一覧にしておりますので、ご確認 ください。 次に、3ページに下段をお願いいたします。次に、第24条の3ですが、これは政令の新設に伴うもので、先ほどの出産被保険者の産前産後期間の減免に係る届け出を規定するものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第6号、指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○**健康福祉課長(矢次信夫)** 議案書 37 ページをお願いします。議案第6号、 指定管理者の指定について、ご説明します。

本案件は、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。施設の名称は、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑、指定管理者は社会福祉法人阿部福祉会、指定期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までとしております。指定管理者については、現指定管理者であります社会福祉法人阿部福祉会を引き続き指定するものです。指定期間については、最長5年間期間を設けることができますが、現在、指定管理者を指定している他の福祉施設の指定期間に合わせるため、令和7年3月31日までとしております。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第7号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求め ます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(矢次信夫) 議案書38ページをお願いします。議案第7号、 阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について、ご説明します。

本案件は、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる、放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後童支援員とみなすことのできる、研修修了予定者の内容が変更されたことに伴い、本条例の附則で謳う職員の経過措置について、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者についても、同様とするため、本条例を改正するものです。

それでは、39ページの新旧対照表によりご説明いたします。附則の第2条において、職員の経過措置について、現行では平成32年、令和2年になりますが、平成32年3月31日までと区切られていたものを、対照表のように期間の幅を持たせるよう改正するものです。施行期日は公布の日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第8号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

〇健康福祉課長 議案書40ページをお願いします。議案第8号、阿武町家庭 的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例について、ご説明します。

本案件は、国においてこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正で、厚生労働省令で定める基準が、内閣府令で定める 基準に改められたことに伴い、本条例を改正するものです。

それでは、41 ページの新旧対照表によりご説明いたします。第 25 条において、厚生労働大臣が定める指針を、内閣総理大臣が定める指針に改めます。施行期日は公布の日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第9号、阿武町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○**健康福祉課長** 議案書42ページをお願いします。議案第9号、阿武町特定 教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例についてご説明します。

本案件は、国において、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、子ども子育て支援法が改正されたことにより、本条例を改正するものです。47ページから74ページまで新旧対照表をつけておりますが、改正箇所が多くなっておりますので、要点のみご説明いたします。

最初に47ページをお願いします。第2条の第9号から第11号及び第13号に おいて、支給認定を教育保育給付認定に、支給認定保護者を教育保育給付認 定保護者に、支給認定子どもを教育保育給付認定子どもに、支給認定の有効 期間を教育保育給付認定の有効期間にそれぞれ改め、以降、条例の文中にあ ります同一の字句を全て改めます。

次に48ページをお願いします。第6条第2項以降、各条文において引用する法律の改正に伴い、条ズレのある箇所をそれぞれ改めます。

続いて55ページをお願いします。中段になりますが、第15条第1項第4号では、厚生労働省令で定める基準が、内閣府令で定める基準に改められたことにより、厚生労働大臣が定める指針を内閣総理大臣が定める指針に改めます。今回の改正は、大まかにこれら字句の整備によるもの、条ズレ、指針を定める大臣を改めるものになっております。施行期日は公布の日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 10 号、阿武町簡易水道事業の設置等に関する条例について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

〇土木建築課長(高橋仁志) 議案書の75ページをお願いします。議案第10号、 阿武町簡易水道事業の設置等に関する条例についてご説明します。

本案件は、国が地方公共団体に対し、令和6年度から簡易水道事業や、集 落排水事業等の会計について、民間企業同様に公営企業会計を適用させ、経 営資産等の正確な状況把握、弾力的な経営等により、経営基盤の強化、財政マネジメントの適正化を推し進めようとするもので、今回、新規に条例を制定するとともに、関連条例等の廃止及び一部改正を行おうとするものであります。それでは、条例の説明をさせていただきます。

第1条は、趣旨で、地方公営企業法及び同法施行令の規定に基づき、本町 の簡易水道事業の設置等、必要事項を定める旨の規定です。

第2条は、設置で、生活用水等を町民の皆さんに供給することを目的に、 簡易水道事業を設置する旨の規定です。

第3条は、法の財務規定等の適用で。地方公営企業法等に基づき、簡易水 道事業に財務規定等を適用する旨の規定です。

第4条は、経営の基本で、簡易水道事業については、経済性、公共の福祉 を推進するほか、各施設の給水区域給水人口等を別表第1から第3のとおり とする旨の規定です。

第5条は、組織で、水道事業の執行管理課は土木建築課とする旨の規定です。

第6条は、重要な資産の取得及び処分で、事業執行において予算で定めなければならない資産の取得と処分については、予定価格等が700万円以上、または1件も5,000平米以上の土地の買い入れ、もしくは譲渡とする旨他の規定です。

第7条は、議会の同意を要する賠償責任の免除で、職員のやむを得ない事情による賠償責任の免除について、議会の同意を必要とする損害賠償額は、 10万円以上とする旨の規定です。

第8条は、議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等で、議決を要する 寄附等の受領金額等を100万円以上、また法律上、町の義務に関係する損害賠 償の額の決定に係る金額を100万円以上とする旨の規定です。

第9条は、会計事務の処理で、簡易水道事業の出納等の会計事務のうち、公 金の収納、支払事務他の権限は、会計管理者に行わせるとする旨の規定です。

第10条は、業務状況説明書類の作成で、予算や決算状況、業務の概況、経理の状況等を説明する資料を、指定期日までに作成しなければならないとする旨の規定です。

次に附則の説明をさせていただきます。

第1条は、本条例の施行期日で、令和6年4月1日からです。

第2条は、既存条例の廃止についてで、昭和50年阿武町条例第18号施行の 同名条例については、新規条例の施行と同時に廃止とするものです。

第3条は、阿武町特別会計設置条例の一部改正で、新規条例の制定に伴い、 第1条第5号の阿武町簡易水道事業特別会計を削るものであります。また、 これに伴い、第6号及び第7号をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものです。 第4条は、阿武町簡易水道事業給水条例の一部改正で、第2条中の既存条例を新規条例に改めるものであります。以上で説明を終わります。

- ○議長 次に、議案第 11 号、阿武町集落排水事業の設置等に関する条例について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。
- ○土木建築課長 議案書の 79 ページをお願いします。議案第 11 号阿武町集落 排水事業の設置等に関する条例についてご説明します。

本案件は、議案第 10 号同様に、今回新規に阿武町集落排水事業の設置等に 関する条例を制定するとともに、関連条例等の廃止及び一部改正を行おうとす るものであります。

それでは説明させていただきますが、条例の第1条から附則の第2条までは、前議案の簡易水道事業設置条例と同様になりますので、割愛させていただき、81ページの附則第3条からご説明します。

附則第3条は、阿武町特別会計設置条例の一部改正で、新規条例の制定に伴い、第1条第5号の阿武町農業集落排水事業特別会計及び第6号の阿武町漁業集落排水事業特別会計を削るものです。

第4条は、阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、題名の阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の、設置及びの字句を削り、阿武町漁業集落排水処理施設の管理に関する条例に改めるものです。

また、第1条中の阿武町漁業集落排水処理施設の設置管理も、阿武町漁業 集落排水処理施設の管理に改め、新規条例等重複する第2条設置と、第3条 施設の名称を削り、これに伴い第4条から第29条までを2条ずつ繰り上げる ものです。

第5条は、阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正で、前条と同じく、題名の阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の、設置及びの字句を削り、阿武町漁業集落排水処理施設の管理に関する条例施行規則に改めるものであります。

また、規則第1条中の阿武町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例も同様に、阿武町漁業集落排水処理施設の管理に関する条例に改めるものです。以上で説明を終わります。

日程第 17 議案第 12 号から日程第 21 議案第 16 号を上程

- ○議長 次に、議案第12号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第4回)について、執行部の説明を求めます。副町長。
- ○**副町長** 議案書の83ページをお願いいたします。議案第12号、令和5年度 阿武町一般会計補正予算(第4回)についてご説明いたします。

まず第1条第1項は、令和5年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は1億7,442万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を36億3,024万2,000円とするものです。

また、第2項は、歳入歳出予算書の款項の区分と、その金額は別冊補正予算書の第1票歳入歳出予算補正のとおりとするものです。第2条の地方債の補正につきましても、別冊補正予算書の第2表、地方債補正の追加のとおりとするものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書 16ページ、1款、議会費から。副町長。

(副町長、議会費、一般管理費、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事務費、児童福祉総務費、保育所運営費、保健衛生総務費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、畜産業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農村災害対策整備事業費、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁業集落環境整備事業費、漁港建設費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、住宅管理費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、学校管理費(小)、社会教育総務費、町民センター費、保健体育総務費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、単独災害復旧事業費、単独災害復旧事業費、5 災公共土木施 設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、諸支出金について説明する。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。

10ページ、12款、分担金及び負担金から。副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

- ○議長 次に、議案第 13 号、令和 5 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定) 特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長
- ○健康福祉課長 議案書の84ページをお願いします。議案第13号、令和5年 度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)について、ご 説明いたします。

今回の補正は、1,138万円を追加し、補正後の予算を5億6,332万8,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の50、51ページをお願いします。 歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

- ○議長 次に、議案第 14 号、令和 5 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定) 特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。
- ○健康福祉課長 議案書の 85 ページをお願いします。議案第 14 号、令和 5 年 度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、ご 説明いたします。

今回の補正は、39万9,000円を追加し、補正後の予算を5,326万4,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の66、67ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

- ○**議長** 次に、議案第 15 号、令和 5 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。
- ○健康福祉課長 議案書の86ページをお願いします。議案第15号、令和5年 度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について、ご説明いたします。 今回の補正は、5万2,000円を追加し、補正後の予算を6億5,492万4,000円

とするものです。それでは、別冊補正予算書の80、81ページをお願いします。 歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

- ○議長 次に、議案第 16 号、令和 5 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補 正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。
- ○土木建築課長 議案書の87ページをお願いします。議案第16号、令和5年 度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)について、ご説明します。 今回の補正は、予算総額に113万円を追加し、歳入歳出それぞれ9,196万円

とします。別冊補正予算書の92、93ページをお願いします。歳出からご説明 いたします。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 皆さんにお諮りします。引き続き続行してやりたいんですが、よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

日程第22 請願第1号を上程

- ○議長 それでは、次に、請願第1号、阿武町有林野条例改正についての請願 について、紹介議員の説明を求めます。1番、米津高明議員。
- ○紹介議員(米津高明) この請願は、阿武の風力発電に関して、林野条例を改正しないようにという請願です。これは、先ほどの質問で町長も答えられたように、先人の方が、山とか林野を守る、守りたい、後世に残したいということで、こういう条例を決められたということで、引き続いて、私たちの子や孫に立派な山林自然を残していくということで、これを出しています。

ぜひとも、これに賛同していただきたいなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

日程第23 委員会付託

○議長 次に、委員会付託を行います。お諮りします。ただいま議題となっております、議案第1号から議案第 16 号、及び請願第1号については、会議規則第 39 条第1項の規定により、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第 16 号、 及び請願第1号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに 決定しました。 ○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって 散会とします。全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 17時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 白松靖之

阿武町議会議員 西村容子